

家畜共済事務取扱要領

農林水産省経営局長通知

制 定：平成 30 年 10 月 2 日付け 30 経営第 1400 号
一部改正：平成 30 年 12 月 18 日付け 30 経営第 2080 号
一部改正：平成 31 年 1 月 10 日付け 30 経営第 2228 号

【略語とその定義一覧】

	略 語	定 義
あ行	育成牛	育成・肥育牛に属する牛のうち、肥育牛以外のもの
	育成馬	育成・肥育馬に属する馬のうち、肥育馬以外のもの
	一般事故	特定事故以外の死廃事故
	牛トレサ法	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）
	牛の胎児	その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して 240 日に達した胎児
か行	家畜共済	死亡廃用共済及び疾病傷害共済
	家畜共済診療点数表	農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）第 117 条第 1 項及び規則第 166 条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数及び診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用のうち診療技術料等以外のものの内容に応じて農林水産大臣が定める点数
	家畜共済損害認定準則	家畜共済損害認定準則を定める件（平成 30 年 3 月 28 日付け農林水産省告示第 642 号）
	家畜共済の病傷事故給付基準	家畜共済の病傷事故給付基準（平成 19 年 3 月 23 日付 18 経営第 7622 号）
	家畜診療所	農業共済団体等の家畜診療所
	疑似患畜	と殺又は殺処分されたものにあつては家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 17 条又は第 20 条の規定によるもの
	規則	農業保険法施行規則
	共済価額設定準則	死亡廃用共済共済価額設定準則を定める件（平成 30 年 3 月 28 日付け農林水産省告示 644 号）
	組合等	農業共済組合、共済事業を行う市町村又は全国連合会
	組合員等	農業共済組合若しくは全国連合会の組合員又は共済事業を行う市町村との間に共済関係の存する者
	月齢	出生した日の応当日を迎えるごとに月齢が 1 月加算される満月齢
	交雑種	乳牛と肉牛の交配により出生した牛
	子牛	成牛以外の牛
	国庫負担限度額	法第 12 条の農林水産大臣の定める額
さ行	3 段階制	市町村段階における農業共済組合又は共済事業を行う市町村が負う共済責任のうち一定部分を都道府県段階の農業共済組合連合会の保険に付し、さらに、農業共済組合連合会の負う保険責任の一定部分を政府の再保険に付している場合をいう
	施行令	農業保険法施行令（平成 29 年政令第 263 号）

	死廃共済金支払限度額	死亡廃用共済に係る共済金の限度をいい、規則第 116 条で定める死亡廃用共済の共済関係ごとに農林水産大臣が定める金額
	死廃事故	死亡廃用共済に係る共済事故
	死廃事故診断書	死廃事故診断書（検案書）（様式例 9）又は当該様式に定める事項が記載された診断書（検案書）
	獣医職員	農業共済団体等の職員のうち、獣医師資格を有する職員
	種雄牛、種雄馬	家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）の規定による種畜証明書 の交付を受けているもの
	成牛	出生後第 5 月の月の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその 日前の日を定めたときは、その日）を経過した牛
	全国連合会	全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会
た行	待期間	家畜に係る共済責任の始まった日から 2 週間以内
	代理受領委任状	病傷事故に係る共済金の代理受領を指定獣医師に委任するために組合員等が作成する委任状
	短期係数	短期係数＝共済掛金期間（月数）／12 か月 （注 1）共済掛金期間（月数）の 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。 （注 2）群単位肉豚にあっては、短期係数＝1 とする。
	伝染性の疾病	家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病及び同法第 4 条第 1 項に規定する届出伝染病（特定肉豚にあっては、規則第 74 条第 2 項第 3 号の規定により農林水産大臣が指定するものに限る。）
	特定組合	法第 73 条第 4 項に規定する農業共済組合
	特定組合等	特定組合又は全国連合会
	特定損害防止事業	法附則第 3 条第 1 項の規定によって農林水産大臣の定める特定の疾病による損害を防止するため、農林水産大臣の承認を受けて連合会等がする法第 126 条（法第 172 条において準用する場合も含む。）の規定による指示に基づくもの
	と殺	食用に供する目的で獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）をと殺し、又は解体すること
	と畜後廃用事故	B S E 又は牛白血病に係る廃用事故のうち、と畜場で B S E 又は牛白血病と診断されたもの
	都道府県連合会	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会
な行	トレサ情報	牛トレサ法に基づく牛個体識別台帳の情報
	2 段階制	特定組合等が負う共済責任の一定部分を政府の保険に付している場合をいう
	乳牛	ホルスタイン種、ジャージー種、エアシャー種、ガンジー種、ブラウンスイス種等乳用種の牛
	農業共済組合	市町村を区域とする組合及び各都道府県を区域とする特定組合

	農業共済団体等	農業共済組合及び農業共済組合連合会並びに共済事業を行う市町村
は行	繁殖関係書類	組合員等が備える授精（種付・移植）証明書、種付台帳、妊娠鑑定書等
	B S E	牛伝達性海綿状脳症
	病傷事故	疾病傷害共済に係る共済事故
	病傷事故診断書等	共済金請求のために提出された診断書（家畜診療所及び嘱託獣医師が診療した場合はカルテ）及び関係資料
	法	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）
ま行	素牛	肥育又は繁殖用の牛として育成された牛

目次

第1章 通則

第1節 目的	8
第2節 共済目的	8
第1款 共済目的	8
第2款 子牛等を共済目的とすることの申出	9
第3節 共済事故	9
第1款 死亡廃用共済の共済事故	9
第2款 疾病傷害共済の共済事故	12
第3款 共済事故の一部除外	15
第4節 加入資格者	16
第5節 共済関係等の成立等	16
第1款 共済関係の成立	16
第2款 個別共済関係の消滅	20
第3款 共済関係の存続	20
第4款 共済関係に関する権利義務の承継	20
第5款 保険関係の成立	21
第6節 共済責任及び共済掛金期間	21
第1款 共済責任の開始	21
第2款 共済掛金期間	22
第3款 共済掛金期間の継続	22
第7節 共済価額及び共済金額	22
第1款 共済価額	22
第2款 家畜の価額の評価方法	26
第3款 共済金額	29
第4款 異動通知	30
第5款 包括共済関係に係る共済金額等の変更	31
第8節 共済掛金等	32
第1款 共済掛金	32
第2款 共済掛金率	33
第3款 共済掛金区分	34
第4款 共済掛金の国庫負担	35
第5款 事務費賦課金	38
第6款 組合員等負担共済掛金等の払込み	38
第9節 共済掛金等に関する権利の消滅時効	41
第10節 共済掛金等の相殺の制限	41
第11節 損害防止及び調査	41
第12節 共済金	42

第1款	死亡廃用共済.....	42
第2款	廃用家畜の基準額.....	45
第3款	死廃事故に係る共済金支払限度額.....	48
第4款	疾病傷害共済.....	49
第13節	死亡廃用共済における共済掛金等の期末調整.....	50
第1款	共済掛金期間中に共済価額の変更がない場合.....	50
第2款	共済掛金期間中に共済価額の変更があった場合.....	52
第14節	死亡廃用共済における共済金の期末調整.....	54
第15節	免責.....	54
第1款	組合等による免責.....	54
第2款	都道府県連合会の免責事由.....	59
第3款	組合員等への説明.....	59
第16節	危険の減少.....	59
第17節	共済関係の無効等.....	60
第1款	共済関係の無効等.....	60
第2款	保険関係の無効等.....	60
第3款	共済関係の解除.....	61
第18節	第三者に対する権利の取得.....	62
第19節	業務の委託.....	62
第20節	他人の家畜を家畜共済に付したときの共済金の請求権.....	62
第21節	保険関係の協議等.....	63
第22節	責任準備金.....	64
第23節	家畜診療所.....	64
	農業共済団体等家畜診療所運営規則（例）.....	66
第24節	嘱託及び指定獣医師.....	71
	嘱託・指定契約書（例）.....	75
第25節	損害評価会及び損害評価員.....	78
第2章 引受け		
第1節	組合等の引受けに関する事務処理.....	81
第2節	都道府県連合会の引受けに関する事務処理.....	86
第3章 損害認定		
第1節	死亡廃用共済.....	88
第1款	死廃事故の発生通知.....	88
第2款	現地確認及び損害認定（3段階制）.....	89
第3款	現地確認及び損害認定（2段階制）.....	95
第2節	疾病傷害共済.....	97
第1款	病傷事故の発生通知、共済金の請求.....	97

第2款	審査及び損害認定（3段階制）	99
第3款	審査及び損害認定（2段階制）	103
第4款	共済金の再審査請求	104
第5款	現地確認調査	104
第3節	家畜共済事故病類別表	106

第4章 肉豚共済

第1節	通則	132
第1款	目的	132
第2款	共済目的	132
第3款	共済事故	133
第4款	加入資格者	134
第5款	共済関係等の成立等	134
第6款	共済責任及び共済掛金期間	135
第7款	共済価額及び共済金額	135
第8款	共済掛金等	137
第9款	共済掛金等に関する権利の消滅時効	140
第10款	共済掛金等の相殺の制限	140
第11款	損害防止及び調査	140
第12款	共済金	140
第13款	免責	141
第14款	危険の減少	142
第15款	共済関係の無効等	142
第16款	第三者に対する権利の取得	142
第17款	業務の委託	142
第18款	他人の家畜を家畜共済に付したときの共済金の請求権	142
第19款	責任準備金	142
第20款	損害評価会及び損害評価員	142
第2節	引受け	143
第1款	組合等の引受けに関する事務処理	143
第2款	都道府県連合会の引受けに関する事務処理	145
第3節	損害認定	145
第1款	死亡事故の発生通知	145
第2款	現地確認及び損害認定（3段階制）	145
第3款	現地確認及び損害認定（2段階制）	147

第5章 共済金の支払

第1節	死産事故に係る共済金の支払	148
第2節	病傷事故に係る共済金の支払	148

第6章 保険金及び再保険金の請求及び支払	
第1節 組合等（特定組合等を除く。）の保険金の請求等.....	149
第1款 保険金の請求.....	149
第2款 死廃事故に係る確定報告及び保険金の請求・返納申請.....	150
第2節 都道府県連合会の行う保険金の支払及び再保険金の請求等.....	150
第1款 保険金の支払及び農林水産大臣への損害発生通知.....	150
第2款 損害確定報告及び再保険金請求書.....	150
第3款 再保険金の概算払請求.....	150
第3節 特定組合等の行う保険金の請求等.....	151
第1款 農林水産大臣への損害発生通知.....	151
第2款 損害確定報告及び保険金請求書.....	151
第3款 保険金の概算払請求.....	151
第7章 補則	
第1節 家畜共済（死亡廃用共済）から農業経営収入保険への移行.....	151
第2節 家畜共済の制度改正に伴う新制度への移行.....	152
第3節 養畜の業務の全部又は一部を止めた場合.....	152
第4節 第1章第17節第3款の2の（2）の場合.....	153
書類様式目録.....	154

第1章 通則

第1節 目的

この要領は、法、施行令、規則、共済価額設定準則、家畜共済損害認定準則等に準拠して定めたものであり、家畜共済事業を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

第2節 共済目的

第1款 共済目的

1 死亡廃用共済

死亡廃用共済の共済目的は次のとおりである。

- ア 成牛
- イ 子牛等（子牛及び牛の胎児をいう。）
- ウ 馬（出生の年の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その日）を経過したものに限る。）
- エ 種豚（出生後第5月の月の末日を経過したものに限る。）

2 疾病傷害共済

疾病傷害共済の共済目的は次のとおりである。

- ア 1に掲げる成牛
- イ 1に掲げる子牛
- ウ 1に掲げる馬
- エ 1に掲げる種豚

3 牛又は馬に係る月齢の引下げ

- （1）家畜の取引月齢等を勘案し、農林水産大臣が定めるところにより特定の地域において取引の実情に合わせ共済目的たる牛又は馬の月齢を引き下げることができるとしている。
- （2）共済目的たる牛又は馬の月齢を引き下げることができるのは、家畜市場又は食肉市場における取引月齢の実態等からみて、現行の月齢を引き下げる必要があり、かつ、これによる弊害がないと認められる場合とする。
- （3）共済目的たる牛又は馬の月齢引下げを必要とする地域がある場合には、都道府県連合会及び特定組合等は、次の事項を明らかにした資料を添えて、1月末日までに農林水産省経営局長にその旨を申し出るものとする。
 - ア 月齢引下げを必要とする地域、共済目的、月齢及びその理由
 - イ 月齢引下げを必要とする共済目的についての導入又は取引の若齢化の実態を

示す資料

ウ 月齢引下げを必要とする共済目的についての加入見込頭数、直近3か年の金額被害率の実績及び直近3か年に月齢引下げを行った場合に見込まれる金額被害率

第2款 子牛等を共済目的とすることの申出

- (1) 組合等との間に育成乳牛又は育成・肥育牛に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、組合等に対し、子牛等を共済目的とする旨の申出をすることができる。
- (2) 組合等との間に乳用牛又は肉用牛に係る疾病傷害共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、組合等に対し、子牛を共済目的とする旨の申出をすることができる。
- (3) 前2項の申出があったときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、死亡廃用共済にあっては子牛等、疾病傷害共済にあっては子牛を共済目的とするものとする。

第3節 共済事故

第1款 死亡廃用共済の共済事故

1 死亡事故

成牛、子牛等、馬及び豚の死亡をいう。ただし、次の場合を除く。

ア と殺による死亡

イ 家畜伝染病予防法第58条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡

2 廃用事故

成牛、子牛、馬及び種豚の廃用をいい、次のように区分する。

区分	廃用の要件	備考
1号廃用	疾病又は不慮の傷害（3号廃用に掲げる疾病及び傷害を除く。）によって死にひんしたこと。	獣医学的に救い得ない状態になり、脈拍、呼吸その他一般症状から一両日中に死亡することが確実になったときをいい、単に使用価値を失うか、又は治癒の見

		込みがないことをもって廃用の理由とはならない。
2号廃用	不慮の災厄によって家畜それ自体の病傷の有無にかかわらず周囲の事情によって救うことのできない状態となること(家畜伝染病予防法第58条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。) (備考) 自然災害により、次の全ての条件に合致したときも、救うことのできない状態となったときとして取扱う ア 組合員等の畜舎及び搾乳施設が倒壊し、飼養、管理が困難となっていること。 イ 組合員等の他の畜舎等に移動させて飼養を継続することは困難であること。 ウ 周辺農家等への家畜の預託等の受入先探しに努めたこと。	例えば、陥没地に落ち込んだ家畜の救出が不可能である場合等をいう。
3号廃用	骨折、は行※1、両眼失明※2、牛白血病※3、伝達性海綿状脳症若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂で採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって、使用価値を失ったこと。 ※1 管骨骨折、アキレス腱断裂によるは行等（起立・歩行不能等著しい機能障害を呈する場合であって、その原因が体躯を維持する部位あるいは躯幹の損傷、傷害等によるもの） ※2 虹彩炎による両眼失明等 ※3 家畜保健衛生所若しくは食肉衛生検査所において牛白血病と診断されたもの又は一般臨床症状を伴うものであって次の基準のいずれかを満たしたも	と畜後廃用事故を含む。

	のとする。なお、アの基準による場合は、原則として抗体検査（間接赤血球凝集反応又は酵素免疫測定法（ELISA法）に限る。）又はPCR法の結果を参考にして疫学的な検討を加えて慎重に取り扱うこと。 ア 体表若しくは体腔内のリンパ節の複数の腫大又は胸腺の腫大が認められ、かつ、血液検査において異型リンパ球数が末梢リンパ球数の5%以上認められるもの又は腫大リンパ節の生体組織学的検査において多数の異型リンパ球が認められるもの。 イ 血液検査において末梢リンパ球数が12,000個/mm³以上認められ、かつ、抗体検査（間接赤血球凝集反応又は酵素免疫測定法（ELISA法）に限る。）又はPCR法の結果の陽性のもの。	
4号廃用	盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実の明らかとなった日の翌日から起算して30日を下らない範囲内において事業規程等で定める期間以上生死が明らかでないこと。	
5号廃用	乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が、治癒の見込みのない生殖器（精巣、卵巣、卵管、子宮等直接の生殖器をいう。）の実質的な機能の喪失又は機能そのものには傷害はないとしても治癒の見込みのない生殖器の伝染性疾患※によって、人工授精（種付け、精液採取）が不可能となったこと。 ※ 生殖器の実質的な機能の喪失又は伝染性疾患の取扱いについては、これらの原因が当該家畜に係る共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものに限るものとする。すなわち、共済責任の始まる日に妊娠していた場合、その日以後に妊娠した場合、又は生殖器の外傷等能力喪失の原因が共済責任開始後にある場合をいう。	繁殖能力を失ったものの診断は、特に慎重を要するので、繁殖に関する技術上の経験と造詣を有する獣医師をしてこれに当たらせることとし、種雄牛若しくは種雄馬であって機能減退あるいは繁殖成績不良又は乳牛の雌であって単に不受胎等をもって繁殖能力の喪失と即断することなく、その原因について具体的かつ病理的に探求し、治癒の見込みのないものと診断されたものに限ること。

6号廃用	乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期(当該家畜について現実に搾乳する期間をいう。)において明らかとなったこと。	
7号廃用	牛が出生時において前肢湾曲症、軟骨形成不全等の奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなこと。	痕跡尾、裂耳等将来の使用価値が損なわれないことが明らかな奇形又は不具は7号廃用として取り扱わない。

(備考)

2号廃用、4号廃用又は5号廃用(種雄馬に限る。)の場合を除き廃用に係るものとは殺することを原則とする。

3号廃用、5号廃用及び6号廃用の場合において単に治療に多額の経費を要し、あるいは治療に長日数を要することをもって廃用とするようなことのないこと。

3 死廃事故の発生日

(1) 死亡事故の発生日は、次の日とする。

- ア 家畜が死亡した日
- イ 牛の胎児の死亡が母牛の死亡による場合は、母牛の死亡した日
- ウ 牛の胎児の死亡が母牛の廃用事故による場合は、母牛の廃用事故の発生日

(2) 廃用事故の発生日は、特定組合等又は都道府県連合会が、廃用事故の要件を満たすことを確認した日とする。ただし、次の場合は、次に定める日とする。

- ア と畜後廃用事故については、組合員等の飼養場所から出荷された日
- イ 4号廃用については、行方不明となったことが明らかとなった日

第2款 疾病傷害共済の共済事故

1 病傷事故

成牛、子牛、馬及び種豚の疾病及び傷害をいう。

(備考)

共済金支払の対象となる疾病及び傷害とは、獣医学的な意味での疾病及び傷害をいうのではなく、獣医師の治療を必要とする程度の、家畜としての機能に支障を来す異常な状態をいう。したがって、下記のような場合は共済金支払の対象とはならない。

- ア 組合員等が加入家畜について通常すべき管理その他損害防止により処置できる程

度の獣医技術を必要としない病傷

イ 生命になんら影響がなく、また、機能障害となるおそれのない病傷等

ウ その他単純な皮膚病、少数な良性腫瘍、二等乳症（酸高乳症、低酸度二等乳症等）、リピート・ブリーダー、潜在性乳房炎、潜在性ケトン症

2 共済金支払の対象となる診療行為

- (1) 共済金支払の対象となる診療行為は前項の病傷事故に対し通常必要とされる診療行為であり、当該病傷に対して最も有効で、かつ、最も経済的な診療方法であって広く学界に認められ一般に普及しているものとする。

(備考)

下記のような効果の乏しい不経済な診療方法や効果の不確実な新しい診療方法等は含まれない。

ア 効果の期待できない治療（余病を併発するおそれがないグラム陰性菌による疾病と確定した後に行われたペニシリン療法のような不合理な治療）

イ 必要を超えて加えられる治療（治癒しているにもかかわらず加えられる治療又は対処療法を範囲を超える保健栄養剤の投与のような行為）

ウ 治癒の見込みのない病傷の治療（牛の結核病、馬の伝染性貧血等現在の獣医技術水準においては一般に治療の効果が望めない種類の疾病に対する治療。ただし、治癒の見込みがないと診断された後においても、それに併発した病傷のために残存物価額が著しく低下すると考えられるときは、これを防止するために応急的に行った最少限の診療についてはこの限りではない。）

エ 試験・研究を目的とする診療（試験・研究を目的とする診療、獣医学的に根拠の薄弱な特異な療法等）

オ 他の安価な治療で治癒し得ることが明らかである場合に行われる高価な治療（診療の経済性という観点から不適当な治療。例えば、安価な抗生物質で治癒し得ることが明らかであるにもかかわらず、他の高価な抗生物質を用いたような場合には、代替し得る安価な治療を超える部分は原則として共済金を支払わない。）

カ 診断の結果病傷でないことが明らかなものに対する診療行為（例えば結果的に健康検査、妊娠鑑定、通常分娩の助産等にすぎなかったもの）

- (2) 損害防止事業に係る処置（損害防止事業によって発見された病傷について、その時に行われた処置は給付の対象としない。その後治療を要するものについて治療を行ったときは、病傷事故として取り扱う。その後治療を要するものとは、病傷の原因が発生しているが病傷の徴候を現していて放置した場合は病傷が重篤となって死産事故が発生するおそれがあるため、治療が必要と認められる場合とする。）

3 支払対象となる病傷事故及び診療行為の具体的な取扱い

支払対象となる病傷事故及び診療行為の具体的な取扱いは、家畜共済の病傷事故

給付基準によるものとする。

4 病傷事故の転帰

病傷事故の転帰は以下のとおりとする。

ア 死 亡

イ 法令殺：家畜伝染病予防法の規定により殺処分されたこと。

ウ 廃 用：規則第 49 条第 1 項各号の一に該当したこと。

エ 治 癒：症候が消退し治療の必要がなくなったこと。

オ 中 止：次のいずれかに該当すること。

（ア）病傷経過中に共済掛金期間が終了したこと。

（イ）病傷経過中に包括共済家畜区分を変更し、又は、包括共済関係に付されていた家畜が個別共済関係に付され、若しくは、個別共済関係に付されていた家畜が包括共済関係に付されたこと。

（ウ）アからエの転帰以外の場合において診療が中止されたこと。

5 治癒判定

（1）卵巣疾患は次に掲げる時を治癒とする。

ア 卵胞のう腫

治療が終了した後、卵胞の正常な発育・排卵と正常な黄体形成を確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時

イ 排卵障害

治療が終了した後、排卵したことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時

ウ 黄体遺残

治療が終了した後、発情が認められ、卵巣及び子宮が正常となったことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時

エ その他の卵巣疾患

治療が終了した後、2 回の性周期を反復して卵巣及び子宮が正常となったことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時（鈍性発情にあっては、治療が終了した後受胎したことを確認した時）

（2）卵管疾患は、治療が終了した後受胎したことを確認した時を治癒とする。

（3）子宮疾患は、治療が終了した後、7～14 日を経て子宮の異常所見が消失したこと及び卵巣の異常所見が消失したことを確認した時と受胎したことを確認した時とのいずれか早い時を治癒とする。

（4）乳房炎は、治療が終了した後、2 週間を経てから臨床症状に異常がなく、乳量回復が顕著で、CMT 変法、体細胞数、電気伝導度、NAGase、細菌等のいずれか 1 つの検査成績が陰性であることを確認した時を治癒とする。

（5）ケトン症は、治療によって臨床症状が消退し、その消退した日から 7 日以上臨床症状が発現しないことを確認した時を治癒とする。

第3款 共済事故の一部除外

- (1) 組合等との間に包括共済家畜区分に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、組合等に対し、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分に応じ、同表の右欄に掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

包括共済対象家畜	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛、繁殖用雌馬、育成・肥育馬	火災※1、伝染性の疾病※2（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）※3による死亡及び廃用（以下「特定事故」という。）以外の死亡及び廃用
繁殖用雌牛、育成・肥育牛、種豚	次に掲げるいずれかの共済事故 イ 特定事故による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 ロ 第1款2に掲げる1号廃用、2号廃用及び3号廃用

※1 組合等の調査において、出火の事実が確認されたもの

※2 家畜伝染病にあつては患畜又は疑似患畜（と殺又は殺処分されたものにあつては家畜伝染病予防法第17条又は第20条の規定によるものに限る。）、届出伝染病にあつては真症のもの

※3 組合等の調査において、事故の原因となる自然現象が特定できたもの。なお、通常の飼養管理により被害を回避できたと判断される死亡及び廃用については、事故として取り扱わないものとする。事故の範囲の例を掲げると次のとおりである。

ア 豪雨による河川の氾濫、洪水等により、流失あるいは溺死等、土砂崩れによる畜舎の倒壊・畜舎内への土砂の流入に伴う圧死、窒息死等

イ 暴風による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等

ウ 豪雪による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等

エ 地震による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等又は地震に伴い発生した津波による溺死、行方不明等

オ 落雷等により送電線、配電盤等が破壊され停電となり、空調機器等が作動しなくなったため熱射病等により死廃事故となった場合（暑熱による日射病、熱射病等は原則として除く。）

- (2) (1) の申出は、その者に係る家畜の飼養に関する条件が、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分に応じ、同表の右欄に掲げる基準に適合するときに限り、することができる。

包括共済対象家畜	基準
搾乳牛、育成乳牛	次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ア 当該共済掛金期間の開始の時に現に飼養する搾乳牛又は育成乳牛の頭数が6頭以上であること。 イ 搾乳牛又は育成乳牛につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。
繁殖用雌牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬、育成・肥育馬、種豚	当該包括共済家畜区分に係る家畜につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

(3) (1) の申出があったときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第1款1及び2の規定にかかわらず、同項の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

第4節 加入資格者

家畜共済に係る加入資格を有する者は、共済目的の種類とされている家畜につき養畜の業務を営む者であって、組合等の区域内に住所を有するものである。

(備考)

共同放牧における加入資格者は、原則として放牧直前の飼養者とするが、放牧管理者の管理責任が大きいとき（管理者が放牧家畜について無（軽）過失責任を負うとき又は放牧育成成績によって預託料に差等をつけているとき）は管理者を養畜の業務を営む者とみなして加入資格者とする。

第5節 共済関係等の成立等

第1款 共済関係の成立

1 包括共済関係

(1) 包括共済家畜区分に係る家畜共済の共済関係は、組合員等が、その飼養する当該区分に属する家畜（第2節第2款(1)又は(2)の規定による申出をしない組合員等については、死亡廃用共済にあっては子牛等、疾病傷害共済にあっては子牛を除く。）を一体として家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによって、成立するものとする。

(2) 包括共済家畜区分は、次のとおりとする。

対象家畜	包括共済家畜区分		
	死亡廃用共済	疾病傷害共済	
満24月齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの	搾乳牛	乳用牛	
満24月齢未満の乳牛の雌	育成乳牛		
牛の胎児のうち乳牛であるもの			
満24月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌牛	肉用牛	
搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛	育成・肥育牛		
牛の胎児のうち乳牛でないもの			
満36月齢以上の馬の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌馬	一般馬	
繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬	育成・肥育馬		
種豚	種豚	種豚	

2 個別共済関係

(1) 種雄牛又は種雄馬に係る家畜共済の共済関係は、家畜ごとに、組合員等がその飼養する種雄牛又は種雄馬（牛にあっては12歳以下のもの、馬にあっては明け17歳未満のものに限る。）を家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによって、成立するものとする。

(2) 包括共済家畜区分に属する家畜（子牛等及び肉豚を除く。以下この項において同じ。）であって、次に掲げる事由があるもの（牛にあっては12歳以下のもの、馬にあっては明け17歳未満のもの、種豚にあっては6歳以下のものに限る。）については、1（1）の規定にかかわらず、（1）の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができる。

ア 組合等が当該組合員等からの1（1）の規定による申込みにつき、3のアの理由があるためその承諾を拒んだこと（同号の理由がなくなった場合を除く。）。

イ 同一の包括共済家畜区分に属する家畜につき当該組合員等との間に個別共済関係が存していること。

(3) 個別共済関係に付された家畜が、牛にあっては13歳、馬にあっては明け17歳、種豚にあっては7歳に該当するに至ったときは、その2年以上前から引き続いて当該個別共済関係が存している場合を除いて、その該当することとなった時の属する共済掛金期間の満了の時に当該個別共済関係は消滅する。

(4) 個体の識別

個別共済に加入する家畜の個体識別は、次の識別法に従うものとする。

ア 牛の個体識別

(ア) 個体識別番号

牛トサ法第9条第2項の規定により装着される耳標の番号を記録する。

(イ) 毛色

(ア) の耳標のみにより個体識別が可能である場合には省略することができる。

a 斑色

2種以上の毛色により斑色をなすもので、黒白斑、褐白斑等がある。

b 単色

黒 黒色のものをいい、黒、漆黒及び褐黒がある。

褐 褐色のもの（普通あかと称するものを含む。）をいい、褐、淡褐、濃褐、赤褐、灰褐、黒褐、黄褐等がある。

(ウ) 毛色の記載方法

a 斑色の場合

体躯の大部分を占める毛色を冠記し、その小部分を占めるものを次記し、その下に「斑」の一字を記入して、その色、位置、形状、大きさ等とともに記載する。

b 単色の場合

牛を望見したときの外観上の一般毛色を記載する。

イ 馬の個体識別

(ア) 毛色

鹿毛 主毛色は濃淡の褐色で、長毛及び四肢の下部は黒色のものをいい、黒鹿毛、白鹿毛、紅鹿毛、金鹿毛等がある。

栗毛 主毛色は濃淡の赤色で、長毛及び四肢の下部は薄赤あるいは褐赤のものをいい、枳栗毛、白栗毛、紅栗毛、尾花栗毛等がある。

青毛 耳裏の他は全部が黒色で、蹄は灰黒色のものをいい、黒毛、水青毛、夏青毛等がある。

(イ) 特徴

a 白斑

[頭部]

星 額部の白斑。小さいものは小星という。

額刺毛 額部のわずかな刺毛をいう。

流星 星が下方に延びたものをいう。

鼻白 鼻端の白斑をいう。

唇白 唇の白いものをいい、上又は下の位置を示す。

その他 環、鼻梁白、作、白面等がある。

〔四肢〕

- 微白 肢下部の小さい白斑で直径おおむね母指頭大以内のものをいう。
小白 肢下部の白斑で肢の周りの半ばに達しないものをいう。
半白 肢下部の白斑で肢の周りの半ば以上全周に及ばないものをいう。
白肢 肢下部の白斑で全周に及ぶものをいう。
長白 肢下部の白斑で膝又は飛節にかかるものをいう。

b 旋毛

- 珠目 両眼上線から鼻梁中央部に至るものをいう。
頬辻 頬の後部一円のものをいう。
髪中 耳下から鬚甲前端に至る上縁部のものをいう。
頸中 中央頸部のものをいう。
沙流上 脛及び管部のものをいう。
吭搦 咽喉頭から頸下縁3分の1に至るものをいう。
波分 頸下縁3分の1以下頸礎に至るものをいう。

c その他の著しい特徴

刺毛、異毛、はん痕、裂痕、截痕、岩陥、烙印等で特徴となるものは、種類と位置を示す。

(ウ) 毛色特徴の記載方法

a 毛色

馬を望見したときの外観上の一般色を記載する。

b 特徴

- 白斑 頭部白斑については、その名称、位置及び数を記載する。四肢白斑については、左前、右前、左後及び右後の順に記載する。
旋毛 明らかな旋毛を選んで記載する。左右対をなす旋毛で相対でないときは、左又は右を冠記する。
その他 その他著しい特徴のあるものは、その名称、部位及び数を記載する。

3 承諾義務の例外

組合等は、組合員等から共済関係の成立の申込みを受けた場合において、その申込みにつき、包括共済関係にあつてはア又はイ、個別共済関係にあつてはウからオまでのいずれかに掲げる事由があるときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

ア その申込みに係る家畜のうちにウからオまでに掲げるものがあるため、その申込みを承諾するとすれば、当該家畜と同一の包括共済家畜区分に属する家畜を組合等の家畜共済の包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく衡平を欠くこととなるおそれがあること。

イ トレサ情報又は組合員等の帳簿その他の飼養管理等の記録を利用して家畜の飼養頭数を効率的に確認することにつき、組合員等の協力を得られないこと。

ウ その申込みに係る家畜が発育不全、衰弱、奇形、不具若しくは悪癖の著しいもの又は2（1）若しくは（2）の年齢に適合しないものであること。

エ その申込みに係る家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けているものであること。

オ その申込みに係る家畜が通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみて当該家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められること。

第2款 個別共済関係の消滅

- （1）包括共済関係の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなった家畜につき既に個別共済関係が成立していたときは、当該包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた個別共済関係は、消滅するものとする。
- （2）（1）に規定する場合において、組合等は、消滅する家畜共済の共済関係に係る共済掛金及び組員等が支払った賦課金のうち、まだ経過しない共済掛金期間に対応する部分の金額を日割で計算した金額を組員等に返還するものとする。

第3款 共済関係の存続

- （1）組合等との間に共済関係の存する者が、住所を移転したことにより組員等でなくなった場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に組合等の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。
- （2）組合等は、正当な理由がなければ、（1）の承諾を拒むことができない。

第4款 共済関係に関する権利義務の承継

- （1）共済目的の譲受人は、組合等の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人の有する権利義務を承継することができる（包括共済関係にあつては、譲渡人が当該包括共済関係に係る養畜の業務を廃止した場合に限る。）。この場合において、正当な理由がある場合には、組合等は、承諾を拒むものとする。
- （2）組合等は、家畜共済の共済関係に関する権利義務の承継について前項の承諾をする場合には、当該権利義務は、当該譲受人が当該譲受けの日の属する共済掛金期間の満了の時に組合等の組員等である場合を除き、当該共済掛金期間の満了の時に消滅する旨の条件を付するものとする。
- （3）（1）の規定による承諾を受けようとする譲受人は、当該譲受けの日から2週間以内に、その者の住所（譲受人が法人である場合は、その事務所の所在地）、共済目的の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、組合等に承諾の申請をしなければならない。
- （4）組合等は、（3）の申請があつたときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して譲受人に通知するものとする。
- （5）権利義務の承継は、その承諾の時（共済目的の譲受けの前に承諾があつた場合は、譲受けの時）からその効力を生ずる。

- (6) 譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、譲受人は、当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によって計算される組合員等負担共済掛金の差額を第8節第6款4の払込期限までに組合等に払い込まなければならない。
- (7) 共済目的について相続その他の包括承継があった場合には、(1) から (6) までの規定を準用する。

(注) 家畜共済では、同一の組合員等が同じ種類の包括共済関係を複数成立させることができないため、譲渡人が養畜の業務を止めることに伴い、譲受人が既に成立している包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜を譲り受ける場合は、譲渡人には第7章第3節の規定に基づき共済関係の解除について申出させるものとし、譲受人には第7節第4款の規定に基づき異動が生じた旨を通知させるものとする。(権利義務の承継として取り扱わない。)

第5款 保険関係の成立

都道府県連合会の会員たる組合等とその組合員等との間に家畜共済の共済関係が存するときは、当該都道府県連合会と当該組合等との間に当該共済関係につき家畜共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

第6節 共済責任及び共済掛金期間

第1款 共済責任の開始

- (1) 共済責任 ((2) に規定するものを除く。) は、組合等が組合員等から組合員等負担共済掛金の払込み (共済掛金の分割支払がされる場合にあっては、その第1回の支払) を受けた日の翌日から始まる。ただし、包括共済家畜区分に属する家畜であって、その日以後飼養するに至ったものにあっては、その飼養するに至った時から始まる。
- (2) 共済責任開始の日を統一するため必要がある場合において、組合等が組合員等との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に関済責任が始まる旨を定めたときは、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

(注) 家畜共済に付される時点及び付されたものでなくなる時点は、以下のとおりとする。

ア 包括共済関係の成立後に導入された家畜は、それを飼養するに至った時に家畜共済に付されることとなるが、この時点は、当該家畜の引渡しを受けた時 (ただし、その時以後自己の飼養場所まで車両で運搬したときは、車両から完全に降ろした時) とする。

イ 包括共済関係の成立後に飼養しなくなった家畜は、それを飼養しなくなった時に家畜共済に付されたものでなくなるが、この時点は、その家畜を引き渡した時（ただし、その時以前に自己の飼養場所から車両で運搬したときは、車両に乗せた時）とする。

第2款 共済掛金期間

- (1) 共済掛金期間は、1年とする。
- (2) 組合等は、共済掛金期間の始期又は終期を統一するため必要があるときは、(1)の規定にかかわらず、共済掛金期間を1年未満とすることができる。
- (3) 最初の共済掛金期間は、第1款(1)本文又は(2)前段の規定により共済責任の始まる時に開始する。

第3款 共済掛金期間の継続

牛に係る包括共済関係について、組合員等がトレサ情報の利用に係る個人情報の利用を拒んだときは、当該包括共済関係の共済掛金期間の継続はしないこととする。

第7節 共済価額及び共済金額

第1款 共済価額

共済価額は、死亡廃用共済の包括共済関係及び個別共済関係ごとに、次に掲げる方法により算定する。

- (1) 包括共済関係

$$\text{共済価額} = \Sigma (\text{品種別、用途別、性別及び月齢別の期中に飼養すると見込まれる家畜の頭数} \times \text{価額})$$

(注1) 価額は品種別、用途別、性別及び月齢別に設定する。

品種(例): ホルスタイン種、ジャージー種、黒毛和種、褐毛和種、交雑種

用途(例): 搾乳、繁殖、育成、肥育

(注2) 価額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

また、包括共済家畜区分ごとに対象となる家畜及び共済価額を設定する際に適用する月齢は次の表のとおりとする。

包括共済 家畜区分	対象となる家畜	共済価額を設定する 際に適用する月齢
搾乳牛	a 期首時点で飼養している搾乳牛	期首の月齢
	b 期中に導入予定の搾乳牛	導入時点の月齢
	c 期首に飼養している育成乳牛又は期中に導入予定の育成乳牛で、期中に満 24 月齢となる搾乳牛として飼養する予定のもの	満 24 月齢
育成乳牛	a 期首時点で飼養している育成乳牛	「期首月齢＋共済掛金期間」で計算した月齢。ただし、当該月齢が満 24 月齢以上となるものは、満 23 月齢
	b 期中に導入予定の育成乳牛	「導入月齢＋（期末年月－導入年月）」で計算した月齢。ただし、当該月齢が満 24 月齢以上となるものは、満 23 月齢
	c 期中に出生させる予定の子牛（期中に導入予定の母牛に係る子牛を含む。）のうち、次の（a）又は（b）に該当するもの （a）子牛等を選択する場合は、出生予定の乳牛の雌（頭数は、「（出生させる予定の子牛の頭数－d の頭数）×雌の頭数割合」で算出する。なお、雌の頭数割合は原則として 1／2 とするが、性別別受精卵・精液等により雌雄の産み分けを行う場合は、これを加味する。） （b）子牛等を選択しない場合は、期中に成牛となる予定のもの	「期末年月－出生予定年月」で計算した月齢
	d 子牛等を選択する場合は、直近 1 年間の死亡した胎児（乳用種に限る。）	
繁殖用雌牛	a 期首時点で飼養している繁殖用雌牛	期首の月齢
	b 期中に導入予定の繁殖用雌牛	導入時点の月齢
	c 期首に飼養している育成牛又は期中に導入予定の育成牛で、期中	満 24 月齢

	に満 24 月齢となる繁殖用雌牛として飼養する予定のもの	
育成・肥育牛	a 期首時点で飼養している育成牛	「期首月齢＋共済掛金期間」で計算した月齢。ただし、当該月齢が満24月齢以上となるものは、満23月齢
	b 期首時点で飼養している肥育牛（期中に用途を変更して肥育牛とする予定のものを含む。）	「期首月齢＋共済掛金期間」で計算した月齢
	c 期中に導入予定の育成牛	「導入月齢＋（期末年月－導入年月）」で計算した月齢。ただし、当該月齢が満24月齢以上となるものは、満23月齢
	d 期中に導入予定の肥育牛	「導入月齢＋（期末年月－導入年月）」で計算した月齢
	e 期中に出生させる予定の子牛（期中に導入予定の母牛に係る子牛を含む。）のうち、次の（a）又は（b）に該当するもの （a）子牛等を選択する場合は、出生予定の牛のうち、育成牛（出生後第5月の月の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣が定めた日）を経過する前に譲渡等により飼養しなくなる予定のものを含む。）又は肥育牛として飼養する予定のもの（頭数は、「（出生させる予定の子牛の頭数－fの頭数）×雌雄の頭数割合×用途（繁殖用雌、肥育、その他）別の頭数割合」で算出する。なお、雌雄の頭数は、原則として出生予定頭数の1／2とするが、性判別受精卵・精液等により雌雄の産み分けを行う場合は、これを加味した頭数とする。）	「期末年月－出生予定年月」で計算した月齢

	(b) 子牛等を選択しない場合は、期中に出生後第5月の月の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣が定めた日）を超えて育成牛又は肥育牛として飼養する予定のもの f 子牛等を選択する場合は、直近1年間の死亡した胎児（乳用種を除く。）	
繁殖用雌馬	a 期首時点で飼養している繁殖用雌馬	期首の月齢
	b 期中に導入予定の繁殖用雌馬	導入時点の月齢
	c 期首に飼養している育成馬又は期中に導入予定の育成馬で期中に満36月齢となる繁殖用雌馬として飼養する予定のもの	満36月齢
育成・肥育馬	a 期首時点で飼養している育成馬	「期首月齢＋共済掛金期間」で計算した月齢。ただし、当該月齢が満36月齢以上となるものは、満35月齢
	b 期首時点で飼養している肥育馬	「期首月齢＋共済掛金期間」で計算した月齢
	c 期中に導入予定の育成馬	「導入月齢＋（期末年月－導入年月）」で計算した月齢。ただし、当該月齢が満36月齢以上となるものは、満35月齢
	d 期中に導入予定の肥育馬	「導入月齢＋（期末年月－導入年月）」で計算した月齢
種豚	a 期首時点で飼養している種豚	期首の月齢
	b 期中に導入予定の種豚	導入時点の月齢
	c 期首に飼養している豚又は期中に導入する予定の豚で期中に出生後第5月の月の末日を超える種豚になる予定のもの	出生後第6月の月の初日時点の月齢

（２）個別共済関係

当該家畜の期首時点の価額を共済価額とする。

第2款 家畜の価額の評価方法

家畜の価額は、次により作成する品種別、用途別、性別及び月齢別の評価額の基準（以下「評価基準」という。）により評価する。

1 評価基準の作成方法

ア 搾乳牛及び育成乳牛

次に定めるところにより、初生時の月齢、初妊時の月齢、初産時の月齢、廃用時の月齢の $1/2$ の月齢及び廃用時の月齢の5つの時点の金額を直線で結ぶことにより月齢別の価額を算定する。

（ア）初生時の月齢（満0月齢）の価額

都道府県内で飼養される乳牛の初生牛（出生の日から10日目までの牛をいう。以下同じ。）の家畜市場平均取引価格（当該家畜の取引が主に行われている家畜市場から得られる当該家畜と同じ品種の過去1年間の平均取引価格（複数の家畜市場で取引が行われている場合には、取引頭数で加重平均した価格）。以下この款において同じ。）と同額とする。

（イ）初妊時の月齢（（ウ）の初産時の月齢の概ね2か月前の月齢）の価額

都道府県内で飼養される乳牛の初妊牛の家畜市場平均取引価格と同額とする。

（ウ）初産時の月齢（都道府県内における平均的な初産の月齢）の価額

（イ）の価額に、初妊時の月齢から初産時の月齢までの期間に相当する畜産物生産費統計から得られる牛乳生産費のうち搾乳牛通年換算1頭当たりの流通飼料費及び家族労働費（以下「乳牛の生産費」という。）を加えた額から、当該畜産物生産費統計から得られる副産物価額のうち子牛の全国平均額を差し引いた価額とする。

なお、加算する乳牛の生産費の算定に当たっては、その全国平均額を合計した額の $12分の1$ に相当する額を1月相当の額とする。

（エ）廃用時の月齢（都道府県内の平均的な廃用の月齢）の $1/2$ の月齢

（ウ）と同額とする。

（オ）廃用時の月齢（都道府県内の平均的な廃用の月齢）

都道府県内の、搾乳の用に供しなくなった牛の家畜市場平均取引価格又は食肉市場平均取引価格※のうち、取引実態からみて適当と考えられる価額と同額とする。

※ 当該家畜の取引が主に行われている食肉市場から得られる当該家畜と同じ品種の過去1年間の1キログラム当たり枝肉の平均取引価格（複数の食肉市場で取引が行われている場合には、処理頭数で加重平均した価格）に出荷月齢時の枝肉重量を乗じて得た平均取引価格をいう。

(カ) 死亡した胎児は次のとおりとする。

- a 共済金の基礎となる価額は、都道府県内で飼養される乳牛の初生牛（雄）の家畜市場平均取引価格と同額とする。
- b 共済価額の基礎となる価額は、ウの価額のうち乳牛の雄の価額と同額とする。

イ 繁殖用雌牛及び育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛及び死亡した胎児に限る。）

次の初生時の月齢、素牛取引時の月齢、初産時の月齢、廃用時の月齢の1／2の月齢及び廃用時の月齢の5つの時点の金額を直線で結ぶことにより月齢別の価額を算定する。

(ア) 初生時の月齢（満0月齢）

- a 肉用種は次式により算定される金額とbの価額のいずれか高い額とする。

$$\left\{ \left(\frac{A}{\frac{B-C}{D} \times E + C} - 1 \right) \div 4 + 1 \right\} \times C$$

A： 組合等の区域内の肉用種の素牛（肥育又は繁殖用の牛として育成された牛をいう。以下同じ。）の雄の家畜市場平均取引価格と雌の家畜市場平均取引価格の平均価格

B： 組合等の区域内の交雑種（乳用種と肉用種を交配したものをいう。以下同じ。）の素牛の家畜市場平均取引価格

C： 組合等の区域内の交雑種の初生牛の家畜市場平均取引価格

D： 組合等の区域内の交雑種の素牛の平均取引月齢（組合等が当該胎児の価額を算定する日以前一年間取引された牛の平均月齢をいう。以下（イ）において同じ。）

E： 組合等の区域内の肉用種の素牛の平均取引月齢

- b 交雑種は、組合等の区域内の交雑種の初生牛の家畜市場平均取引価格と同額する。

(イ) 素牛取引時の月齢（都道府県内における平均的な取引月齢）

都道府県内で飼養される素牛の雌の家畜市場平均取引価格と同額とする。

(ウ) 初産時の月齢（都道府県内における平均的な初産の月齢）

（イ）の価額に、畜産物生産費統計の子牛生産費から得られる流通飼料費及び家族労働費（以下「肉用牛の生産費」という。）を加えた額とする。

なお、加算する肉用牛の生産費の算定に当たっては、その全国平均額を合計した額を当該生産費の調査対象期間で除して得た額を1月相当の額とする。

(エ) 廃用時の月齢（都道府県内の平均的な廃用の月齢）の $1/2$ の月齢（ウ）と同額とする。

(オ) 廃用時の月齢（都道府県内の平均的な廃用の月齢）

都道府県内の繁殖の用に供しなくなった牛の家畜市場平均取引価格又は食肉市場平均取引価格のうち、取引実態からみて適当と考えられる価額と同額とする。

(カ) 死亡した胎児は次のとおりとする。

a 共済金の基礎となる価額は、(ア) と同額とする。

b 共済価額の基礎となる価額は、雄の価額及び雌の価額の平均額とする。

ウ 育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛及び死亡した胎児を除く。）

次の初生時の月齢、素牛取引時の月齢及び出荷時の月齢の3つの時点の金額を直線で結ぶことにより月齢別の価額を算定する。

(ア) 初生時の月齢（満0月齢）

a 乳牛

都道府県内で飼養される乳牛の初生牛の家畜市場平均取引価格と同額とする。

b 乳牛以外

イの(ア)と同額とする。

(イ) 素牛取引時の月齢（都道府県内における平均的な取引月齢）

都道府県内で飼養される素牛の家畜市場平均取引価格と同額とする。

(ウ) 出荷時の月齢（都道府県内における平均的な出荷月齢）

食肉市場平均取引価格と同額とする。

(注) 平均的な出荷月齢を超えた月齢で出荷する牛は、当該牛の飼養実態を踏まえ、月齢、飼養期間等を考慮した価額とする。

エ 繁殖用雌馬、育成・肥育馬

家畜市場平均取引価格又は食肉市場平均取引価格のうち、当該家畜の取引実態からみて適当と考えられる価格を基本に、血統等を加味した価額とする。

なお、妊娠しているものは妊娠していないものとし、都道府県内における平均的な供用期間を超えるものは年齢を考慮した価額とする。

オ 種豚

家畜市場平均取引価格に、豚の生産費（畜産物生産費統計の肥育豚生産費から得られる流通飼料費の全国平均額と家族労働費の全国平均額の合計を当該生産費の

調査対象期間で除して得た1月相当の額をいう。)を加味した価額とする。

なお、妊娠しているものは妊娠していないものとし、都道府県内における平均的な供用期間を超えるものは年齢を考慮した価額とする。

カ 種雄牛及び種雄馬

家畜市場平均取引価格を踏まえた価額とする。

ただし、当該金額が当該家畜の取引価格と比較して適当ではないと考えられる場合は損害評価員の合議によって価額を決定する。

2 評価基準の決定

組合等は、毎年度、次の手順により評価基準を決定する。

ア 組合等は、1の規定により作成した評価基準を損害評価会の意見を聴いて決定する。

イ 組合等は、評価基準及びその作成に用いた資料について5年間保存する。

第3款 共済金額

1 死亡廃用共済

死亡廃用共済の共済金額は、次の式により算定される金額で、共済掛金期間ごとに、組合員等が申し出た金額とする。

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合} ※$$

※ 付保割合は8割～2割の範囲内とし、第5款の場合を除き、一共済掛金期間中は変更しない。

2 疾病傷害共済

疾病傷害共済の共済金額は、共済掛金期間ごとに、病傷共済金支払限度額を超えない範囲内において、組合員等が申し出た金額とする。

ア 包括共済関係

$$\text{病傷共済金支払限度額} = \text{期首の引受価額} ※ \times \text{病傷共済金支払限度率} \\ \times \text{短期係数}$$

※ 期首の引受価額＝期首時点の飼養家畜の合計価額（「50万円×引受頭数（期首時点の飼養頭数）」を上限）

（注1）家畜の価額は品種別、用途別、性別及び月齢別に設定する。また、期首月齢の価額を適用する。

（注2）新規加入時において、加入申込時に申告のあった期首時点の飼養頭数に

出荷等により変更が生じ期首時点の飼養頭数が0頭となった場合は、期中に最初に家畜を飼養した日の飼養家畜を期首時点の飼養家畜とみなし、病傷共済金支払限度額を再算定する。この場合において、共済金額は、「期首時に決定した共済金額」又は「再算定した病傷共済金支払限度額に期首時の選択割合※を乗じて得た金額」のうちから組合員等が改めて申出（書面により行う。）をした金額とする。ただし、再算定した病傷共済金支払限度額を限度とする。

※ 期首時の選択割合＝期首時の共済金額／期首時の病傷共済金支払限度額

（注3）継続加入時において、期首時点の飼養頭数が0頭である場合、共済金額は0円となるため期中に最初に家畜を飼養した時に共済金額を増額する。

イ 個別共済関係

$$\text{病傷共済金支払限度額} = \text{期首時点の当該家畜の価額} \times \text{病傷共済金支払限度率} \times \text{短期係数}$$

※ 50万円を上限とする。

第4款 異動通知

1 死亡廃用共済

組合等は、共済目的に次に掲げる異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を組合員等に通知させるものとする。

ア 農場の譲受け、畜舎の増築等養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる家畜の譲受け

イ 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる家畜の譲受け

ウ 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

2 疾病傷害共済

組合等は、共済目的に次の異動が生じた場合であって、組合員等が共済金額の変更を希望するときは、当該異動日から2週間以内にその旨通知させるものとする。

ア 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと。

イ 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

第5款 包括共済関係に係る共済金額等の変更

1 死亡廃用共済

- (1) 組合等は、第4款1の異動通知があったときは、当該異動に基づく変更後の期中の飼養見込家畜の品種別、用途別、性別及び月齢別の頭数を、期首の加入申込内容を修正する等の方法により組合員等に通知させ、遅滞なく、トレサ情報、組合員等が家畜の飼養状況を記録した帳簿等（聴き取りを含む。）により確認し、異動日付けで共済価額を変更する。
- (2) (1) と併せて共済金額を変更する。変更後の共済金額は、以下の式により算定する。

$$\text{変更後の共済金額} = \text{変更後の共済価額} \times \text{共済価額の変更前の付保割合}$$

ただし、共済価額が増額する場合は、組合員等が異動日から2週間以内に、上の式で算定した金額から次のいずれか高い金額までの範囲内の金額を申し出たときは、付保割合を変更して、当該金額とする。

ア 変更前の共済金額

イ 変更後の共済価額の20/100に相当する金額

なお、組合員等の異動通知が遅滞した場合は、異動通知のあったとき（通知がない場合は期末）に当該異動日付けで共済金額を変更するが、変更後の共済金額は、付保割合を変更せず、上記の算定式により求めた金額とする。

2 疾病傷害共済

- (1) 組合等は、第4款2の通知があったときは、トレサ情報、組合員等が家畜の飼養状況を記録した帳簿等（聴き取りを含む。）により、当該異動に係る異動頭数（品種別、用途別、性別、月齢別）及び異動後の飼養家畜の合計頭数（品種別、用途別、性別、月齢別）を確認し、第4款2の異動日付けで、共済金額を、次の金額を上限に組合員等が申し出た金額に増額又は減額する。

ただし、減額の場合は、減額後の共済金額が異動日までに請求のあった共済金の支払額を下回らない範囲とする。

変更可能な共済金額の上限

$$\begin{aligned} &= \text{引受価額の変更（増額又は減額）分の金額} \times \text{病傷共済金支払限度率} \\ &\times \text{変更前の選択割合} \times \text{短期係数} \times \text{変更後日数割合} \end{aligned}$$

※ 変更前の選択割合 = 変更前の共済金額 / 変更前の病傷共済金支払限度額

- (2) 引受価額は、期首は、第3款2アのとおり、期首の飼養家畜の合計価額（50万円×引受頭数※）を上限）とし、
- ア 家畜の増加に係る異動の場合は、次の金額のうち最も小さい金額を増額する。

- (ア) 異動に係る家畜の合計価額
 - (イ) 「50万円×異動後の引受頭数※」－「異動前の引受価額」
 - (ウ) 「異動後の飼養家畜の合計価額」－「当該異動までの間の引受価額の最高額」
- イ 家畜の減少に係る異動の場合は、次の金額を減額する。
- (ア) 「異動に係る家畜の頭数」≤「当該異動前の引受頭数」－「異動後の飼養頭数」のときは、異動に係る家畜の合計価額
 - (イ) 「異動に係る家畜の頭数」>「当該異動前の引受頭数」－「異動後の飼養頭数」のときは、次の金額のうちいずれか大きい金額
 - a 「異動前の引受価額」－「異動後の飼養家畜の合計価額」
 - b 「異動前の引受価額」－「50万円×異動後の引受頭数※」

※ 引受頭数は、共済金額の算定に用いる組合員等が申し出た頭数をいう。期首は、期首時点の飼養頭数とし、

- ア 家畜の増加に係る異動に当たっては、次の頭数のうちいずれか小さい頭数を異動前の引受頭数に追加する。
 - (ア) 異動に係る家畜の頭数
 - (イ) 「異動後の飼養頭数」－「当該異動までの間の引受頭数の最大数」
- イ 家畜の減少に係る異動に当たっては、次の頭数のうちいずれか小さい頭数を異動前の引受頭数から減少する。
 - (ア) 異動に係る家畜の頭数
 - (イ) 「当該異動前の引受頭数」－「異動後の飼養頭数」

第8節 共済掛金等

第1款 共済掛金

1 死亡廃用共済

- (1) 共済掛金は、次の式により算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \times \text{短期係数}$$

- (2) 組合等は、共済金額の変更に係る共済掛金の差額のうち組合員等負担分について、増額の場合は払込期限（異動日から1か月以内）までに組合員等から徴収し、減額の場合は速やかに組合員等に返還する。

共済掛金の差額は、以下の式により算定する。

$$\text{共済掛金の差額} = \text{共済金額変更後の共済掛金※1} - \text{期首(変更前)の共済掛金}$$

※1 共済金額変更後の共済掛金＝経過共済金額※2×共済掛金率×短期係数

- ※ 2 経過共済金額＝期首期間の共済価額※ 3 × 期首付保割合
 ＋ 期中期間の共済価額※ 4 × 期中変更後付保割合
 ＋ 最終期間の共済価額※ 5 × 最終変更後付保割合
- ※ 3 期首期間の共済価額＝期首時点の共済価額×期首期間の日数割合※ 6
- ※ 4 期中期間の共済価額＝最終変更以外の変更後時点の共済価額
 × 期中期間の日数割合※ 7
- ※ 5 最終期間の共済価額＝最終変更後時点の共済価額×最終期間の日数割合※ 8
- ※ 6 期首期間の日数割合＝（最初の変更日－共済掛金期間開始日）／共済掛金期間の日数
- ※ 7 期中期間の日数割合＝（変更日－前回変更日）／共済掛金期間の日数
- ※ 8 最終期間の日数割合＝（共済掛金期間終了日－最終変更日）／共済掛金期間の日数

2 疾病傷害共済

（１）共済掛金は、次の式により算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

（２）組合等は、共済金額の変更に係る掛金のうち組合員等負担分について、増額の場合は払込期限（共済金額の変更の申出の日から２週間以内）までに組合員等から徴収し、減額の場合は速やかに組合員等に返還する。

なお、共済金額の変更は、異動日から効力を生ずる（増額に係る共済掛金が払込期限までに支払われない場合は増額しない。）。

また、共済掛金の差額については、以下の算定式により求める。

$$\text{共済掛金の差額} = \text{共済金額変更後の共済掛金} \times 1 - \text{期首（変更前）の共済掛金}$$

※ 1 共済金額変更後の共済掛金＝変更後の共済金額※ 2 × 共済掛金率

※ 2 変更後の共済金額＝変更前の共済金額＋（－）共済金額の増加額（減少額）

第２款 共済掛金率

共済掛金率は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内で組合等が事業規程等で定める。

なお、診療技術料等に対応する共済掛金率を当該基準共済掛金率より高く定める場合は、規則第 114 条の農林水産大臣が定める率の範囲内とする。

第3款 共済掛金区分

(1) 死亡廃用共済の共済掛金区分は、次の表のとおりとする。

共済目的 の 種 類	区 分	
牛	搾乳牛	満 24 月齢以上の乳牛の雌であって、搾乳の用に供されるもの
	育成乳牛 (子牛等選択あり)	満 24 月齢未満の乳牛の雌(子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。)及び牛の胎児のうち乳牛であるもの
	育成乳牛 (子牛等選択なし)	満 24 月齢未満の乳牛の雌(子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。)
	繁殖用雌牛	満 24 月齢以上の肉用牛の雌であって、繁殖の用に供されるもの
	育成・肥育牛 (子牛等選択あり)	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛(子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。)並びに牛の胎児のうち乳牛でないもの
	育成・肥育牛 (子牛等選択なし)	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛(子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。)
	乳用種種雄牛	種雄牛であって乳用種に属するもの
	肉用種種雄牛	種雄牛であって肉用種に属するもの
馬	繁殖用雌馬	満 36 月齢以上の馬の雌であって、繁殖の用に供されるもの
	育成・肥育馬	繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬
	種雄馬	種雄馬
豚	種豚	種豚

(2) 疾病傷害共済の共済掛金区分は、次のとおりとする。

共済目的 の 種 類	区 分	
牛	乳用牛 (子牛選択あり)	乳牛の雌(子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。)
	乳用牛 (子牛選択なし)	乳牛の雌(子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。)
	肉用牛 (子牛選択あり)	乳用牛及び種雄牛以外の牛(子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。)

	肉用牛 (子牛選択なし)	乳用牛及び種雄牛以外の牛（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
	乳用種種雄牛	種雄牛であって乳用種に属するもの
	肉用種種雄牛	種雄牛であって肉用種に属するもの
馬	一般馬	繁殖用雌馬及び育成・肥育馬
	種雄馬	種雄馬
豚	種豚	種豚

第4款 共済掛金の国庫負担

1 国庫負担共済掛金

国庫負担共済掛金は、次の式により算定する。ただし、2に定める国庫負担限度額を限度とする。

ア 死亡廃用共済

$$\text{国庫負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \times \text{国庫負担割合}$$

イ 疾病傷害共済

$$\text{国庫負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{国庫負担割合}$$

2 国庫負担限度額

(1) 死亡廃用共済に係る国庫負担限度額は、次の式により算定する。

ア 包括共済関係

$$\text{国庫負担限度額} = \Sigma (\text{基準金額} \times \text{引受頭数}) \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \times \text{国庫負担割合}$$

(注) 1円未満の端数は切り捨てる。

イ 個別共済関係

$$\text{国庫負担限度額} = \text{基準金額} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \times \text{国庫負担割合}$$

(注) 1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 疾病傷害共済に係る国庫負担限度額は、次の式により算定する。

ア 包括共済関係

$$\begin{aligned} \text{国庫負担限度額} \\ &= \Sigma (\text{基準金額} \times \text{引受頭数}) \times \text{病傷共済金支払限度率} \times \text{短期係数} \\ &\quad \times \text{基準共済掛金率} \times \text{国庫負担割合} \end{aligned}$$

(注) 1円未満の端数は切り捨てる。

イ 個別共済関係

$$\text{国庫負担限度額} = \text{基準金額} \times \text{病傷共済金支払限度率} \times \text{短期係数} \\ \times \text{基準共済掛金率} \times \text{国庫負担割合}$$

(注) 1円未満の端数は切り捨てる。

(3) (1) 及び (2) の基準金額は、次のとおりとする。

ア 死亡廃用共済

区 分		基準金額
搾乳牛		311,000 円
繁殖用雌牛	繁殖用雌牛（特定登録牛に限る。）	537,000 円
	繁殖用雌牛（特定登録牛を除く。）	312,000 円
育成乳牛	育成乳用成牛	311,000 円
	乳用子牛及び牛の胎児	45,000 円
育成・肥育牛	繁殖用育成牛及び肉用子牛（肉用種に限る。）	312,000 円
	肥育用成牛	306,000 円
	肉用子牛（肉用種を除く。）	64,000 円
	特定登録牛の胎児	105,000 円
	特定登録牛以外の牛の胎児	77,000 円
繁殖用雌馬		1,192,000 円
育成・肥育馬		1,192,000 円
種豚		78,000 円
種雄牛	種雄牛（乳用種に限る。）	1,210,000 円
	種雄牛（肉用種に限る。）	743,000 円
種雄馬		5,145,000 円

イ 疾病傷害共済

区 分		基準金額
乳用牛	搾乳牛及び育成乳用成牛	388,750 円
	乳用子牛	56,250 円
肉用牛	繁殖用雌牛（特定登録牛に限る。）	671,250 円
	繁殖用雌牛（特定登録牛を除く。）、繁殖用育成牛及び肉用子牛（肉用種に限る。）	390,000 円
	肥育用成牛	382,500 円
	肉用子牛（肉用種を除く。）	80,000 円
一般馬		1,490,000 円

種豚		97,500 円
種雄牛	種雄牛（乳用種に限る。）	1,512,500 円
	種雄牛（肉用種に限る。）	928,750 円
種雄馬		6,431,250 円

（注）用語の意義は次のとおりとする。

- ① 特定登録牛 繁殖用雌牛であって、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 32 条の 2 第 3 項の家畜登録機関のうち、全国和牛登録協会、日本あか牛登録協会、日本短角種登録協会又は北海道酪農畜産協会のそれぞれ全国和牛登録協会登録規程、日本あか牛登録協会登録規程、日本短角種登録規程又は日本アングス・ヘレフォード種登録規程により高等登録の証明書の交付を受けているもの
- ② 育成乳用成牛 出生後第 5 月の月の末日（規則第 40 条第 1 号の規定により農林水産大臣がその日前の日を定めた地域にあっては、その定められた日。以下同じ。）を経過した乳牛の雌
- ③ 乳用子牛 出生後第 5 月の月の末日を経過しない乳牛の雌
- ④ 繁殖用育成牛 育成・肥育牛のうち、肥育用成牛以外の出生後第 5 月の月の末日を経過した牛
- ⑤ 肉用子牛 育成・肥育牛のうち、出生後第 5 月の月の末日を経過しない牛
- ⑥ 肥育用成牛 育成・肥育牛のうち、出生後第 5 月の月の末日を経過した牛であって、肥育（専ら肉量の増加及び肉質の向上を図ることを目的として飼養することをいう。）の対象となるもの

3 包括共済関係の共済金額の期中変更時の国庫負担限度額

共済掛金期間中に共済金額を変更した場合は、国庫負担限度額を次の式により算定される金額に変更する。

ア 死亡廃用共済

$$\begin{aligned}
 & \text{共済金額変更後の国庫負担限度額} \\
 & = \{ (\text{基準金額} \times \text{期首の引受頭数} \times \text{期首期間の日数割合}) \\
 & \quad + (\text{基準金額} \times \text{変更後の引受頭数} \times \text{期中期間の日数割合}) \\
 & \quad + (\text{基準金額} \times \text{最終変更後の引受頭数} \times \text{最終期間の日数割合}) \} \\
 & \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \times \text{国庫負担割合}
 \end{aligned}$$

イ 疾病傷害共済

（ア）共済金額の増額の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{共済金額増額後の国庫負担限度額} \\
 & = \{ (\text{基準金額} \times \text{期首の引受頭数}) \\
 & \quad + (\text{基準金額} \times \text{引受頭数の増加頭数} \times \text{期中変更後期間の日数割合}) \} \\
 & \times \text{病傷共済金支払限度率} \times \text{短期係数} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{国庫負担割合}
 \end{aligned}$$

(イ) 共済金額の減額の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{共済金額減額後の国庫負担限度額} \\
 & = \{ (\text{基準金額} \times \text{期首の引受頭数}) \\
 & \quad - (\text{基準金額} \times \text{引受頭数の減少頭数} \times \text{期中変更後期間の日数割合}) \} \\
 & \times \text{病傷共済金支払限度率} \times \text{短期係数} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{国庫負担割合}
 \end{aligned}$$

第5款 事務費賦課金

(1) 組合等は、毎事業年度、次の費用を組合員等に賦課することができる。

- ア 組合等が必要とする事務費予定額から法第 19 条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費
- イ 都道府県連合会から会員たる組合等に賦課された賦課金の支払に充てる費用

(2) 都道府県連合会は毎事業年度、都道府県連合会が必要とする事務費予定額から法第 19 条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額を、会員たる組合等に賦課することができる。

第6款 組合員等負担共済掛金等の払込み

1 組合員等負担共済掛金

組合員等負担共済掛金は、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{組合員等負担共済掛金} = \text{共済掛金} - \text{国庫負担共済掛金}$$

2 組合員等負担共済掛金の払込期限

- (1) 組合等は、家畜共済の申込みをした者から、承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第6節第1款（2）の本文に該当するときは、「特定の日」から2週間以内）に、最初の共済掛金期間に対する組合員等負担共済掛金を徴収するものとする。
- (2) (1) に規定する払込期限を過ぎて組合員等負担共済掛金の払込みを受けたときは、組合等は、あらためて家畜共済の申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。
- (3) 組合等は、組合員等から、共済掛金期間の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する組合員等負担共済掛金を徴収するものとする。

- (4) (3) の場合において、直前の共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間をもって猶予期間とする。

3 期中に共済金額を増額した場合の組合員等負担共済掛金の払込期限

共済金額を共済掛金期間中に増額した場合の組合員等負担共済掛金の払込期限は、次のとおりとする。

- ア 死亡廃用共済 第7節第4款1の異動のあった日から1か月以内
- イ 疾病傷害共済 第7節第4款2の申出のあった日から2週間以内

4 権利義務承継時の組合員等負担共済掛金の払込期限

第5節第4款(6)の規定により徴収すべき組合員等負担共済掛金の増額分の払込期限は、第5節第4款(1)(同(7)において準用する場合を含む。)の承諾の日(その日が共済目的の譲受けの前であった場合は、当該譲受けの日)の翌日から起算して2週間以内とする。

5 期末調整による共済掛金の差額の払込期限

期末調整による共済掛金の増額分の払込期限は、納入告知書発効日から2週間以内を期限とする。

6 共済掛金の分納

- (1) 組合等は、包括共済関係に係る組合員等負担共済掛金について、次に掲げる場合には、2の(1)又は(3)の規定にかかわらず、当該組合員等の申請に基づき当該組合員等負担共済掛金(第5節第4款(6)又は第1款の規定により払い込むべき差額部分を除く。)を当該各号に掲げる回数に分割して払い込むことを認めることができる。

- ア 共済掛金期間が1年(共済掛金期間を1年未満とする場合で、当該共済掛金期間の月数が12か月のものを含む。)である包括共済関係について、共済掛金期間ごとの組合員負担共済掛金の金額が組合等が事業規程等で定める金額以上である場合 2回、3回又は4回
- イ 組合等が共済掛金期間を1年未満とする包括共済関係であって、当該共済掛金期間が6か月以上12か月未満のものについて、当該包括共済関係に係る組合員負担共済掛金の金額が組合等が事業規程等で定める金額以上である場合 2回

- (2) (1) の申請は、次項の規定による第2回目以降の払込みにつき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。

(3) 共済掛金の差額の分納

期中に共済金額を変更したことにより組合員等負担共済掛金の差額が生じたときは、次のとおり分納することができる。

(ア) 共済掛金の分納を行っていた組合員等の場合

共済掛金の分納を行っていた組合員等の共済掛金の差額については、当該差額の払込期限までに分納額を分納した後、残りの額を通常の方納のときごとに併せて分納する。

(イ) 共済掛金の分納を行っていなかった組合員等の場合

共済掛金の分納を行っていない組合員等負担共済掛金の差額が(1)イの組合等が事業規程等で定める金額を上回った場合は、同イの規定に準じて分納する。

(4) (1) の規定により分納をする場合は、分納回数により均等割とし、端数は第1回目の分納額に算入する。

なお、期中に共済金額を変更したことにより生じた共済掛金の差額を分納する場合は、当該差額に係る分納回数により均等割とし、端数は当該差額の払込期限時の分納額に算入する。

(5) 第2回目以降の払込期限は、第1回目の払込期限の日から起算して、次の期間を経過した日とする。

種類 回数	第2回目	第3回目	第4回目
2回	6か月		
3回	4か月	8か月	
4回	3か月	6か月	9か月

なお、短期加入の場合については、包括共済関係にあつては、短期月数が12か月の場合は、一般期間に準じるものとし、それ以外の場合については、第1回目の掛金の払込期限の日に対応する短期期間の中央月(短期期間が偶数のときは、当該短期月数を1月減とした場合の中央月)の応当日とする。

また、第2回目以降の払込期限後2週間をもって猶予期間とする。

7 保険料の払込期限

都道府県連合会に払い込む保険料の払込期限は、当該都道府県連合会が事業規程に基づき告知した日とする。

8 事務費賦課金の払込期限

(1) 組合等が組合員等に賦課する事務費賦課金は、一括納入を原則とし、その場合の払込期限は、組合員等負担共済掛金の払込期限(6の規定により組合員等負担共済掛金の分割支払をする場合には、その第1回目の払込期限)と同一とする。

(2) 都道府県連合会が会員たる組合等に賦課する事務費賦課金の払込期限は、都道府

県連合会の総会で定めるものとする。

9 督促

- (1) 組合等は、組合員等が3ア、5又は6の払込期限までに組合員等負担共済掛金又は事務費賦課金を支払わない場合には、督促状により、期限を指定してこれを督促するものとする。
- (2) 都道府県連合会は、会員たる組合等が保険料又は事務費賦課金を期限までに支払わない場合には、督促状により、期限を指定してこれを督促するものとする。

10 延滞金の徴収

- (1) 組合等は、組合員等が組合員等負担共済掛金又は事務費賦課金を期限までに支払わないときは、事業規程等の定めるところにより、延滞金を徴収するものとする。
- (2) 都道府県連合会は、会員たる組合等が保険料又は事務費賦課金を期限までに支払わないときは、事業規程の定めるところにより、延滞金を徴収するものとする。

第9節 共済掛金等に関する権利の消滅時効

組合員等負担共済掛金、保険料、再保険料若しくは事務費賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、組合員等負担共済掛金、保険料若しくは再保険料の返還又は払戻しを受ける権利及び共済金、保険金若しくは再保険金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、法第119条の規定により、3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

第10節 共済掛金等の相殺の制限

- (1) 組合員等は、組合等に支払うべき組合員等負担共済掛金及び事務費賦課金について相殺をもって組合等に対抗することができない。
- (2) 特定組合等以外の組合等は、都道府県連合会に支払うべき保険料及び事務費賦課金について相殺をもって当該都道府県連合会に対抗することができない。
- (3) 特定組合等又は都道府県連合会は、政府に支払うべき保険料又は再保険料について相殺をもって政府に対抗することができない。

第11節 損害防止及び調査

1 損害防止の義務等

- (1) 組合員等は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ってはならない。
- (2) 組合等は、(1)の管理その他損害防止について組合員等を指導することができる。

2 損害防止の処置の指示

組合等は、組合員等に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、組合員等の負担した費用は、組合等の負担とする。

3 損害防止の指導

(1) 次の場合には、組合等は、あらかじめ、その旨を組合員等に通知させ、損害防止のため必要な指導をするものとする。

ア 共済目的である家畜に対して去勢その他重大な手術をするとき。

イ 共済目的である家畜を放牧するとき。

ウ 共済目的である家畜を家畜市場に出場させ、又は共進会等に出品するとき。

(2) 次の場合には、組合等は、遅滞なく、その旨を組合員等に通知させ、損害防止のため必要な指導をするものとする。

ア 共済目的である家畜が疾病にかかり、又は著しい傷害を受けたとき。

イ 共済目的である家畜が行方不明になったとき。

4 調査

組合等は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

第12節 共済金

第1款 死亡廃用共済

1 損害の額の算定

死亡廃用共済に係る損害の額は、次の式によって算定する。

$$\text{損害の額} = \text{共済事故に係る家畜の価額} - (\text{肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額} \times 1 + \text{補償金等} \times 2)$$

※1 損害の額を求めるときの肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額は、当該肉皮等残存物又は当該廃用に係る家畜を通常利用すべき方法により利用するとした場合における価額（これらの価額が当該家畜の価額の2分の1を超えるときは、当該価額の2分の1）とする。

※2 社会通念上損害を填補するものであり、単なる見舞金、家畜伝染病予防法の規定により受けるべき手当金及び支援金は含まない。交通事故等により死廃事故となった家畜に対して支払われる損害賠償金等がこれに該当する。

2 共済金の算定

死亡廃用共済に係る共済金の額は、次の式によって算定される計算共済金と純損害額のいずれか低い額とする。ただし、死廃共済金支払限度の適用される共済事故の場合であって、算定した共済金の額が死廃共済金支払限度額の残額を超える場合は、死廃共済金支払限度額の残額を共済金とする。

計算共済金＝損害の額×付保割合※1

純損害額＝共済事故に係る家畜の価額－（肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額※2＋補償金等＋手当金※3＋支援金※4）

※1 付保割合＝共済金額／共済価額

※2 純損害額を算定するときの肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額には、5（2）の再評価売渡価格や第2款の基準額を用いず、実際の売渡価格を用いる。

※3 家畜伝染病予防法の規定によって受けるべき手当金をいう。

※4 組合員等が主体となって構成する相互扶助組織（事業規程等で定めるものに限る。）から事故に際して支払われる支援金をいう。

（注）1円未満の端数は切り捨てる。

3 支払共済金の決定及び支払

免責事由等がある場合は、算定した共済金の額から、免責額を差し引いた額を支払共済金として組合員等へ支払う。

4 共済事故に係る家畜の価額

1の共済事故に係る家畜の価額は、次のとおりとする。

ア 包括共済関係 包括共済家畜区分ごとに、次の表に定める金額

イ 個別共済関係 共済掛金期間の開始の時点における当該家畜の価額

包括共済家畜区分	金額
搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚	共済掛金期間の開始の時（その時後に当該包括共済関係に付された家畜にあつては、その付された時）における当該家畜の価額
育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬	共済事故が発生した時における当該家畜の価額（牛の胎児のうち、乳用種にあつては第7節第2款1ア（カ）aに定める金額、肉用種にあつては同款1イ（カ）aに定める金額）

5 肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額

（1）肉皮等残存物の価額の算定

廃用家畜を枝肉で販売した場合の肉皮等残存物の価額は、(3)の場合を除き、次の式によって算定される肉皮等残存物の売渡価格とする。ただし、(3)の場合は、基準額を肉皮等残存物の価額とする。

$$\text{肉皮等残存物の売渡価格} = \text{枝肉価額（皮・内臓を含む。）} - \text{枝肉販売に当たり組合員等が要した処理経費※}$$

※ 枝肉販売に当たり組合員等が要した処理経費（以下「処理経費」という。）は以下のものなどをいう。

- ① と畜料
- ② 運搬費
- ③ 市場手数料
- ④ 販売手数料
- ⑤ 格付料

(2) 廃用家畜の価額の算定

廃用家畜を枝肉として販売せず、生体で取引した場合の廃用家畜の価額は次の式によって算定される廃用家畜の取引価格とする。ただし、(3)の場合は、基準額を廃用家畜の価額とする。

$$\text{廃用家畜の取引価格} = \text{廃用家畜の売渡価格※1} - \text{売渡先への返還金※2}$$

※1 廃用家畜の売渡価格

実際の取引における廃用家畜の売渡価格が低額であると組合等又は都道府県連合会が評価した場合には、組合等及び都道府県連合会が評価に用いた価額（「再評価売渡価額」という。）を廃用家畜の売渡価格として用いるものとする。

なお、廃用家畜の売渡価格の評価に当たっては、組合等の区域の家畜が主に取引される家畜市場における取引価格（組合等の区域に家畜市場がないときは、当該区域における一般的な取引価格）を基準に、廃用家畜の体重（体重が測定できない場合には体重推定尺等を用いて体重を測定する。）を参考とする。

また、廃用家畜の病態等から、部分廃棄になること又は肉質が低下していることが明らかであると認められる場合は、その分を減額して評価して差し支えない。

※2 売渡先への返還金

組合員等が家畜商等へ譲渡した牛が牛白血病又はBSEと診断されたことで、組合員等が売渡価格の一部又は全部を家畜商等へ返還又は賠償した場合の当該金額をいう。

(3) 第2款の基準額を適用する場合

種雄牛以外の牛について、肉皮等残存物又は廃用家畜が食肉として利用される場

合において、肉皮等残存物の売渡価格又は廃用家畜の取引価格が基準額を下回るときは、肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額には基準額を用いるものとする。ただし、廃用家畜が食肉として利用できない場合（牛白血病、BSE等により食肉が全部廃棄となる場合など）は、基準額を適用しない。

第2款 廃用家畜の基準額

1 基準額の算定方法

組合等は、廃用家畜の基準額を次のとおり算定する。

ア 枝肉で販売した場合

$$\text{基準額} = \text{基準単価} \times \text{枝肉重量} - \text{処理経費}$$

(注) 処理経費は、肉皮等残存物を処理するのに実際に要した経費とする。

イ 生体で取引した場合

$$\text{基準額} = \text{基準単価} \times \text{廃用家畜の体重} \times 1 / 2 - \text{処理経費}$$

(注) 処理経費は、廃用家畜を処理するのに要する一般的な経費とし、都道府県連合会又は特定組合等が過去の実績等を基準として一定額を定めておくものとする。

ウ 一般事故であって死廃共済金支払限度額の残額がない場合

$$\text{基準額} = \text{基準単価} \times \text{都道府県連合会又は特定組合等が家畜の品種及び性別等ごとに定める当該地域における家畜の月齢別の標準体重等} \times 1 / 2 - \text{処理経費}$$

(月齢別標準体重の一例)

○ 黒毛和種（雌）

月齢	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24
標準体重	85	140	200	250	310	350	380	410	440	460	470	490

2 基準単価の算出

(1) 都道府県連合会又は特定組合等は、都道府県の家畜が主に出荷されている食肉市場における乳用雌牛（乳用種に限る。以下同じ。）及び乳用肥育去勢牛（乳用種に限る。以下同じ。）のC1規格及びC2規格の前年一年間の1キログラム当たり枝肉取引価額の平均値（以下「基準単価」という。）を算出しておき、当該年度中は都道府県内一律にこの基準単価を用いる。

この場合、複数の食肉市場に出荷されているときは、それぞれの平均値を各食肉市場で処理された都道府県内の廃用家畜の処理頭数割合を重みとして加重平均し

た値を基準単価とする（基準単価の計算例参照）。ただし、廃用家畜の処理頭数割合が明らかでない場合は、単純平均した値を基準単価とする。

- (2) 次の事由により、(1)の方法によって基準単価を算出し難いものがある場合は、(1)の方法によらず、近隣都道府県（地理的に隣接する都道府県及び下表の同一ブロック内に所属する都道府県）の食肉市場における乳用雌牛又は乳用肥育去勢牛のC1規格又はC2規格の前年一年間の1キログラム当たり枝肉取引価額の単純平均値を用いて基準単価を算出する。

ア 食肉市場から、基準単価の算出に必要な乳用雌牛又は乳用肥育去勢牛のC1規格又はC2規格に区分されたデータを入手できないこと。

イ 食肉市場から基準単価の算出に必要なデータを入手できるが、そのデータ数がごく少数のため、基準単価の算出に使用するのは適当でないこと。

ブロック	所属する都道府県名
北海道・東北	北海道、青森県、秋田県、宮城県、岩手県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県
中部	愛知県、岐阜県、静岡県、富山県、石川県、福井県、長野県、新潟県
近畿	滋賀県、京都府、奈良県、三重県、和歌山県、大阪府、兵庫県
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- (3) (1) 及び (2) に掲げる方法によっても、なおも基準単価を算定し難いものがある場合は、全ての食肉中央卸売市場における乳用雌牛又は乳用肥育去勢牛のC1規格又はC2規格の前1年間の1キログラム当たり枝肉取引価格の単純平均値（農林水産省「食肉流通統計（月別）」の「主要卸売市場の規格別枝肉取引成立頭数及び規格別枝肉卸売価格」の「(3)成牛の内訳」において公表されている「中央卸売市場（計）」の「1kg 当たり平均卸売価格（C1、C2）」の前年1年間（1～12月）又は基準単価設定時に入手可能な直近1年間の12か月分のデータを合計し、12で除した額）を用いることとする。

- (4) (1) から (3) までの基準単価、基準単価の算出に用いる平均卸売価格及び適用する廃用事故の区分は次のとおりとする。

基準単価の区分	平均卸売価格 (中央卸売市場 (計))	廃用事故の区分
乳用雌牛C 1 規格	乳牛めすC 1 規格の価格	乳牛の雌※の 1 号、3 号、6 号
乳用雌牛C 2 規格	乳牛めすC 2 規格の価格	乳牛の雌※の 5 号
乳用肥育去勢牛C 1 規格	乳牛去勢C 1 規格の価格	乳牛の雌※・種雄牛以外の牛の 1 号
乳用肥育去勢牛C 2 規格	乳牛去勢C 2 規格の価格	乳牛の雌※・種雄牛以外の牛の 3 号

※ 乳牛の雌のうち、包括共済家畜区分が育成・肥育牛に区分されるものを除く。

(基準単価の計算例)

(単位：円/kg)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	処 理 頭 数 割 合
A 市場	349	390	413	327	254	251	253	293	293	342	285	282	311	30
B 市場	365	370	383	369	263	232	258	288	235	279	309	297	304	50
C 市場	323	354	371	306	273	223	242	258	223	287	294	287	287	20

$$\text{基準単価} = (311 \times 30 + 304 \times 50 + 287 \times 20) / 100 = 303 \text{ 円}$$

<参考>

乳用雌牛C 1 規格の計算例 (前年 1 年間のデータを用いる場合)

1 月分のデータとして別表内の乳牛めす・C 1 規格 (中央卸売市場計) の枝肉取引価格 (234 円/kg) を用いる。また、2 月から 12 月分のデータも同様データを用い、12 か月分のデータを単純平均したものを基準単価とする。

(単位：円/kg)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
乳牛めす・C 1 規格 (中央卸売市場計)	234	250	240	261	302	342	323	269	245	257	277	252

基準単価 (乳用雌牛C 1 規格)

$$= (234 + 250 + 240 + 261 + \dots + 277 + 252) / 12 = 271 \text{ 円/kg}$$

3 基準単価及び処理経費の調査・審議

基準単価及び生体取引の場合の処理経費については、損害評価会において調査・審議した上で決定する。

第3款 死廃事故に係る共済金支払限度額

1 死廃共済金の支払限度

(1) 死廃共済金支払限度額の適用を受ける共済関係

牛又は豚に係る包括共済関係のうち、組合員等ごとの被害率が農林水産大臣が定める率を超えることその他農林水産大臣が定める事由に該当する組合員等との間に存するものは、死廃事故に係る共済金の支払額に限度が設けられる。

なお、組合員等ごとの被害率は、算定期間（死廃共済金支払限度額の適否を判断する共済掛金期間の開始日（以下「適用開始日」という。）の4年前の日から適用開始日の前日の1年前の日までの3年間。以下同じ。）に共済掛金期間の末日が属する共済掛金期間（以下「算定共済掛金期間」という。）の全てを対象に、次式によって求めた被害率を加重平均した値とする。ただし、繁殖用雌牛及び育成・肥育牛に係る包括共済家畜区分であって、算定期間を3等分したときの各1年間の全てに算定共済掛金期間を有するときは、最大位の算定共済掛金期間を除いた全ての算定共済掛金期間を対象とし求めた値とする。

$$\text{被害率} = \frac{\text{期末調整後の一般事故に係る支払共済金}}{\text{期末調整に係る経過共済金額} \times \text{短期係数}} \times 100$$

(2) 死廃共済金支払限度額の算定

死廃共済金支払限度額は、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{死廃共済金支払限度額} = \text{共済金額} \times \text{死廃共済金支払限度率} \times \text{短期係数}$$

2 死廃共済金支払限度額の変更

(1) 期中において第7節第4款の家畜の異動により共済金額を変更した場合は、1(2)に規定する死廃共済金支払限度額を次の式によって算定される金額へ変更する。

$$\text{死廃共済金支払限度額} = \text{経過共済金額} \times \text{死廃共済金支払限度率} \times \text{短期係数}$$

※ 経過共済金額については、第8節第1款1(2)を参照。

(2) (1)の規定により死廃共済金支払限度額を変更した場合は、組合等は、次のとおり共済金の追加支払又は返還請求を行う。

ア 死廃共済金支払限度額が増額する場合

変更前の死廃共済金支払限度額を適用され、支払われなかった共済金が存在するときは、増額した額を限度にこれを支払う。

イ 死廃共済金支払限度額が減額する場合

変更後の死廃共済金支払限度額が、期首から家畜の異動日の前日までに発生した死廃事故の支払共済金総額（以下の式において「支払共済金総額」という。）

を下回るときに限り、次の式によって算定される金額の返還請求を行う。

$$\text{返還請求額} = \text{支払共済金総額} - \text{変更後の死廃共済金支払限度額}$$

- (3) 死廃共済金支払限度額を変更した場合は、次の式によって算定される金額を異動日における死廃共済金支払限度額の残額とし、当該異動日以降に発生した死廃事故の共済金算定に適用する。

$$\begin{aligned} &\text{異動日における残額} \\ &= \text{変更後の死廃共済金支払限度額} - \text{追加支払又は返還請求後の支払共済金総額} \end{aligned}$$

第4款 疾病傷害共済

1 損害の額の算定

- (1) 疾病傷害共済の損害の額は、次の式①と式②で算定される額のいずれか低い方の額を損害の額とする。

【式①】

$$\text{損害の額} = \text{診療総点数} \times 1 \text{ 点の価額} \times 90/100※$$

【式②】

$$\text{損害の額} = \text{診療その他の行為によって組合員等が負担した費用} \times 90/100※$$

※ 平成32年1月1日前に開始する家畜共済の共済掛金期間に係る共済関係については、「90/100」とあるのを「100/100」とする。

(注) 共済金の計算における1円未満の端数は切り捨てる。

- (2) 診療総点数は、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が家畜共済診療点数表に定める点数の合計とする(診療点数制)。

- (3) 家畜共済診療点数表では、診療行為を種別に区分し、それぞれの種別ごとにA種点数とB種点数を次のとおり定めている。

ア A種点数 診療費のうち直接費(医薬品費、医療用消耗品等、医療用器具及び機械の償却費、往診用車両の修理費及び償却費並びに往診用車両の燃料費及び往診時の交通費)に対応する点数をいう。

イ B種点数 直接費と獣医師の診療技術料(間接費)を合計した、診療費全体に対応する点数をいう。

$$\text{B種点数} = \text{A種点数} + \text{診療技術料}※$$

※ 診療技術料は、B点からA点を差し引いた点数によって求められる。

(4) 1点の価額は、農林水産大臣が定める金額（10円）とする。

2 共済金の算定

損害の額を共済金とする。

(注) 端数計算 共済金の計算における1円未満の端数は切り捨てる。

3 支払共済金の算定

免責事由がある場合は、2で算定した共済金の額から、免責額を差し引いた金額を支払共済金として、共済金額を限度として組合員等へ支払う。

4 組合員等の1割自己負担

次の金額のうち、いずれか低い方の額の1割を1割自己負担金という。

ア 診療総点数 × 1点の価額

イ 診療その他の行為によって組合員等が負担した費用

第13節 死亡廃用共済における共済掛金等の期末調整

第1款 共済掛金期間中に共済価額の変更がない場合

1 共済価額の算定

(1) 共済価額を共済掛金期間中の飼養実績頭数に基づき以下の式により算定する。

$$\text{共済価額} = \Sigma (\text{品種別、用途別、性別及び月齢別の期中に飼養した家畜の頭数} \times \text{価額※})$$

※ 価額については期首時の評価基準に基づく

(2) 共済価額の算定に当たっては、次の点に留意する。

ア 月齢は、家畜の飼養開始年月日及び生年月日並びに当該共済掛金期間の開始年月日及び終了年月日を基に算出した満月齢とする。

イ 胎児で死亡したものの月齢は、アの規定にかかわらず、「死亡年月日+40日」の日を生年月日として算出した満月齢とする。

なお、育成乳牛に属するものの価額は乳用種の雄の価額を用いて、育成・肥育牛に属するものの価額は雄の価額と雌の価額の平均とする。

ウ 胎児で死亡したもののうち、イの生年月日が共済掛金期間の終了年月日以後となるものは胎児の価額を適用する。

2 組合員等負担共済掛金の差額

期末において、家畜の飼養実績に基づき共済価額に差額※が生じた場合、次により組合員等負担共済掛金の差額を算定する。

※ 共済価額の差額＝期末調整前の共済価額－期末調整に係る共済価額

ア 共済掛金の算定

期末調整に係る共済掛金は、以下の式により算定する。

$$\text{期末調整に係る共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \times \text{短期係数}$$

イ 国庫負担共済掛金の算定

期末調整に係る国庫負担共済掛金は、以下の式により算定する。ただし、その額が国庫負担限度額を超える場合には国庫負担限度額とする。

$$\text{期末調整に係る国庫負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \\ \times \text{国庫負担割合}$$

$$\text{国庫負担限度額} = \text{基準金額} \times \text{飼養実績頭数} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \\ \times \text{国庫負担割合}$$

※ 第8節第4款2（3）に定める基準金額

（注）1円未満の端数は切り捨てる。

ウ 組合員等負担共済掛金の算定

期末調整に係る組合員等負担共済掛金は、次の式により算定する。

$$\text{期末調整に係る組合員等負担共済掛金} \\ = \text{期末調整に係る共済掛金} - \text{期末調整に係る国庫負担共済掛金}$$

エ 組合員等負担共済掛金の差額の算定

組合員等負担共済掛金の差額は、次の式により算定する。

$$\text{組合員等負担共済掛金の差額} \\ = \text{期末調整に係る組合員等負担共済掛金} - \text{払込済組合員等負担共済掛金}$$

3 組合員等負担共済掛金の差額の徴収又は払戻し

組合員等負担共済掛金の差額が生じたときは、組合等は、速やかに当該差額の徴収又は払戻しを行うものとする。

第2款 共済掛金期間中に共済価額の変更があった場合

1 共済価額の算定

第1款1の規定に準ずる。

2 組合員等負担共済掛金の差額

期末において、家畜の飼養実績に基づき共済価額に差額※が生じた場合、次により組合員等負担共済掛金の差額を算定する。

※ 共済価額の差額＝期末調整前の共済価額－期末調整に係る共済価額

ア 共済掛金の算定

期末調整に係る共済掛金は、次の式により算定する。

期末調整に係る共済掛金

＝期末調整に係る経過共済金額※1×共済掛金率×短期係数

※1 期末調整に係る経過共済金額

＝（期首期間の期末共済価額※2×期首付保割合）

＋（期中期間の期末共済価額※3×期中変更後付保割合）

＋（最終期間の期末共済価額※4×最終変更後付保割合）

※2 期首期間の期末共済価額

＝期首期間の共済価額※5

＋共済価額の差額× $\frac{\text{期首時点の共済価額}}{\text{最終変更時点の共済価額}}$ ×期首期間の日数割合

※3 期中期間の期末共済価額

＝期中期間の共済価額※6

＋共済価額の差額× $\frac{\text{変更後時点の共済価額}}{\text{最終変更後時点の共済価額}}$ ×期中期間の日数割合※9

※4 最終期間の期末共済価額

＝最終期間の共済価額※7

＋共済価額の差額×最終期間の日数割合※10

※5 期首期間の共済価額＝期首時点の共済価額×期首期間の日数割合※6

※6 期中期間の共済価額

＝最終変更以外の変更後時点の共済価額×期中期間の日数割合※7

※7 最終期間の共済価額＝最終変更後時点の共済価額×最終期間の日数割合※8

※8 期首期間の日数割合＝（最初の変更日－共済掛金期間開始日）／共済掛金期間の日数

※9 期中期間の日数割合＝（変更日－前回変更日）／共済掛金期間の日数

※10 最終期間の日数割合＝（共済掛金期間終了日－最終変更日）／共済掛金期間の日数

イ 国庫負担共済掛金の算定

期末調整に係る国庫負担共済掛金は、以下の式により算定する。ただし、その額が国庫負担限度額を超える場合には国庫負担限度額とする。

$$\text{期末調整に係る国庫負担共済掛金} = \text{期末調整に係る経過共済金額} \\ \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \times \text{国庫負担割合}$$

国庫負担限度額＝

$$\{ (\text{基準金額} \times \text{期首の引受頭数} \times \text{期首期間の日数割合}) \\ + \text{基準金額} \times (\text{期中の飼養実績頭数} - \text{最終変更後の引受頭数}) \\ \times \frac{\text{基準金額} \times \text{期首の引受頭数}}{\text{基準金額} \times \text{最終変更後の引受頭数}} \times \text{期首期間の日数割合} \\ + \text{基準金額} \times \text{変更後の引受頭数} \times \text{期中期間の日数割合} \\ + \text{基準金額} \times (\text{期中の飼養実績頭数} - \text{最終変更後の引受頭数}) \\ \times \frac{\text{基準金額} \times \text{変更後の引受頭数}}{\text{基準金額} \times \text{最終変更後の引受頭数}} \times \text{期中期間の日数割合} \\ + \text{基準金額} \times \text{最終変更後の引受頭数} \times \text{最終期間の日数割合} \\ + \text{基準金額} \times (\text{期中の飼養実績頭数} - \text{最終変更後の引受頭数}) \\ \times \text{最終期間の日数割合} \} \\ \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \times \text{国庫負担割合}$$

ウ 組合員等負担共済掛金

期末調整に係る組合員等負担共済掛金は、次の式により算定する。

$$\text{期末調整に係る組合員等負担共済掛金} \\ = \text{期末調整に係る共済掛金} - \text{期末調整に係る国庫負担共済掛金}$$

エ 組合員等負担共済掛金の差額

期末調整に係る組合員等負担共済掛金の差額は、次の式により算定する。

$$\text{組合員等負担共済掛金の差額} \\ = \text{期末調整に係る組合員等負担共済掛金} - \text{払込済組合員等負担共済掛金}$$

3 組合員等負担共済掛金の差額の徴収又は払戻し

第1款3の規定に準ずる。

第14節 死亡廃用共済における共済金の期末調整

1 死廃共済金支払限度額の算定

期末において、家畜の飼養実績に基づき共済価額に差額が生じた場合は、死廃共済金支払限度額を次の式により算定される金額へ変更する。

ア 共済掛金期間中に共済価額の変更がない場合

$$\text{期末調整後の死廃共済金支払限度額} = \text{共済金額} \times \text{死廃共済金支払限度率} \times \text{短期係数}$$

イ 共済掛金期間中に共済価額の変更があった場合

$$\begin{aligned} &\text{期末調整後の死廃共済金支払限度額} \\ &= \text{期末調整に係る経過共済金額} \times \text{死廃共済金支払限度率} \times \text{短期係数} \end{aligned}$$

※ 第13節第2款2のアの※1の期末調整に係る経過共済金額

2 共済金の差額の追加支払又は返還請求

(1) 期末調整前の死廃共済金支払限度額が適用され、支払われなかった共済金が存在するときは、組合等は速やかに期末調整後の死廃共済金支払限度額の範囲内で共済金の追加支払いを行うものとする。

(2) 死廃共済金支払限度額が減額した場合に、期末調整後の死廃共済金支払限度額が当該共済掛金期間中に発生した死廃事故に係る期末調整前の支払共済金総額を下回るときは、組合等は、速やかに次の式によって算定される金額の返還請求を行うものとする。

$$\text{返還請求額} = \text{期末調整前の支払共済金総額} - \text{期末調整後の死廃共済金支払限度額}$$

3 組合員等負担共済掛金の差額と共済金の差額の相殺

期末調整によって生じた組合員等負担共済掛金の差額と共済金の差額については、相殺することができる。

第15節 免責

第1款 組合等による免責

1 免責事由

組合等は、次に掲げる場合には、組合等は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れることができる。

ア 組合員等が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。

イ 組合員等が第 11 節 2 の規定に基づく損害防止の処置の指示に従わなかったとき。

ウ 組合員等が第 7 節第 4 款 1 に規定する異動通知、事故発生通知又は損害発生通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

エ 組合員等が正当な理由がないのに組合員等負担共済掛金の払込みを遅滞したとき。

オ 家畜共済の申込みをした組合員等が、当該申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この組合等がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

カ 家畜共済に係る共済責任の開始する前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じたとき。

（注）牛の胎児の奇形並びに出生子牛の奇形及び不具で共済事故となるものはこの限りでなく、オの規定に準じて取り扱うものとする。

キ 組合員等又は組合員等と同一の世帯に属する親族が故意又は重大な過失によって損害を生じさせたとき。

（注）組合員等が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失を填補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。

ク 次に掲げる場合を除き、家畜に係る共済責任の始まった日から 2 週間以内に当該家畜に共済事故が生じたとき。

（ア）当該共済事故の原因が当該共済責任の始まった時以降に生じたものである場合

（イ）当該共済事故に係る家畜が、法第 102 条第 3 項又は第 5 項の規定による公示のあつた日から 2 週間以内に当該公示に係る共済事業を行う市町村の家畜共済に付されたものであつて、当該公示の際に、当該市町村に対し法第 101 条第 1 項の規定による申出をした農業共済組合の家畜共済に付されていたもので

ある場合

(ウ) 当該共済事故に係る家畜が、共済事業を行う市町村が法第 111 条第 1 項の規定により共済事業の全部を廃止した際にその行う家畜共済に付されていたものであって、廃止の日から 2 週間以内に、当該市町村の共済事業の実施区域であった地域をその区域に含む農業共済組合の家畜共済に付されたものである場合

(エ) 当該共済事故に係る家畜が、包括共済関係に付されたものであって、当該包括共済関係の成立により消滅した個別共済関係に、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から付されていたものである場合

(オ) 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から当該組合員等の他の包括共済関係に付されていたものであって、当該他の包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜でなくなったことにより、当該共済事故に係る包括共済関係に付されたものである場合

(カ) 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から包括共済関係に係る家畜共済に付されていたものであって、種雄牛又は種雄馬となった後 2 週間以内に当該共済事故に係る個別共済関係に付されたものである場合

(キ) 当該共済事故に係る家畜が、規則第 47 条の生育の程度に達したこと又は出生により共済関係に付された子牛等（子牛にあっては、組合員等が出生後引き続き飼養しているものに限る。）である場合であって、当該子牛等の母牛が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から、当該組合員等の共済関係に付されていたものであるとき（当該母牛が当該組合員等の共済関係に付される 2 週間以上前から他の組合員等（他の組合等の組合員等を含む。）の共済関係に付されていた場合であって、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなった後 1 週間以内に当該組合員等の共済関係に付されたものであるときを含む。）。

(ク) 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故に係る共済関係に付される 2 週間以上前から他の組合員等（他の組合等の組合員等を含む。）に係る共済関係に付されていたものであって、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなった後 1 週間以内に、当該共済事故に係る共済関係に付されたものである場合

ケ 次に掲げる場合を除き、死亡廃用共済に付された家畜であって廃用に係るものを、あらかじめ組合等の承諾を得ずにと殺し、又は譲り渡したこと。

(ア) 当該廃用に係る家畜を緊急にと殺し、又は譲り渡す必要があったこと。

(イ) 当該廃用に係る家畜が牛白血病又は伝達性海綿状脳症にかかっていることを知らずにと殺し、又は譲り渡したことに付き、重大な過失がないこと。

コ 組合員等が競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）による競馬の競走に共済目的である馬を出走させたことによって損害を生じさせたとき。

2 免責及び免責額の決定

(1) 免責の方法は、次に定めるとおりとする。

ア 牛白血病に係る共済事故の場合

- (ア) 牛白血病による死産事故については、現地確認※を行った組合等が、次に掲げる牛白血病感染拡大防止措置の実施状況を現地において確認するものとし、組合員等がいずれかを実施していない場合は、通常すべき管理その他損害防止を怠ったとして、実施していない項目数にかかわらず、共済金を4割免責する。
- a 同一の注射針を複数の牛に使用しないこと。
 - b 直腸検査及び人工授精時に使用する直検手袋を1頭ごとに必ず交換すること。
 - c 妊娠鑑定時に用いるエコープローブをカバーで被覆して1頭ごとに交換すること。
 - d 除角器具、去勢用具、削蹄器具、耳標・鼻環の装着器等の血液が付着する物品は洗浄、消毒して使用すること。なお、洗浄と消毒に使用する容器は別容器とすること。

※ 組合員等若しくは当該牛の診療をした獣医師への聴き取り又は使用器具や消毒液の現物の確認により行う。テレビ電話等情報通信機器を使用した方法で確認した場合は、テレビ電話等情報通信機器を使用した画像（動画及び音声を含む。）を通じて牛白血病感染拡大防止措置の実施状況を確認する。また、第3章第1節第2款1（1）イ（イ）により事故を確認した場合は、組合等の家畜診療所の所長が、牛白血病感染拡大防止措置の実施状況を確認すること。

(注) 実施されていない項目が確認された場合には、管轄の家畜保健衛生所にその旨情報提供を行う。

(イ) と畜後廃用事故において、組合員等が第3章第1節第1款1に定める組合等への事故発生通知を怠った場合※には、共済金を1割免責する。

※ 組合員等がと畜後廃用関係書類を受け取った後3日を超えて組合等に対し当該事故の発生通知をしなかった場合

イ 共済掛金の払込を遅延した場合（1 エ関連）

(ア) 掛金分納を行う場合において、組合員等が正当な理由がないのに第2回目以降の共済掛金の払込みを猶予期間を経過して遅滞したときは、払込（納）期限後共済掛金が払い込まれた時までの間に発生した共済事故については、共済金の全部を免責する。

(イ) 第8節第1款1（2）に規定する期中の共済金額変更時の共済掛金について、組合員等が正当な理由がないのに払込みを遅延した時は、異動の日から共済掛金の払込までに発生した共済事故に係る共済金の全部を免責する。

(ウ) 掛金の期末調整を行うときに、組合員等が正当な理由がないのに共済掛金の払込みを遅延した時は、当該共済掛金期間の次の共済掛金期間において、払込(納)期限後から共済掛金の払込みまでに発生した共済事故に係る共済金の全部を免責する。

ウ 持ち込み事故の場合

1 カの規定に基づき免責を行うときは、当該共済事故に係る共済金の全部を免責する。

エ 故意又は重大な過失による事故の場合

1 キの規定に基づき免責を行うときは、当該共済事故に係る共済金の全部を免責する。

オ 待期間中の事故の場合

1 クの規定に基づき免責を行うときは、当該共済事故に係る共済金の全部を免責する。

カ 廃用認定前のと殺又は譲渡

1 ケの規定に基づき免責を行うときは、当該共済事故に係る共済金の全部を免責する。

キ 競馬法による競馬出走中の事故の場合

1 コの規定に基づき免責を行うときは、当該共済事故に係る共済金の全部を免責する。

(2) 組合等は、(1) に定めるもののほか、次に定める事項について免責基準を作成し、これに基づき免責を行うことができる。なお、免責基準においては、次に掲げる免責及び免責額を定めるものとする。

ア 組合員等が通常すべき管理その他損害防止義務を怠った場合の免責

イ 組合員等が組合等から損害防止のために特に必要な処置をすべきことを指示されたときにその指示に従わなかった場合の免責

ウ 病傷事故発生通知又は病傷事故診断書の提出が遅延した場合の免責※

※ この場合の免責額を支払うべき共済金の1割又は2割(遅延の程度・頻度等により更に高割合とする。)とし、少なくとも1年以上遅延した場合は全額免責とすること。

(注) 免責基準の作成に当たっては、保険監理官が別途通知するガイドラインを参考とし、理事会に諮り理事過半数の同意を得ること。

(3) 免責及び免責額は、(1) 及び(2) に定めるもののほか、理事過半数の同意に

よって決定するものとする。なお、免責した場合には、家畜共済保険金請求書及び家畜共済損害発生通知書に免責額を決定した経過及びその理由を具体的に記入した理事過半数の同意書を添付するものとする。

第2款 都道府県連合会の免責事由

保険金の免責事由は、以下のとおりであり、保険金の全額又は一部を免責する。

- ア 組合等が法令又は事業規程等に違反して共済金を支払ったとき。
- イ 組合等が損害額を不当に認定して共済金を支払ったとき。
- ウ 組合等が事業規程等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかったとき。
- エ 組合等が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。
- オ 組合等が組合員等との間に存する共済関係に関し必要な事項について都道府県連合会に対する通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- カ 組合等が事故発生通知及び損害通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- キ 組合等が組合員等に通常すべき管理その他の損害防止の指導を怠ったとき。
- ク 組合等が都道府県連合会から損害防止のため特に必要な措置をすべきことを指示された場合においてその指示に従わなかったとき。

第3款 組合員等への説明

組合等は、免責を行う場合には、組合員等に対して、あらかじめ免責事由及び免責額について説明を行うとともに、事態の改善を図るよう文書により指導する。

第16節 危険の減少

1 共済関係

共済関係の成立後に、当該共済関係により填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、組合員等は、組合等に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができる。

2 保険関係

組合等は、1の規定により共済掛金を減額したときは、都道府県連合会（特定組合等にあつては、政府）に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

第17節 共済関係の無効等

第1款 共済関係の無効等

1 共済関係の無効

- (1) 第5節第1款2(2)の規定による申込みの承諾の際、包括共済家畜区分に属する家畜で同款2(2)ア又はイに掲げる事由のないものに係る個別共済関係は、無効とする。
- (2) 第5節第1款2(1)又は(2)の規定に違反する個別共済関係は、無効とする。

2 共済関係の失効

- (1) 個別共済関係に付された家畜について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第5節第4款(1)(同款(7)において準用する場合を含む。)の規定により当該個別共済関係に関し権利義務が承継された場合を除き、当該個別共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。
- (2) 第6節第1款(2)に規定する場合であって、第8節第6款2(1)の規定に違反したときは、当該家畜共済の共済関係は、その成立の時からその効力を失う。
- (3) 第8節第6款2(4)の規定による猶予期間を経過したときは、当該家畜共済の共済関係は、当該猶予期間の初日からその効力を失う。
- (4) 第8節第6款4の規定に違反したときは、第5節第4款(1)(同款(7)において準用する場合を含む。)の規定により承継した権利義務は、その承継の時からその効力を失う。
- (5) 個別共済関係の共済目的である家畜(乳牛の雌を除く。)が共済目的の種類を変更したときは、当該個別共済関係は、その変更の時からその効力を失う。

3 共済関係の無効等の場合の効果

組合等は、共済関係の無効若しくは失効の場合又は組合等が共済金支払の責任を免れる場合においても、既に受け取った組合員等負担共済掛金を返還しない。ただし、無効の場合において、組合員等が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りでない。

第2款 保険関係の無効等

1 保険関係の無効等

- 次の場合には、保険関係の全部若しくは一部は無効となり、又は失効する。
- ア 会員の有する共済関係が無効となり又は失効したとき。
 - イ 会員がその資格を喪失したとき。

2 保険関係の無効等の場合の効果

保険関係の無効、失効又は都道府県連合会が保険金支払の責任を免れる場合にお

いても、既に受け取った保険料は返還しない。ただし、無効の場合において、会員が善意であって、かつ、重大な過失がなかった場合は、この限りでない。

第3款 共済関係の解除

1 告知義務違反による解除

- (1) 組合員等は、家畜共済の申込みの際、家畜共済の共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合等が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。
- (2) 組合等は、組合員等が、前項の規定に基づき組合等が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該家畜共済の共済関係を解除することができる。
- (3) 組合等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。
 - ア 家畜共済の申込みの承諾の当時において、組合等が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
 - イ 組合等のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（組合等のために共済関係の成立のための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、組合員等が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
 - ウ 共済媒介者が、組合員等に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- (4) (3) イ及びウの規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員等が(2)の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- (5) (2)の規定による解除権は、組合等が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないときは、消滅する。家畜共済の申込みの承諾の時から6か月を経過したときも、同様とする。

2 重大事由等による解除

- (1) 組合等は、次に掲げる重大な事由がある場合には、家畜共済の共済関係を解除するものとする。
 - ア 組合員等が、組合等に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
 - イ 組合員等が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、組合等の組合員等に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由
- (2) 組合等は、第5節第1款3イに掲げる事由が生じた場合には、家畜共済の共済関係を解除するものとする。

3 解除の効力

- (1) 家畜共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
- (2) 組合等は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。
 - ア 1 (2) の解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
 - イ 2 に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害。

第18節 第三者に対する権利の取得

- (1) 組合等は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより組合員等が取得する債権（以下この節において「組合員等債権」という。）について当然に組合員等に代位する。
 - ア 組合等が支払った共済金の額
 - イ 組合員等債権の額（アに掲げる額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合員等債権の額から当該不足額を控除した残額）
- (2) 前項の場合において、アに掲げる額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合員等は、組合員等債権のうち組合等が代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る組合等の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

第19節 業務の委託

組合等は、組合員等負担共済掛金及び事務費賦課金の徴収に係る事務（第8節第6款9の規定による督促を除く。）、家畜共済の申込書の受理に係る事務並びに共済金の支払に係る事務（当該共済金に係る損害の額の認定に係るものを除く。）を農業協同組合、農業協同組合連合会又は規則第71条に規定する金融機関に委託することができるものとする。

第20節 他人の家畜を家畜共済に付したときの共済金の請求権

- (1) 他人の家畜を飼養する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害を填補するため当該家畜を家畜共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該家畜の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。
- (2) 組合員等は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該

家畜の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、組合等に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

第21節 保険関係の協議等

1 保険関係の協議

- (1) 家畜共済に係る保険関係において、都道府県連合会が支払うべき家畜共済に係る保険金の額を施行令第 23 条第 3 項第 2 号のイの金額又はロの金額のどちらの金額にするかは、都道府県連合会と組合等とが協議して定めるもの（保険関係の成立の時までにその協議が調わない場合にあっては、ロに掲げる金額）とする。
- (2) 保険関係は、共済関係ごとに定めるものとし、一共済掛金期間中は変更できないものとする。
- (3) 協議は、「家畜共済保険関係協議書」（様式例 1－8）により行うものとする。

2 特定組合等の保険関係について

- (1) 特定組合等においては、ロの金額とする場合は、保険関係の成立するときまでに施行令第 38 条第 3 項の規定に基づき疾病傷害共済の共済関係を指定するものとする。
- (2) (1) の指定は、一共済掛金期間中は変更できないものとする。

3 保険割合（組合等の責任保留）の特例

組合等（特定組合等を除く。）の共済責任の保留割合は 2 割（特別の事由があるときは 3 割）とされている。

ただし、包括共済家畜区分（規則第 101 条第 2 項各号に掲げる区分）ごとに、最近年次における当該組合等の区域内に住所を有する者が飼養する家畜で法第 98 条第 1 項第 2 号に掲げる牛、馬又は種豚であるものの頭数を乳用牛については 300 頭、肉用牛については 700 頭、一般馬については 500 頭、種豚については 400 頭で除し、小数点以下第 2 位で四捨五入して得た数の合計が、1.0 未満の組合等については、肉豚に係る家畜共済に係るものを除き共済責任の保留割合を 1 割とすることができる。

なお、共済責任の保留割合を変更する場合は次によって行うものとする。

4 責任保留の手続等

- ア 都道府県連合会は、共済責任の保留割合の変更を希望する組合等がある場合には、あらかじめ当該組合等及び知事と協議を行うものとする。
- イ 都道府県連合会は、共済責任の保留割合を変更する組合等があるときは、あらかじめ、共済責任の保留割合を変更しようとする組合等名、共済目的の種類及び保留割合を農林水産省に報告する。
- ウ 保留割合の変更は、年度始めに行うものとする。

第22節 責任準備金

規則第 29 条に規定する責任準備金は、次の方法により算定する。

ア 責任準備金は、次式により算定するものとし、その算定された額の合計額とする。

$$\text{責任準備金} = \text{手持共済掛金又は手持保険料} \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{当該共済掛金期間月数}}$$

イ 未経過月数は、当該共済掛金期間開始月の翌月の初日から始まったものとしてこれを計算する。

ウ 共済掛金期間開始月別及び共済掛金期間別の未経過月数は、次のとおりとする。

共済掛金 期間 開始月	1 か 月	2 か 月	3 か 月	4 か 月	5 か 月	6 か 月	7 か 月	8 か 月	9 か 月	10 か 月	11 か 月	12 か 月
4月												1
5月											1	2
6月										1	2	3
7月									1	2	3	4
8月								1	2	3	4	5
9月							1	2	3	4	5	6
10月						1	2	3	4	5	6	7
11月					1	2	3	4	5	6	7	8
12月				1	2	3	4	5	6	7	8	9
1月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

第23節 家畜診療所

1 目的及び設置

家畜診療所は、診療給付、共済家畜の損害防止等を行い、もって組合員等の負担の軽減と受益の増進を図ることを目的とする。家畜診療所は、農業共済団体等が総会（総代会）又は議会の承認を経て設置する。2以上の農業共済組合が共同して家畜診療所を設置することもできるが、この場合は、運営を担当する農業共済組合は、財産の帰属、出費及び費用の負担関係を別に定めておくことが必要である。知事は、家畜診療所の設置、移転、廃止等に当たっては、必要に応じて農業共済保険審査会の意見を聴いて指導する。

2 業務

家畜診療所で行う業務は、次のとおりとする。

- ① 共済家畜の診療
- ② 損害防止
- ③ 家畜共済の引受及び損害認定に係る業務
- ④ 家畜共済の普及及び加入の推進
- ⑤ 畜産諸施策に対する協力
- ⑥ その他目的達成のため必要とする業務

家畜診療所は、診療の求めに応じて診療の給付を行い、損害防止事業の実施の中心となることはもとより、家畜衛生、飼養管理等についても積極的に指導することが望ましい。

3 組合員等への診療内容の通知

家畜診療所において、組合員等の家畜に病傷事故に係る診療を行った場合、次の事項を診療日から概ね1週間以内に、書面又は電子媒体で組合員等に通知しなければならない。本通知を診療種別等通知書（様式例13）という。

なお、以下の必要事項を全て記載している場合は、診療種別等通知書に替えて当該資料において通知することができる。

- ① 診療した家畜の所有者又は管理者の氏名
- ② 診療家畜を特定できる情報（個体識別番号等）
- ③ 診療日
- ④ 種別等
- ⑤ 治療に用いた動物用医薬品等の品名
- ⑥ 獣医師名
- ⑦ 発行日

4 規模

家畜診療所の経営は、その人員及び施設と診療区域内の加入頭数ないし診療頭数とが均衡することが必要である。診療の季節的な繁閑については、診療業務以外の業務を計画的に織り込むことによって事業量の平均化を図ることが必要である。

5 職員

家畜の診療を担当する獣医師は2名以上、可能ならば事務職員を併せて配置し、専門化、分担、協力等によって診療能率の向上と勤務の適正化を図ることが望ましい。

家畜診療所職員の人件費は、家畜診療所勘定によって賄うこと。獣医師については同種同類の職種相当の待遇を図ることが必要である。

6 施設

器具機械の整備、更新、保存等に努めるとともに、診療用車両の充実を図り、診療の集団的实施及び損防事業その他の事業の計画的実施によって業務の能率の向上を図る必要がある。

7 診療料金

診療料金は、農林水産大臣が定める点数及び家畜診療所の運営の状況を勘案して総代会において定める。ただし、非加入家畜の診療費及び家畜共済診療点数表の種別に規定のない診療行為に係る診療料金については、事業規程に基づき別途理事会で定めることができる。

8 収支

(1) 家畜診療所の経理は、家畜診療所勘定で処理する。

しかし、家畜診療所の土地、建物及び構築物については、一般的な資産として業務の執行に要する経費に関する勘定で処理することとしている。また、診療行為に必要な人員機材等を使用して損害防止等を行った場合で、診療以外に要した費用を区分することが困難な場合は、それらの費用も含めて家畜診療所勘定で処理することとなる。

(2) 家畜診療所の収支は毎年度均衡することが望ましい。このため、診療所規模の適正化、加入頭数の増加、共済金額の増額、損防事業の積極化、医療品の節減等を図るほか、診療業務以外の業務を計画化してその収入を図る等の措置が必要である。

収支の均衡がとれないため存続が困難である場合には、統廃合による合理化を図ることが必要である。

9 他機関との協調

家畜診療所は、畜産・衛生関係の施設及び団体との連絡協調に努め、その地域における畜産振興のセンターとしての役割の一端を担うこととする。

10 その他

家畜診療所の運営に関する細部は、別に定める運営規則により行うものとする。

農業共済団体等家畜診療所運営規則（例）

1 総則

（目的）

第1条 この連合会（組合、市町村）は、事業規程（条例）第〇条の規定により設置した家畜診療所（以下「診療所」という。）の適正な運営を図るため、この規則を定める。

(備考) 共同診療所の場合には、次の例により規定すること。

第1条 この組合は、事業規程第〇条の規定により〇〇農業協同組合、〇〇農業共済組合及び〇〇農業共済組合（以下「関係組合」という。）と共同して設置した家畜診療所（以下「診療所」という。）の適正な運営を図るため、この規則を定める。

(名称、所在地及び主な事業区域)

第2条 診療所の名称、所在地及び主な事業区域は、次のとおりとする。

名称	所在地	主な事業区域

(備考) 共同診療所の場合には、次の1項を加えること。

2 診療所に係る事務は、〇〇農業共済組合（以下「担当組合」という。）において行う。

(職員の構成)

第3条 診療所に次の職員を置く。

所長1名

所員〇名

2 所長は、診療所の業務を統括する。

3 所員は、所長を補佐して業務を実施する。

(備考) 共同診療所の場合には、次の1項を加えること。

4 診療所の職員は、〇〇農業共済組合の職員とする。

2 業務

(業務の内容)

第4条 診療所は、次の業務を行う。

(1) 共済家畜の診療

(2) 損害防止

(3) 家畜共済の引受け及び損害認定に係る業務

(4) 家畜共済の普及及び加入の推進

(5) 畜産諸施策に対する協力

(6) その他目的達成のために必要とする業務

(業務の計画)

第5条 所長は、前条の業務の実施のため毎年度、事業計画に基づき細部の実施計画を作成して連合会会長（組合長、市町村長）に提出するものとする。

3 診療料金

(診療料金)

第6条 診療料金は、この連合会（組合、市町村）の総会（総代会、規則）で定めたものとする。

(徴収すべき診療料金)

第7条 診療料金から支払共済金を差し引いた金額は、診療料金等請求書により徴収するものとする。

4 診療所の行う事務

(事故発生通知の受付等)

第8条 事故発生通知、往診依頼の受付等は、原則として所長が一元的に管理する。
また、獣医及び家畜人工授精師等（以下「獣医職員等」という。）が直接、診療等の依頼を受けた場合は、このことを電話等により速やかに診療所に連絡する。

(加入証の取扱い)

第9条 共済家畜の診療を行うに当たっては、加入証の提示を求め、その確認を行う。

(診療の通知等)

第10条 獣医師が診療（病傷事故に該当するもの及び特定損害防止事業に関するものに限る。）を行った場合は、診療種別等通知書を2部作成し、副本を診療所で保管するとともに正本を組合員等に交付する。

2 診療所は、疾病又は傷害が転帰したときは、次の書類を当該組合員等の所属する組合（市町村）に提出する。

(1) 病傷事故にあつては診療通知書

(2) 死産事故にあつては死産事故認定書又は検案書

3 獣医職員等が病傷事故外診療等（家畜共済に加入していない家畜の診療、妊娠鑑定等の疾病傷害以外の診療、人工授精、受精卵移植、削蹄等をいう。以下同じ。）を行った場合は、病傷事故外診療等の都度、病傷事故外診療等の内容及び料金を記した病傷事故外診療費等通知書（3部構成複写式又は電子媒体）を作成し、正本を農家（組合員等を含む。以下同じ。）に交付し、副本を農業共済団体等経理担当部署（以下「経理部署」という。）及び診療所に保存する。

(備考)

(1) 連合会診療所にあつては、第2項中「組合（市町村）」の次に「及びこの連合会」を加え、第2項第1号中「診療通知書」を「保険金支払通知書」に改めること。

(2) 共同診療所にあつては、「組合（市町村）」の次に「及び担当組合」を加えること。

(医療品等の取扱い)

第 11 条 医療品（医薬品及び医療用消耗品をいう。以下同じ。）は、医療品受払簿によりその受払を明確にする。

2 医療器具機械は、医療器具機械台帳により保管を厳重にする。

3 医療品については、毎月の使用量を医療品使用量報告書により翌月 10 日までに連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に報告する。

(医療品等の調達)

第 12 条 医療品の交付を受けようとするときは、医療品等需要申請書を連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に提出する。

2 緊急必要の場合には、その必要量を現地において購入するものとする。この場合には、速やかに緊急購入報告書を連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に提出する。

(需要申請)

第 13 条 医療品等の購入申請は、次の区分によって行う。

(1) 定期申請

○月ごとに必要量を当該期間の始まる 15 日前までに申請する。

(2) 臨時申請

急を要するときは、その都度申請する。

(医療品等の処分)

第 14 条 医療品等を紛失又は破損した場合には、速やかに連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に報告し、指示又は承認を受けるものとする。

2 医療品等を廃棄又は移管しようとするときは、医療器具機械にあつてはその都度、医療品にあつては購入価格が 10,000 円以上の場合に限り、連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）の承認を得るものとする。

(診療用車両の使用等)

第 15 条 診療に用いる車両の使用及び管理については、別に定めるところによる。

(現金の収入)

第 16 条 農家から徴収する診療料金等（削蹄や人工授精に係る料金を含む。以下同じ。）については、原則として、現金による受領は行わない。

(現金収入の報告)

第 17 条 獣医職員等がやむを得ず現金により診療料金等を受領する場合には、獣医職員等は、あらかじめ通し番号を付した複写式の診療料金等領収書（農家保管用（正本）、経理部署保管用（副本）、診療所保管用（副本）の 3 部構成）を農家に交付す

る。獣医職員等は、受領した診療料金等を受領日の翌日までに、経理部署に持参する、又は経理部署の口座に振り込む。

(現金の支出)

第 18 条 診療所において支出する現金は、原則として電話料、郵便料、水道光熱費、医療品等緊急購入費及び雑費に限るものとする。

(現金支出の報告)

第 19 条 診療所は、毎月使用した費用の報告書に証拠書類を添えて翌月 5 日までに連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に報告する。

5 帳簿等

(備付け帳簿)

第 20 条 診療所に備え付けるべき帳簿は、次のとおりとする。

規程類綴

医療器具機械台帳

診療費請求書綴（写し）

医療品受払簿

小払用現金出納簿

保険金支払通知書（写し）

病傷事故診療通知書

病傷事故外診療等通知書

医療品等購入申請書綴（写し）

医療品等送品書綴

報告書綴

往復文書綴

業務日誌

診療簿

検案簿

診断書（検案書）

6 コンプライアンス態勢

(管理職員による内部点検)

第 21 条 所長等、獣医職員等を管理する職員（以下「管理職員」という。）は、毎月、医療品・精液等の棚卸を実施し、①医療品・精液等の前回と今回の棚卸時の在庫数、②医療品・精液等の受払簿による使用実績や廃棄処分数、③診療簿、病傷事故外診療等による使用実績を突合し、医療品・精液等の使途不明がないかを確認する。

2 管理職員は、毎日、獣医職員等に業務日誌を記録させるとともに、毎月、業務日誌と診療簿、診療種別等通知書（副本）、病傷事故外診療等通知書（副本）、診療車

両の運行記録との突合を行う等により、獣医職員等の業務内容と往診距離との整合等を把握するものとする。また、適切な業務報告が行われていない場合は、獣医職員等に対し、適切な報告を行うよう指示をする。

- 3 管理職員は、年に1回、農家に対し、診療料金等の現金支払の有無について聴取調査を行う。現金支払がある場合は、農家が保管している診療種別等通知書(正本)及び病傷事故外診療等通知書(正本)と診療所で保管する診療種別等通知書(副本)及び病傷事故外診療等通知書(副本)を突合する。
- 4 管理職員は、獣医職員等が行った診療等に関し、不祥事件が発生した場合又は不祥事件の発生が疑われる場合には、直ちに参事へ報告する。

第24節 嘱託及び指定獣医師

家畜共済について診療の適正・円滑を図り、もって家畜共済事業の運営の公正と安定とに資することを目的として、嘱託及び指定獣医師を設置する。

1 嘱託及び指定獣医師について

- (1) 嘱託獣医師は、嘱託契約に基づき、組合等又は都道府県連合会の家畜診療所に代わって共済事故に係る診療等を行う診療所に属する獣医師をいう。
- (2) 指定獣医師は、指定契約に基づき、加入者からの依頼を受けて共済金の代理受領等を行うことのできる獣医師をいう。

2 嘱託及び指定獣医師との契約等に係る留意点

- (1) 組合等及び都道府県連合会は、申請者について、嘱託又は指定獣医師契約締結の適否を公正に判断すること。なお、必要に応じて都道府県獣医師会会長の意見を聴いても差し支えない。解約をする場合もまた同様とする。
- (2) 組合等及び都道府県連合会は家畜共済の普及、引受検査、損害防止、事故の確認等に当たっては、嘱託及び指定獣医師の協力を得て事業の推進安定を図るものとし、その計画及び必要経費の予算化に努めるものとする。
- (3) 指定獣医師の診療を受けた場合においても、組合等は事故発生通知について組合員等に対して自ら通知させるか、又は当該指定獣医師に依頼して通知させなければならない。

3 嘱託獣医師に係る契約等

- (1) 契約の相手方
契約の相手方は、診療施設を有するものとする。
- (2) 契約手続
組合等又は都道府県連合会が嘱託契約を締結する場合は、特定組合等にあつては組合長(全国連合会にあつては会長)が、特定組合以外の組合等にあつては都道府県連合会と協議の上団体等を選定し、その長との間に当該契約を締結するものとする。

る。

(3) 標識及び公告（公示）

組合等又は都道府県連合会は所定の標識を交付し、嘱託獣医師はこれを掲示する。

組合等又は都道府県連合会は、嘱託獣医師に係る事項を公告（公示）する。

(4) 嘱託獣医費及び嘱託診療費

嘱託獣医師に係る診療の診療技術料等に相当する部分を嘱託獣医費といい、直接費に相当する部分を嘱託診療費という。

組合等又は都道府県連合会は、嘱託獣医師が組合等又は都道府県連合会の家畜診療所に代わって行った共済事故に係る診療に対して一定期間ごとに、当事者間で決定した額を家畜診療所勘定から嘱託獣医費及び嘱託診療費として支払うものとする。なお、支払額及び支払方法は契約の当事者間の協議による。

(5) 共済事故に係る診療費

嘱託獣医師の診た共済事故に対する診療その他の行為であって、共済金の支払の対象となるものの内容に係る診療費は、最寄りの家畜診療所が設定した診療料金表を勘案して、契約の当事者が協議して定めた額とする。

(6) 1割自己負担金の徴収

嘱託獣医師が共済事故に係る診療を行った場合の1割自己負担金の徴収については、現場の実態に即して契約の中で規定すること（例：組合等又は都道府県連合会が組合員等から徴収するなど。）。

(7) 必要事務

嘱託獣医師は、次の事務を行う。

ア 組合等に代わって組合員等の行う事故発生通知を受理し組合等に対して遅滞なく事故発生通知があった旨を報告する。

イ 業務日誌（往診順番ごとに組合員等名及び診療頭数を記入）を整備する。

ウ 所定の診療簿に記載する。

エ 組合員等の家畜の診療（病傷事故に該当するもの及び特定損害防止事業に関するものに限る。）を行った場合は、診療種別等通知書を組合員等へ交付する。

オ 所定の診断書又は診療通知書（保険金支払通知書）を所定の期日までに組合等（都道府県連合会）に提出する。

(8) 簿冊の備付

嘱託獣医師は、診療簿、医薬品納品書綴及びその他組合等が求める書類を備える。

(9) 調査への協力

嘱託獣医師は、組合等又は都道府県連合会が家畜共済損害認定準則に基づく損害の額の認定のために必要に応じて行う調査に協力する。

(10) 必要事項の指示

組合等及び都道府県連合会は、嘱託獣医師に対し病傷事故の取扱いについて関係法令、定款、事業規程（条例）及び諸通知に基づく必要な指示をすることができる。

(11) 嘱託診療費等の削減

(7) のア又はエの事務を行わなかったときは、組合等又は都道府県連合会は、

嘱託診療費又は嘱託獣医師費の一部について支払の責めを免れることができる。

(12) 有効期間

契約を締結した日から1年又は1年未満の期間とする。

(13) 解約の再契約

組合等又は都道府県連合会から解約をした場合にあっては、原則として解約から5年間は当該獣医師と嘱託契約を締結しないものとする。ただし、解約に至った事案の内容等を総合的に勘案し、地域獣医療の確保を図るため特に必要と認められる場合であり、かつ、今後、当該解約理由に規定する違反などをするおそれがないと認められる場合に限り、短縮することができる。

4 指定獣医師に係る契約等

(1) 契約の相手方

契約の相手方は、原則として診療施設の個人開設者とし、契約した相手方の獣医師を指定獣医師という。

(2) 契約手続

組合等が指定契約を締結する場合は、指定獣医師申請書の提出を求め、特定組合等にあつては組合長（全国連合会にあつては会長）が、特定組合以外の組合等にあつては都道府県連合会と協議の上指定契約委任状に基づいて当該都道府県連合会の会長を代理人として当該契約を締結するものとする。

(3) 標識及び公告（公示）

組合等は所定の標識を交付し、指定獣医師はこれを掲示する。組合等及び都道府県連合会は、指定獣医師に係る事項を公告（公示）する。

(4) 共済金の支払方法

組合員等が共済金の受領を指定獣医師に委任したときは、組合等は指定獣医師に対してこれを支払う。

(5) 1割自己負担金の徴収

ア 指定獣医師が組合員等から徴収する。

イ 指定獣医師は、1割自己負担金を支払ったこと又は請求を受けたことを代理受領委任状において加入者に申告させ明らかにすること。

(6) 必要事務

指定獣医師は、次の事務を行う。

ア 組合員等の依頼を受けたときは、組合等に対して遅滞なく事故発生のお知らせをする。

イ 業務日誌（往診順番ごとに組合員等名及び診療頭数を記入）を整備する。

ウ 所定の診療簿に記載する。

エ 組合員等の家畜の診療（病傷事故に該当するもの及び特定損害防止事業に関するものに限る。）を行った場合は、診療種別等通知書を組合員等へ交付しなければならない。

オ 所定の診断書を所定の期日までに組合等に提出する。

(7) 簿冊の備付

指定獣医師は、診療簿、医薬品納品書類綴及びその他組合等が求める書類を備える。

(8) 調査への協力

指定獣医師は、組合等又は都道府県連合会が家畜共済損害認定準則に基づく損害の額の認定のために必要に応じて行う調査に協力する。

(9) 必要事項の指示

組合等及び都道府県連合会は、指定獣医師に対し病傷事故の取扱いについて関係法令、定款、事業規程（条例）及び諸通知に基づく必要な指示をすることができる。

(10) 免責

(6) のア又はオの事務を行わなかったことによって当該組合員等が免責されたときは、指定獣医師は、組合員等に対して診療費のうちその免責相当額については請求することができない。

(11) 有効期間

契約を締結した日から1年又は1年未満の期間とする。

(12) 解約後の再契約

組合等又は都道府県連合会から解約をした場合にあっては、原則として解約から5年間は当該獣医師と指定契約を締結しないこと。ただし、解約に至った事案の内容等を総合的に勘案し、地域獣医療の確保を図るため特に必要と認められる場合であり、かつ、今後、当該解約理由に規定する違反などをするおそれがないと認められる場合に限り、短縮することができる。

(指定獣医師申請書)

指定獣医師申請書			
		平成	年 月 日
〇〇農業共済組合組合長理事 殿			
(〇〇 市町村長)			
住 所			
診 療 施 設 名			
氏 名		印	
獣医師登録番号			
貴組合（市町村）の指定獣医師として契約いたしたく申請します。			

(指定契約委任状)

指定契約委任状			
		平成	年 月 日
〇〇農業共済組合連合会会長理事 殿			
〇〇農業共済組合組合長理事		〇〇〇〇	印
(〇〇 市町村長		〇〇〇〇	印)
別紙のとおり、指定獣医師申請書の提出があったので、指定契約を締結されたく、その権限を〇〇農業共済組合連合会会長理事〇〇〇〇に委任します。			
(別紙添付 指定獣医師申請書)			

嘱託・指定契約書（例）

〔嘱託の場合〕

〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇××番地〇〇農業共済組合組合長理事〇〇〇〇（〇〇市町村長〇〇〇 〇、〇〇農業共済組合連合会会長理事〇〇〇〇）（以下「甲」という。）は、〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇××番地〇〇団体の長〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、別紙のとおり嘱託契約を締結する。

(別紙)

(1) 標識及び公告（公示）

甲は所定の標識を交付し、嘱託獣医師（以下「丙」という。）はこれを掲示する。

甲は、嘱託に係る事項を公告（公示）する。

(2) 嘱託獣医師費及び嘱託診療費

甲は、乙に対し嘱託獣医師費及び嘱託診療費として、〇〇円也を支払う。なお、支払方法は別に甲乙協議するものとする。

(3) 乙が共済事故に係る診療を行った場合の1割自己負担金の徴収については、甲が乙に代わって組合員（家畜共済加入者）から徴収するなど。

(4) 必要事務

丙は、次の事務を行う。

ア 甲に代わって共済事故に係る診療を行うとともに、組合員（家畜共済加入者）の行う事故発生通知を受理し、甲に対して遅滞なく事故発生通知があった旨を報告すること。

イ 業務日誌（往診順番ごとに組合員（家畜共済加入者）名及び診療頭数を記入）を整備すること。

ウ 所定の診療簿に記載すること。

エ 組合員（家畜共済加入者）の家畜の診療（病傷事故に該当するもの及び特定損害防止事業に関するものに限る。）を行った場合は、診療種別等通知書を組合員（家畜共済加入者）へ交付する

オ 所定の診断書又は診療通知書（保険金支払通知書）を転帰の日の属する月の翌日の〇日までに甲に提出すること。

（５）簿冊の備付け

丙は、診療簿及び医薬品納品書類綴を備える。

（６）調査への協力

丙は、甲又は都道府県連合会が家畜共済損害認定準則（平成 30 年農林水産省告示第 642 号）に基づく損害の額の認定のために必要に応じて行う調査に協力する。

（７）必要事項の指示

甲及び都道府県連合会は、丙に対し病傷事故の取扱いについて関係法令、定款、事業規程（条例）及び諸通知に基づく必要な指示をすることができる。

（８）嘱託診療費の削減

（４）のア又はオの事務を行わなかったときは、甲は、嘱託診療費又は嘱託獣医師の一部について支払の責めを免れることができる。

（９）有効期間

この契約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から効力を生じ、平成〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とする。

（１０）解約

この契約は、次の場合に解約されるものとする。

ア 乙が解約を申し出たとき。

イ 甲が次の場合に該当することを理由に解約を申し出たとき。

（ア）丙がこの契約に違反した場合

（イ）丙の行為が獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 8 条第 2 項の適用を受けた場合及び同法第 29 条に該当した場合

（ウ）丙が甲又は都道府県連合会の指示に従わなかった場合

（エ）丙の行為が家畜共済事業の健全な実施を阻害すると認められる場合

上記のとおり契約を締結した証として本書 2 通を作成して甲、乙ともに記名捺印の上各 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲〇〇農業共済組合組合長理事	〇〇〇〇	印
〇〇市町村長	〇〇〇〇	印
〇〇県農業共済組合連合会会長理事	〇〇〇〇	印
乙〇〇団体の長	〇〇〇〇	印

〔指定の場合〕

〇〇県〇〇市〇〇町××番地〇〇県農業共済組合連合会会長理事〇〇〇〇は、〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇××番地〇〇村農業共済組合組合長理事〇〇〇〇（〇〇市町村長〇〇〇 〇）（以下「甲」という。）の委任により、その代理人として、〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇××番地獣医師〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、別紙のとおり指定獣医師契約を締結する。

（別紙）

（１）標識及び公告（公示）

甲は所定の標識を交付し、乙はこれを掲示する。甲及び都道府県連合会は指定獣医師にかかる事項を公告（公示）する。

（２）共済金の支払方法

組合員が共済金の受領を乙に委任したときは、甲は乙に対してこれを支払う。

（３）一割自己負担金の徴収

ア 乙が組合員から徴収する。

イ 乙は、１割自己負担金を支払ったこと又は請求を受けたことを代理受領委任状において組合員に申告させ明らかにすること。

（４）必要事務

乙は、次の事務を行う。

ア 組合員の依頼を受けたときは、甲に対して遅滞なく事故発生の通知をすること。

イ 業務日誌（往診順番ごとに組合員名及び診療頭数を記入）を整備する。

ウ 所定の診療簿に記載すること。

エ 組合員の家畜の診療（病傷事故に該当するもの及び特定損害防止事業に関するものに限る。）を行った場合は、診療内容等通知書を組合員へ交付しなければならない。

オ 所定の診断書を転帰の日の属する月の翌月の〇日までに甲に提出すること。

（５）簿冊の備付

乙は、診療簿及び医薬品納品書綴を備える。

（６）調査への協力

乙は、甲又は都道府県連合会が家畜共済損害認定準則（平成 30 年農林水産省告示第 642 号）に基づく損害の額の認定のために必要に応じて行う調査に協力する。

（７）必要事項の指示

甲及び都道府県連合会は、乙に対し病傷事故の取扱いについて関係法令、定款、事業規程（条例）及び諸通知に基づく必要な指示をすることができる。

（８）免責

（４）のアのオの事務を行わなかったことによって当該組合員が免責されたときは、乙は、組合員に対して診療費のうち、その免責相当額については請求することができない。

（９）有効期間

この契約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から効力を生じ、平成〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とする。

(10) 解約

この契約は、次の場合に解約される。

ア 乙が解約を申し出たとき。

イ 甲が次の場合に該当することを理由に解約を申し出たとき。

(ア) 乙がこの契約に違反した場合

(イ) 乙が獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 8 条第 2 項の適用を受けた場合
及び同法第 29 条に該当した場合

(ウ) 乙が甲又は都道府県連合会の指示に従わなかった場合

(エ) 乙の行為が家畜共済事業の健全な実施を阻害すると認められる場合

上記のとおり契約を締結した証として本書 3 通を作成して甲の代理人、乙ともに記名捺印の上、甲、乙及び甲の代理人が各 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲〇〇村農業共済組合組合長理事 ○〇〇〇

(〇〇市町村長 ○〇〇〇)

代理人〇〇県農業共済組合連合会会長理事 ○〇〇〇 ⑩

乙獣医師 ○〇〇〇 ⑩

(注) 契約書は甲及び乙の異なるごとに作成する。契約に当たっては、農業共済組合連合会会長は、乙の指定獣医師申請書及び甲の指定契約委任状を携行する。

第25節 損害評価会及び損害評価員

損害評価会においては、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査・審議する。

1 損害評価会の調査・審議事項

(1) 組合等（特定組合等を除く。）

ア 家畜が共済に付されていること、損害が共済事故によって生じたものであること及びその事故が特定事故によって生じたものであるかどうかの現地確認方法

イ 家畜の価額の評価基準

ウ 特定損害防止事業の実施上の重要事項

エ その他家畜共済の損害の額の認定又は損害防止事業に関する重要事項

(2) 都道府県連合会及び特定組合等

- ア 家畜が共済に付されていること、損害が共済事故によって生じたものであること及びその事故が特定事故によって生じたものであるかどうかの現地確認方法
- イ 家畜の価額の評価基準（特定組合等に限る。）
- ウ 基準単価及び生体取引の場合の処理経費
- エ 通常必要とする診療の範囲
- オ 医薬品の適用範囲
- カ 特定損害防止事業の実施上の重要事項
- キ その他家畜共済の損害額の認定又は損害防止事業に関する重要事項

2 損害評価会の運用

(1) 組合等

- ア 委員の数は3名以上5名以下とする（ただし、事業規模が大きい組合等については、この限りではない。）。委員は、学識経験者のうちから次の各事項を参酌して定める。
 - （ア）委員は、損害評価員と兼務であっても差し支えない。
 - （イ）委員は獣医師であることを必要としない。
- イ 損害評価会に家畜共済部会を置かない場合においても、損害評価会の委員は、アの（ア）及び（イ）を参酌して選任するものとする。
- ウ 組合等は、調査・審議すべき具体的事項を明記した文書を損害評価会に提出する。
- エ 損害評価会は、提出された事項を調査・審議し、速やかに組合等に通知するものとする。審議結果は、後日の事務に参考となるような事項を明記する方法をとること。

(2) 都道府県連合会

- ア 家畜共済部会の委員の数は3名以上9名以下とする。
- イ 委員は、学識経験者のうちから選出する。なお、委員は損害評価員と兼務であっても差し支えない。
- ウ 都道府県連合会は、調査審議すべき具体的事項を明記した文書を損害評価会に提出する。
- エ 損害評価会は、提出された事項を調査・審議し、速やかに都道府県連合会に通知するものとする。また、審議結果には後日の事務に参考となるような事項を明記する方法をとること。
- オ 都道府県連合会の損害評価会の委員は、組合等の損害評価会の委員を兼務することはできない。

3 損害評価員

損害の認定に係る現地確認及び調査等に従事する損害評価員は、次に掲げる者の中

から若干名選ぶものとする。

ア 組合等（特定組合等を除く。）

（ア）養畜の業務に熟練している者

（イ）その他家畜の評価について適任と認められる者

イ 都道府県連合会

（ア）畜産団体関係者

（イ）その他家畜の評価について適任と認められる者

ウ 特定組合等

（ア）養畜の業務に熟練している者

（イ）畜産団体関係者

（ウ）その他家畜の評価について適任と認められる者

第2章 引受け

第1節 組合等の引受けに関する事務処理

1 家畜共済掛金率等一覧表

- (1) 組合等は、家畜共済の共済掛金率、共済金額、組合員等負担共済掛金等を記載した家畜共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。
- (2) 組合等は、(1)に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告しなければならない。
- (3) 組合等は、組合員等から請求があったときは、いつでも、家畜共済掛金率等一覧表の閲覧に応じなければならない。

2 加入申込

- (1) 新規加入
組合等は、家畜共済の加入申込をしようとする加入資格者に加入申込書（様式例1-1～1-4）を提出させるものとする。
- (2) 継続加入
組合等は、家畜共済の共済掛金期間の継続をしようとする組合員等に継続加入通知書（様式例1-1～1-4）を提出させるものとする。

3 引受審査

- (1) 新規加入
 - ア 組合等は、加入申込書が提出されたときは、次に掲げる事項について審査を行うものとする。なお、審査に当たっては、現地で畜舎や飼養管理の状況を確認するものとする。また、個別共済関係については、家畜の健康診断を行うものとする。
 - (ア) 加入申込書の記載事項について適正に記入されていること。
 - (イ) 第1章第5節第1款3の承諾を拒む事由に該当しないこと。
 - (ウ) 加入申込者が事故除外方式の申出をしたときは、当該者の家畜の飼養に関する条件が第1章第3節第3款(2)の基準に適合していること。
 - イ 組合等は、アの審査の結果、不備があるときは、その加入申込者に対して、事実を明示して、加入申込書の訂正を行わせるものとする。
 - ウ 第1章第5節第1款3の承諾を拒む事由に該当する場合及びイの訂正に応じない場合は、加入申込みを承諾しないものとし、その旨を加入申込者に通知するものとする。

(2) 継続加入

ア 組合等は、継続加入通知書が提出されたときは、次に掲げる事項について審査を行うものとする。なお、必要に応じ現地で確認を行うものとする。

(ア) 継続加入通知書の記載事項について適正に記入されていること。

(イ) 組合員等が事故除外方式の申出をしたときは、当該者の家畜の飼養に係る条件が第1章第3節第3款(2)の基準に適合していること。

イ 組合等は、アの審査の結果、不備があるときは、その組合員等に対して、事実を明示して、継続加入通知書の訂正を行わせるものとする。

ウ 組合員等がトレサ情報の利用を認めない等により、第1章第5節第1款3イに掲げる事由が生じたときは、第1章第17節第3款2(2)の規定により家畜共済の共済関係を解除するものとする。

(3) 個人情報の利用

ア 牛については、家畜共済の事務処理にトレサ情報を利用することについて、組合員等の承諾を得る(牛の飼養頭数が僅少のため、承諾を得なくても飼養頭数を効率的に確認することができる場合を除く。)ものとする。

イ 共済加入者間の取引によって生じた待期間において発生した共済事故に係る免責の適用除外の確認に、組合等が保有する加入者情報を利用することについて、組合員等の承諾を得よう努めるものとする。

4 共済金額の決定

組合等は、加入申込書又は継続加入通知書の引受審査を終えたときは、共済関係ごとに次により死亡廃用共済にあつては共済価額を、疾病傷害共済にあつては病傷共済金支払限度額を決定するとともに、加入申込者又は組合員等の申出(書面で行う。)に基づき共済金額を決定するものとする。

(1) 死亡廃用共済(個別共済関係を除く。)

ア 申告事項の確認

組合等は、加入申込者又は組合員等から申告のあった共済掛金期間内に飼養する家畜の品種別、用途別、性別及び月齢別の頭数について、トレサ情報、過去の引受状況、加入申込者又は組合員等の備える帳簿等の情報と比べ、申告内容に著しく乖離がある場合にはその理由等を加入申込者又は組合員等に確認し、必要に応じ現地確認を行い、誤りがある場合には申告内容を訂正させるものとする。

イ 共済価額の決定

アの確認の後、共済価額を決定するものとする。

(2) 疾病傷害共済(個別共済関係を除く。)

ア 申告事項の確認

組合等は、加入申込者又は組合員等から申告のあった期首時点で飼養している家畜の品種別、用途別、性別及び月齢別の頭数について、トレサ情報、過去の引

受状況、加入申込者又は組合員等の備える帳簿等の情報と比べ、申告内容に著しく乖離がある場合にはその理由等を加入申込者又は組合員等に確認し、必要に応じ現地確認を行い、誤りがある場合には申告内容を訂正させるものとする。

なお、期首時点で飼養している家畜の申告内容に変更が生じたときは、遅滞なく加入申込者又は組合員等にその旨を連絡させるものとする。

イ 病傷共済金支払限度額の決定

アの確認後、病傷共済金支払限度額を決定するものとする。

なお、アの後段の連絡があった場合には、トレサ情報、加入申込者又は組合員等の備える帳簿等の情報を確認し、必要に応じ現地確認を行い、申告内容に乖離がないことを確認し、病傷共済金支払限度額及び共済金額を修正する。この場合において、既に共済金額が決定している場合は、「当初の共済金額」又は「修正した病傷共済金支払限度額に当初の選択割合※を乗じて得た金額」のうちから組合員等が改めて申出（書面により行う。）をした金額とする。ただし、修正した病傷共済金支払限度額を限度とする。また、既に共済掛金が払い込まれている場合には、速やかに共済掛金の差額を徴収又は払戻しを行うものとする。

※ 当初の選択割合＝当初の共済金額／当初の病傷共済金支払限度額

（３）個別共済関係

現地で現畜を確認し、共済価額又は病傷共済金支払限度額を決定するものとする。

５ 加入申込の承諾等

（１）加入の承諾、共済掛金等の払込の通知

組合等は、引受審査を終え、引受けの内容を確定したときは、速やかに、加入を承諾する旨（新規加入に限る。）及び払い込むべき共済掛金及び事務費賦課金の額、払込期限及び払込場所を記載した通知書（様式例２－１、２－２）を加入申込者又は組合員等に送付するものとする。

（２）加入証の交付

組合等は、共済掛金期間が開始したときは、遅滞なく、加入申込者又は組合員等に対し加入証（様式例４－１～４－６）を交付するものとする。

（３）引受台帳の整備

組合等は、死亡廃用共済は期末調整の終了後、疾病傷害共済は共済掛金期間終了後、引受台帳（様式例３－１～３－６）を作成し整備保存するものとする。

６ 加入申込書、継続加入通知書の訂正

（１）組合等は、加入申込者又は組合員等から５（１）で確定した事項が事実と相違するか若しくは誤りがある旨の通知があったとき又は組合等がこれを発見したとき

は、遅滞なく所要の措置を講ずるとともに、必要があると認めるときは加入申込書又は継続加入通知書を訂正しておくものとする。

(2) 組合等は、(1)の規定により加入申込書又は継続加入通知書の訂正を行ったときは、その旨を加入申込者又は組合員等に通知しなければならない。

(3) 組合等は、(1)の規定により訂正された加入申込書又は継続加入通知書に基づいて加入申込者又は組合員等ごとの引受けの内容を再確定するものとする。

7 期中の共済金額の変更（個別共済関係を除く。）

(1) 死亡廃用共済

ア 組合等は、第1章第7節第4款1の異動通知があったときは、第1章第7節第5款1の規定により共済価額及び共済金額を変更するものとする。

イ アの変更を行ったときは、第1章第8節の規定により共済掛金、共済掛金国庫負担額及び組合員等負担共済掛金を算定し、組合員等負担共済掛金の差額について、徴収する場合は納入告知書を発行し第1章第8節第6款3に規定する払込期限までに行い、払戻しの場合は速やかに行うものとする。

ウ 組合等は、変更内容を反映した加入証を交付するものとする。

(2) 疾病傷害共済

ア 組合等は、第1章第7節第4款2の異動通知があったときは、疾病傷害共済の異動頭数申告表（様式例1－5）を提出させ、第1章第7節第5款2の規定により共済金額を変更するものとする。

イ アの変更を行ったときは、第1章第8節の規定により共済掛金、国庫負担共済掛金及び組合員等負担共済掛金を算定し、組合員等負担共済掛金の差額について、徴収する場合は納入告知書を発行し第1章第8節第6款3に規定する払込期限までに行い、払戻しの場合は速やかに行うものとする。

ウ 組合等は、変更内容を反映した加入証を交付するものとする。

8 期末調整

(1) 飼養実績頭数の確認

ア 牛

(ア) 組合等は、組合員等に、共済掛金期間終了後、速やかに牛トレサ法に基づく届出（農業協同組合等に当該届出の代行を依頼している場合は代行依頼先へ速やかに届出するよう依頼し、届出が行われたことを確認）を完了させ、組合等に報告するよう指示するものとする。

(イ) 組合等は、当該届出完了後、1か月以内にトレサ情報及び組合員等が家畜の飼養状況を記録した帳簿等の情報により、期中に飼養した家畜の包括共済家畜区分ごとの品種別、用途別、性別、月齢別の飼養頭数を確認するものとする。

イ 馬及び種豚

(ア) 組合等は、組合員等に、共済掛金期間終了後、速やかに家畜の飼養状況を記録した帳簿等を整理し、整理完了次第、組合等に報告するよう指示するものとする。

(イ) 組合等は、当該整理完了後、1か月以内に当該帳簿等の情報により、期中に飼養した家畜の包括共済家畜区分ごとの品種別、用途別、性別、月齢別の飼養頭数を確認するものとする。

(2) 共済掛金の差額の徴収又は払戻し

共済掛金の差額の徴収又は払戻しは、以下のとおり行うものとする。

ア 牛

(ア) 組合等は、(1)の確認後、速やかに共済掛金を算定する。

(イ) 算定の結果、組合員等から共済掛金を徴収することとなった場合は、速やかに組合員等に対して共済掛金納入告知書を発行し、共済掛金を徴収する。

(ウ) 算定の結果、組合員等へ共済掛金を返還することとなった場合には、速やかに共済掛金を返還する。

イ 馬及び種豚

(ア) 組合等は、(1)の確認後、速やかに共済掛金を算定する。

(イ) 算定の結果、組合員等から共済掛金を徴収することとなった場合は、速やかに組合員等に対して共済掛金納入告知書を発行し、共済掛金を徴収する。

(ウ) 算定の結果、組合員等へ共済掛金を返還することとなった場合には、速やかに共済掛金を返還する。

(3) 期末調整に係る共済掛金と共済金の相殺

共済掛金と共済金を相殺する場合は、差額の徴収又は払戻しとなった組合員等負担共済掛金等の額について、死亡廃用共済期末調整結果通知書(様式例31)を作成し、納入告知書又は支払通知書とともに組合員等へ送付するものとする。

9 引受けの取りまとめ

(1) 組合等(特定組合等を除く。)

ア 新規引受け又は継続引受け

組合等は、毎月の引受けの内容を取りまとめ、家畜共済引受通知書(様式5-1、5-2)を作成し、添付データとともに速やかに都道府県連合会に提出するとともに、都道府県連合会が定める期日までに都道府県連合会の事業規程で定める保険料を納入するものとする。

イ 期中における引受内容の変更

組合等は、毎月末、その月に発生した期中の引受内容の変更又は期中の共済関

係の解除に応じて、当該共済関係の引受けをした月ごとの当該内容を取りまとめ、家畜共済変更引受通知書（様式５－３、５－４）を作成し、添付データとともに速やかに都道府県連合会に提出するとともに、都道府県連合会が定める期日までに保険料の差額を納入するものとする。

ウ 期末調整

組合等は、毎月末、引受けをした月ごとの全ての死亡廃用共済の共済関係に係る期末調整の完了に応じて、当該共済関係の引受けをした月ごとの当該内容を取りまとめ、家畜共済変更引受通知書（様式５－３、５－４）を作成し、添付データとともに速やかに都道府県連合会に提出するとともに、都道府県連合会が定める期日までに保険料の差額を納入するものとする。

（２）特定組合等

ア 新規引受け又は継続引受け

特定組合等は、毎月の引受けの状況を取りまとめ、家畜共済引受通知書（様式７－１、７－２）を作成し、添付データとともに引受けをした月の翌々月の１０日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣が定める期日までに保険料を納入するものとする。

イ 期中における引受内容の変更

特定組合等は、毎月末、その月に発生した期中の引受内容の変更又は期中の共済関係の解除に応じて、当該共済関係の引受けをした月ごとの当該内容を取りまとめ、家畜共済変更引受通知書（様式７－３、７－４）を作成し、添付データとともに引受変更をした月の翌々月の１０日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣が定める期日までに保険料の差額を納入するものとする。

ウ 期末調整

特定組合等は、毎月末、引受けをした月ごとの全ての死亡廃用共済の共済関係に係る期末調整の完了に応じて、当該共済関係の引受けをした月ごとの当該内容を取りまとめ、家畜共済変更引受通知書（様式７－３、７－４）を作成し、添付データとともに期末調整を行った月の翌々月の１０日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣が定める期日までに保険料の差額を納入するものとする。

第２節 都道府県連合会の引受けに関する事務処理

１ 保険関係成立時の書面交付

都道府県連合会は、家畜共済に係る保険関係が成立した場合であって、会員たる組合等が次に掲げる事項を記載した書面の交付を求めたときは、遅滞なく、当該組

合等に対し、当該書面を交付しなければならない。

- ① 連合会の名称
- ② 会員の名称
- ③ 保険事故
- ④ 保険責任期間の始期及び終期
- ⑤ 保険金額
- ⑥ 保険目的を特定するために必要な事項
- ⑦ 保険料及び賦課金並びにその支払の方法
- ⑧ 次に掲げる通知等すべき事項
 - ア 共済事故が発生したとき
 - イ 引受通知書より通知した事項に変更を生じたとき
 - ウ 保険金の支払を受けるべき損害が発生したとき
- ⑨ 保険関係の成立年月日
- ⑩ 書面を作成した年月日

2 引受けの取りまとめ

(1) 新規引受け又は継続引受け

都道府県連合会は、組合等から提出された家畜共済引受通知書及び添付データについて、誤りや不備の有無を確認の上、家畜共済引受集計通知書（様式 6－1、6－2）を作成し、添付データとともに引受けをした月の翌々月の 10 日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣が定める期日までに再保険料を納入するものとする。

(2) 期中における引受内容の変更

都道府県連合会は、組合等から提出された家畜共済変更引受通知書及び添付データについて、誤りや不備の有無を確認の上、家畜共済変更引受集計通知書（様式 6－3、6－4）を作成し、添付データとともに引受変更をした月の翌々月の 10 日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣が定める期日までに再保険料の差額を納入するものとする。

(3) 期末調整

都道府県連合会は、組合等から提出された家畜共済変更引受通知書及び添付データについて、誤りや不備の有無を確認の上、家畜共済変更引受集計通知書（様式 6－3、6－4）を作成し、添付データとともに期末調整を行った月の翌々月の 10 日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣が定める期日までに再保険料の差額を納入するものとする。

第3章 損害認定

第1節 死亡廃用共済

第1款 死廃事故の発生通知

1 事故発生通知

組合等は組合員等に対して、死廃事故が発生したとき（と畜後廃用事故は、牛白血病又はBSEと診断されたとき）は、遅滞なく口頭、文書、電話等をもってその旨を組合等に通知させるとともに、獣医師の診療（検案）を求めさせる。

ただし、次のいずれかの場合は、検案を省略できる。

ア 母牛の死廃事故に伴う牛の胎児の死亡事故の場合

イ 牛の胎児又は出生後1週間以内の子牛（以下「牛の胎児等」という。）の死亡事故で、組合等の行う確認によって当該牛の胎児等が授精等の後240日に達していないことが明らかとなった場合

ウ 以下の場合において、組合等が提供させた画像から、種豚が組合等の死亡廃用共済に付されていること及び種豚の死亡事故（特定事故を除く。）が生じたことを確認する場合

画像確認対象者が種豚の死亡事故に係る画像を提供するとき

画像確認対象者は、第4章第3節第2款1の規定に準じ、画像を組合等へ提供する。ただし、撮影方法は以下の方法によるものとする。

（ア）画像において死亡の事実が確認できるよう、当該死亡豚の目及び鼻に、組合等から配布された塗料を塗布する。

（イ）当該死亡豚の付票（耳標、截耳、入墨等）と（ア）の塗布の状態が確認できるように、静止画又は動画で撮影する。

（ウ）組合員等が備える帳簿のうち当該死亡豚の飼養記録（当該死亡豚の付票により当該死亡豚の飼養記録であることが明らかなものに限る。）について、静止画又は動画で撮影する。

（エ）撮影画像は、撮影年月日データ及びGPSデータが付加されたものとする。

組合等が、近隣に他の養豚農業者が存在していることや、農場の立地環境の影響等により、GPSデータのみでは画像の撮影場所が当該画像確認者の農場内であることを確認することが難しいと判断した場合には、GPSデータの付加に加えて目印（組合等と画像確認対象者との間であらかじめ定めたもので、撮影場所が当該画像確認対象者の農場内であることを確認できる場合に限る。）が画像に収められていなければならない。

2 事故発生通知の受理及び都道府県連合会への事故発生通知

組合等は、組合員等から死廃事故の発生通知を受けたときは、直ちに共済事故発

生簿（様式例 8）に必要事項を記録するとともに、遅滞なくその旨を都道府県連合会に通知する。

第 2 款 現地確認及び損害認定（3 段階制）

1 現地確認

事故発生通知を受けた組合等（特定組合等を除く。本款において以下同じ。）及び都道府県連合会は、遅滞なく現地において通知を受けた家畜について（1）の職員が（2）～（4）の確認（以下「現地確認」という。）を行う。ただし、種豚について、現地確認に代えて画像確認対象者に死亡豚の画像を提供させ確認を行う場合は、第 4 章第 3 節第 2 款 1 の規定に準ずる。

（1）現地確認を行う職員

以下の場合に応じた職員が現地確認を行う。なお、組合等は、組合員等へ現地確認への立ち会いを求めるものとする。

ア 死亡事故の場合

組合等職員が現地確認するものとし、現地確認において獣医学的知見が必要な場合は、組合等獣医職員又は連合会獣医職員が現地確認する。また、都道府県連合会が必要と認めた場合は連合会職員が現地確認する。

イ 廃用事故の場合

組合等職員及び連合会獣医職員が現地確認するものとし、2 号廃用、4 号廃用及びと畜後廃用事故については、獣医職員以外の連合会職員が行えるものとする。

ただし、連合会獣医職員が現地において行えない場合は、次の（ア）又は（イ）の方法により現地確認を行うものとする。

（ア）獣医師の立ち会いのもと、組合等職員がテレビ電話等情報通信機器を通じて家畜の映像及び音声を都道府県連合会に提供し、連合会獣医職員が、当該映像及び音声について獣医師から症状等の聞き取りを行うことで、家畜の個体識別、現症の確認を行う方法（この場合、都道府県連合会において確認に用いた映像及び音声は 5 年間保存すること。）

（イ）組合等の家畜診療所の所長が現地確認を行い、確認した事項を死廃事故認定書（様式例 10－1、10－2）に記入した後、連合会獣医職員が、当該死廃事故認定書をもって家畜の個体識別、現症の確認を行う方法（（ア）の方法によっても現地確認を行えない場合に限る。）

（2）死亡廃用共済に付されていることの確認

現地確認を行う職員は、事故家畜について次のアに掲げる個体情報を、家畜の種類に応じイ～エに掲げる方法により確認する。

確認した個体情報から当該事故家畜が属すべき包括共済家畜区分（個別共済は共済目的の種類）を決定し、当該組合員等が当該包括共済家畜区分（個別共済は当該共済目的の種類）に係る共済関係を有することを確認する。

ア 個体情報

- ① 個体識別番号（牛の場合）、個体番号又は毛色・特徴
- ② 品種
- ③ 性別
- ④ 生年月日
- ⑤ 導入日（自家産の家畜は除く。）
- ⑥ 飼養用途
- ⑦ 授精等の後 240 日に達していること（牛の胎児等に限る。）
- ⑧ 子牛等の場合の母牛の個体識別番号及び導入日

イ 牛の個体情報の確認方法（個別共済に付されたものは除く。）

（ア）アの①～⑤及び⑧について

当該事故家畜及びトレサ情報により確認するとともに、事故家畜とトレサ情報間で個体情報に不整合がないことを確認する。

ただし、胎児が死亡した場合及び出生後おおむね 7 日以内に耳標が装着されていない子牛が死亡した場合は、トレサ情報を確認する必要はない。

（イ）アの⑥について

下記の場合について、繁殖関係書類、当該事故家畜又は農家申告に基づき確認する。

a 事故家畜が満 24 月齢以上の乳牛の雌の場合

事故家畜の包括共済家畜区分が搾乳牛か、育成・肥育牛かを以下を参考に区分する。

- ① 搾乳機器を有し搾乳を日常的に行っている加入者においては、搾乳牛の区分とする。（③の場合を除く。）
- ② 生乳を出荷も自家消費もしていない場合、育成・肥育牛の区分とする。
ただし、この場合であっても妊娠しているときは搾乳牛に区分する。
- ③ 搾乳と肥育の両方を行う混合農家において、牛舎や飼養場所を明らかに区分し肥育牛と搾乳牛を飼養している場合、原則、その飼養場所から飼養用途を確認し、区分する。

b 事故家畜が満 24 月齢以上の肉牛の雌の場合

事故家畜の包括共済家畜区分が繁殖用雌牛か、育成・肥育牛かを以下を参考に区分する。

- ① 事故発生日から過去 1 年以内に人工授精・受精卵移植・まき牛との同居をしていない事故家畜については、妊娠している可能性がないものとし、育成・肥育牛に区分する。
- ② 事故発生日から過去 1 年以内に人工授精・受精卵移植・まき牛との同居をした事故家畜については、原則、妊娠させるものとし、繁殖用雌牛に区

分する。

- ③ ②に関わらず、肥育していることが明らかなものは、育成・肥育牛に区分する。

c 事故家畜の死亡が胎児か出生子牛か不明な場合

事故家畜の死亡した時点が胎児か出生後かを以下のとおり判断する。

- ① 気腫胎、重複奇形又は反転性裂体などに起因し、当該事故家畜の外見から胎児で死亡したことが明らかな場合は、胎児で死亡したものとする。
- ② 当該事故家畜の外見から判断できない場合においても、原則として、胎児で死亡したものとして取り扱う。ただし、既往歴又は組合員等の記録から生存していたことが確認できるときは、出生後に死亡したものとして取り扱う。

(ウ) アの⑦について

牛の胎児等の母牛の繁殖関係書類及び目視、直腸検査又は超音波検査により牛の胎児等の存在及び生育程度を確認する。

ただし、繁殖関係書類による確認ができない場合又は牛の胎児等が自然交配を目的とする放牧により生産された場合は、組合等獣医職員又は連合会獣医職員が、牛の胎児等の背部、腹部又は四肢のつけ根に発毛があることにより確認する。

(注1) 事故家畜の個体情報がトレサ情報に登録されていない場合は、組合員等から個体情報を聞き取り、当該情報について牛トレサ法に基づく家畜改良センターへの届出等を確実かつ速やかに行うよう組合員等に依頼する。

(注2) トレサ情報に登録された個体情報が誤っていたことが判明した場合（現畜で雄と確認したが、トレサ情報には雌で登録されている場合など）は、組合員等へトレサ情報の訂正を家畜改良センターへ速やかに申し出るよう依頼する。

ウ 馬（個別共済に付されたものは除く。）及び種豚の個体情報の確認方法

(ア) アの①～⑤について

組合員等が備える帳簿及び当該事故家畜により確認する。

(イ) アの⑥について

事故家畜が満36月齢以上の雌馬及び出生後第5月の月の末日を経過した豚の場合に、組合員等が備える繁殖関係書類及び現地の飼養状況から繁殖の用に供しているかどうかを確認する。

(注) 組合員等が備える帳簿に記載された個体情報が誤っていたことが判明した場合は、組合員等へ帳簿の修正を依頼する。

エ 個別共済に付された牛及び馬の個体情報の確認方法

アの①～⑥については、加入証及び当該事故家畜により確認する。

(3) 共済事故が生じたことの確認

現地確認を行う職員は、以下により事故家畜に死亡廃用共済に係る共済事故が生じたことを確認する。

- ① 現地確認において確認した事故内容
- ② 組合員等から提出された死廃事故診断書に記載された事故内容
- ③ 事故除外区分

(4) 特定事故であるか否かの確認

現地確認を行う職員は、次のいずれかの原因によるときは、それぞれに示す方法によりその事実を確かめ、その事故が特定事故によって生じたものであるか否かを確認する。

ア 火災

現地において畜舎の焼失状況等を確認する。現地において畜舎の焼失状況等を確認できない場合は、必要に応じて組合員等へ罹災証明書等の提出を求め、確認する。

イ 伝染性の疾病

診断書（検案書）等に基づき、伝染性の疾病の届出があった事実及びその内容（伝染病の種類、家畜の種類・性別・年齢・所在場所、発見された年月日時及び発生頭数）を最寄りの家畜保健衛生所に確かめる。

なお、家畜保健衛生所の病性鑑定書等の提出があった場合には、届出があった事実を確認する必要はない。

ウ 風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）

現地での被害状況から確認をする。現地等での確認が困難な場合は、最寄りの気象台若しくは測候所から観測資料等（（財）気象業務支援センターがインターネット等により提供する地域気象観測（アメダス）データ等を含む。）から、自然現象による被害状況等を確認する。

2 組合員等からの書類の提出

組合等は、組合員等に次に掲げる書類を提出させる。

(1) 死廃事故診断書

（注1）第1節第1款1アからウまでの場合及び家畜診療所又は嘱託若しくは指定獣医師（共済金の受領を委任する指定獣医師に限る。）の診療（検案）を受けたときは提出する必要はない。

(注2) 事故原因及びその発生時点が明らかな場合は死廃事故診断書に事故原因及びその発生時点を記入し、事故原因の特定を目的に検査を行った場合は検査結果を証する書類を添付する。

(2) 肉皮等残存物の売渡価格又は廃用家畜の取引価格を明らかにする書類

2号及び4号以外の廃用事故のときは、次の場合に応じた書類を提出する。

ア 廃用家畜を枝肉（皮、内臓を含む。）として販売（家畜商等に委託した場合を含む。）した場合

当該廃用家畜のと畜、枝肉処理等を行った施設が発行した当該廃用家畜の枝肉重量、価格及び処理経費が記載された肉皮等残存物の売渡価格を明らかにする書類

イ 廃用家畜を生体で取引した場合

当該廃用家畜を購入した家畜商又は食肉業者等から買受書又は家畜販売代金精算書等当該廃用家畜の売渡価格を明らかにする書類

(3) 出火の事実が分かる書類

罹災証明書等をいう。組合等から提出を求められた場合に提出する。

(4) と畜後廃用関係書類

次のア又はイに掲げる書類をいう。と畜後廃用事故の場合に提出する。

ア 食肉衛生検査所から交付された検査結果又は命令書その他と畜場法（昭和28年法律第114号）第16条第1号の規定によりと殺若しくは解体禁止となったこと又は同条第3号により全廃棄となったことを明らかにする書類の写し

イ 組合員等が家畜商等へ譲渡した牛が牛白血病又はBSEと診断されたことで、組合員等が売渡額の一部又は全部を家畜商等へ返還した場合の返還額を証する書類（領収書等）

(5) 家畜が行方不明となったことを明らかにする書類

警察の盗難被害届の証明書又は遺失物届の証明書（当該証明書の交付が受けられない場合は、当該届の写しに届出年月日及び届出先を記入したもの。）をいう。4号廃用の場合に提出させるものとし、組合等は、行方不明となったことが明らかとなった日を確認する。

3 肉皮等残存物の価額等の調査

現地確認を行った組合等及び都道府県連合会は、次に掲げる金額を調査する。

(1) 肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額

（注）組合員等が家畜商等へ譲渡した牛が牛白血病又はBSEと診断されたことで、組

合員等が売渡額の一部又は全部を家畜商等へ返還した場合は、当該返還額についても調査する。

(2) 補償金等、手当金及び支援金の金額

(注) 手当金が支払われる場合は、その額を組合員等又は都道府県に確認する。

4 免責事由の有無の確認

現地確認を行う組合等及び都道府県連合会は、法令その他免責基準に定める免責事由の有無を確認する。

5 死廃事故認定書の作成

(1) 死亡事故について

1～4の事務が終了した後、現地確認又は種豚の死亡事故を画像確認により確認した組合等職員は、確認結果を記入した死廃事故認定書（様式例 10－1、10－2）を作成する。

ただし、連合会職員が死亡事故について現地確認を行った場合、連合会職員が当該認定書を作成するものとし組合等は当該認定書を作成する必要はない。

(2) 廃用事故について

1～4の事務が終了した後、現地確認した連合会職員は、確認結果を記入した死廃事故認定書を作成する。

(注1) 獣医職員以外の組合等職員又は連合会職員が死廃事故認定書を作成した場合は、獣医職員が死廃事故認定書の内容について、死廃事故診断書又は病傷事故診断書により点検する。

(注2) 廃用事故として認定できない場合は、その理由を組合員等に現地で説明し、後日、理由を記載した書面を組合員等に交付する。

(注3) 画像確認対象者から提供を受けた画像による種豚の事故確認が終了したときは、当該画像確認対象者にその旨を電話及び電子メールにより通知する。

(注4) 組合等が死廃事故認定書を作成するときは2部作成し、1部を保険金請求書に添付することで都道府県連合会に提出する。また、都道府県連合会が死廃事故認定書を作成するときは2部作成し、1部を組合等に提出する。

6 損害の額の認定

組合等及び都道府県連合会は、死廃事故認定書に基づき損害の額を算定し、認定する。

7 家畜共済死廃事故記録の作成及び支払共済金の決定

- (1) 組合等は、損害の額を認定したときは、死廃事故認定書の内容を家畜共済死廃事故記録（様式 15－1）に記入する。
- (2) 組合等は、家畜共済死廃事故記録において、死廃共済金支払限度額又はその残額等を整理した上で、支払共済金及び請求保険金の額を決定し、その額を家畜共済死廃事故記録に記入する。

8 損害評価員による現地確認及び調査

- (1) 組合等の区域内に離島（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在する離島を除く。）をいう。以下同じ。）を有しており、当該離島における死廃事故確認等を事故発生の都度遅滞なく行うことが困難な場合（組合等が事故確認のための移動に相当の時間と経費を要する場合等）は、あらかじめ都道府県連合会の同意を得て、現地確認及び肉皮等残存物価額等の調査を損害評価員により行うことができるものとする。
- (2) 損害評価員が現地確認及び肉皮等残存物価額等の調査を行った場合には、当該組合等は、死廃事故診断書により、当該事故家畜が死亡廃用共済に付されていること、当該事故が共済事故であること及びその事故が特定事故によって生じたものであるかどうかを確認するとともに、支払共済金の額を決定する等、死廃事故に係る所要の手続きを行う。

第 3 款 現地確認及び損害認定（2 段階制）

1 現地確認

事故発生通知を受けた特定組合等は、遅滞なく現地において通知を受けた家畜について（1）の職員が（2）～（4）の確認（以下「現地確認」という。）を行う。ただし、種豚について、現地確認に代えて画像確認対象者に死亡豚の画像を提供させ確認を行う場合は、第 4 章第 3 節第 2 款 1 の方法に準ずる。

（1）現地確認を行う職員

以下の場合に応じた職員が現地確認を行う。なお、特定組合等は、組合員へ現地確認への立ち合いを求めるものとする。

ア 死亡事故の場合

特定組合等職員が現地確認するものとし、現地確認において獣医学的知見が必要な場合は、特定組合等獣医職員が現地確認する。

イ 廃用事故の場合

特定組合等獣医職員が現地確認するものとし、2 号廃用、4 号廃用及びと畜後廃用事故については、獣医職員以外の特定組合等職員が行えるものとする。

ただし、特定組合等獣医職員が現地において行えない場合は、獣医師の立ち会のもと、獣医職員以外の特定組合等職員が、家畜の画像（動画及び音声を含む。）をテレビ電話等情報通信機器を通じて特定組合等獣医職員に提供し、特定組合等獣医職員が当該画像について獣医師から症状等の聞き取りを行うことで、家畜の個体識別、現症の確認を行う方法により現地確認をすること。なお、この場合、特定組合等において確認に用いた映像及び音声は5年間保存すること。

（２）死亡廃用共済に付されていることの確認

第２款１（２）の規定に準じる。

（３）共済事故が生じたことの確認

第２款１（３）の規定に準じる。

（４）特定事故であるか否かの確認

第２款１（４）の規定に準じる。

２ 組合員からの書類の提出

第２款２の規定に準じる。

３ 肉皮等残存物の価額等の調査

特定組合等は、次に掲げる金額を調査する。

（１）肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額

（注）組合員が家畜商等へ譲渡した牛が牛白血病又はＢＳＥと診断されたことで、組合員が売渡額の一部又は全部を家畜商等へ返還した場合は、当該返還額についても調査する。

（２）補償金等、手当金及び支援金の金額

（注）手当金が支払われる場合は、その額を組合員又は都道府県に確認する。

４ 免責事由の確認

特定組合等は、法令その他免責基準に定める免責事由の有無を確認する。

５ 死廃事故認定書の作成

死亡事故及び廃用事故について１～４の事務が終了した後、現地確認した特定組合等職員は、確認結果を記入した死廃事故認定書（様式例 10－１、10－２）を作成する。

- (注1) 獣医職員以外の特定組合等職員が死廃事故認定書を作成した場合は、獣医職員が死廃事故認定書の内容について、死廃事故診断書又は病傷事故診断書により点検する。
- (注2) 廃用事故として認定できない場合は、その理由を組合員に現地で説明し、後日、理由を記載した書面を組合員に交付する。
- (注3) 画像確認対象者から提供を受けた画像による種豚の事故確認が終了したときは、当該画像確認対象者にその旨を電話及び電子メールにより通知する。

6 損害の額の認定

特定組合等は、死廃事故認定書に基づき損害の額を算定し、認定する。

7 家畜共済死廃事故記録の作成及び支払共済金の決定

- (1) 特定組合等は、損害の額を認定したときは、死廃事故認定書の内容を家畜共済死廃事故記録（様式15-1）に記入する。
- (2) 特定組合等は、家畜共済死廃事故記録において死廃共済金支払限度額又はその残額等を整理した上で支払共済金及び請求保険金の額を決定し、その額を家畜共済死廃事故記録に記入する。

8 損害評価員による現地確認及び調査

- (1) 特定組合等の区域内に離島を有しており、当該離島における死廃事故確認等を事故発生の都度遅滞なく行うことが困難な場合（特定組合等が事故確認のための移動に相当の時間と経費を要する場合等）は、あらかじめ国の同意を得て、現地確認及び肉皮等残存物価額等の調査を損害評価員により行うことができるものとする。
- (2) 損害評価員が現地確認及び肉皮等残存物価額等の調査を行った場合には、当該特定組合等は、死廃事故診断書により、当該事故家畜が死亡廃用共済に付されていること、当該事故が共済事故であること及びその事故が特定事故によって生じたものであるかどうかを確認するとともに、支払共済金の額を決定する等死廃事故に係る所要の手続きを行う。

第2節 疾病傷害共済

第1款 病傷事故の発生通知、共済金の請求

1 事故発生通知

(1) 事故発生通知

組合等は、組合員等に対し、病傷事故が発生したときは、次の①から⑤までを行わせる。

- ① 病傷事故が発生したときは、遅滞なく口頭、文書、電話等をもってその旨を組合等（嘱託獣医師を含む。）に通知するとともに獣医師の診療を求める。
- ② 指定獣医師の診療を受けた場合であって、組合員等が自ら事故発生通知を行わ

ないときは組合等への通知を当該獣医師に依頼する。

- ③ 受診時に加入証を提示する。
- ④ 受診時は原則として立ち会う。
- ⑤ 受診後は、診療を行った獣医師から診療内容等の説明を受ける。説明を受ける場合は、診療種別等通知書（様式例 13）（獣医師が診療種別等通知書と同様の内容を記載した書類を作成しているときは、当該通知書。以下同じ。）の交付を受け、これを 3 年間保存する。

なお、診療種別等通知書の交付を受けられなかった場合には、速やかに当該書類と同様の内容を記録するよう努めること。

（2）事故発生通知の受理

組合等は、組合員等若しくは指定獣医師から病傷事故の発生通知を受けたとき又は嘱託獣医師から病傷事故の発生通知を受けた旨の報告を受けたときは、直ちに共済事故発生簿（様式例 8）に必要事項を記録する。

2 損害発生通知

組合等は、組合員等に対し、共済金の請求をする際には以下の方法により損害発生通知を行わせる。なお、組合員等が家畜診療所又は嘱託獣医師の診療を受けたときは、当該病傷事故の転帰をもって損害発生通知とする。

ア 組合員等が共済金を受領する場合

次の①から③までの書類を組合等へ提出する。

- ① 病傷事故診断書（様式例 12）
- ② 診療費の領収書又は金融機関への振込証等診療費の支払を明らかにする書類の写し
- ③ 医薬品販売業者から動物用医薬品を組合員等が購入し、獣医師が診療に際し当該動物用医薬品を使用した場合における当該動物用医薬品の領収書等当該動物用医薬品の購入価格及び数量を明らかにする書類の写し

イ 指定獣医師が共済金の代理受領の委任を受けた場合

次の①及び②の書類を組合等へ提出する。

- ① 家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状（様式例 14）

なお、組合員等が当該書類を作成する際は、氏名欄に氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を自署すること。ただし、法人にあっては自署に代えて氏名欄にその名称及び代表者の氏名を記載し、法人印を捺印することができる。

また、1 割自己負担金について、支払ったこと又は指定獣医師から請求を受けたことを明らかにすること。

- ② 病傷事故診断書

第2款 審査及び損害認定（3段階制）

組合等（特定組合等を除く。以下この款において同じ。）及び都道府県連合会は、以下により審査及び損害認定を行う。

1 形式審査

組合等は、共済金請求のために提出された病傷事故診断書等について、（1）の方法により形式審査を行い、（2）の区分に分ける。

（1）形式審査の方法

ア 提出書類の確認

- ① 必要な書類が提出されていることを確認する。
- ② 提出された病傷事故診断書等に必要とされる事項が記載されていることを確認する。

イ 個体情報等の確認

事故家畜について、病傷事故診断書等から以下の情報を確認する。

- ① 個体識別番号（毛色、特徴等）
- ② 品種
- ③ 性別
- ④ 生年月日
- ⑤ 導入日（自家産の家畜は除く。）
- ⑥ 飼養用途（搾乳牛か肥育牛に限る。）
- ⑦ 事故の内容（病傷名、発病年月日、転帰年月日等）

ウ 引受情報の確認

以下の項目を確認する。

- ① 組合員等有する共済関係
- ② 共済金額と支払共済金の差額
- ③ 共済掛金の納入状況

エ 共済関係に付されていることの確認

生年月日、導入日及び診療日から、事故家畜が診療期間中に共済関係に付されていたことを確認する。

オ 免責事由の確認

免責事由の有無を確認する。

カ 共済金の代理受領を委任された指定獣医師から提出された代理受領委任状及び病傷事故診断書の確認

代理受領委任状と病傷事故診断書の間で、診療費等の整合性がとれていることを確認する。また、代理受領委任状において、1割自己負担金を支払ったこと又

は請求を受けたことを確認する。

キ 診療点数の算定

家畜共済診療点数表及び家畜共済診療点数表適用細則に基づき、診療点数を算定する。

(2) 形式審査後の病傷事故診断書等の区分

ア 形式審査上問題なし

内容審査に提出する。

イ 形式審査上問題あり

書類の不備、記入漏れ、事故家畜が共済に付されていることを確認できない又は加入者が1割自己負担金を支払っていない若しくは請求を受けていない等形式審査で問題があるときは、その理由を付した返戻理由書を添えて当該病傷事故診断書等を提出した者に返戻する。

ただし、問題となる点が文字の判読が困難であること又は単純な書き間違い若しくは点数計算誤り等軽微な場合、組合等は返戻前に当該病傷事故診断書等を提出した者に問い合わせ、問題の解消に努める。

なお、返戻した病傷事故診断書等について、修正の上で再提出があった時は、形式審査及び内容審査を行う。

2 内容審査

都道府県連合会は、組合等が病傷事故に係る保険金を請求する前に、毎月1回病傷事故関係書類（病傷事故診断書等）について、集合（又は巡回）審査によりその内容を（1）及び（2）の方法により審査し、（3）の区分に分ける。その上で、支払共済金を支払うものと区分したものについてのみ保険金の請求手続を行わせるものとする。

(1) 審査に係る計画の樹立

組合等ごとの病傷事故件数、審査担当人員、交通事情等を勘案して、集合（又は巡回）区域、集合場所、審査班の編制等について、月別予定表を定めて計画的に集合（又は巡回）審査を行う。

(2) 内容審査の方法

形式審査において問題なしと区分された病傷事故診断書等の全てについて、共済金の支払対象となる診療行為であるかについて、その内容を審査する。なお、獣医学的知見を要する部分については、必ず獣医職員が審査する。

また、再審査請求の病傷事故診断書等については、該当部分のみを審査の対象とする。

ア 共済金の支払対象となる病傷や診療行為についての診療内容の審査

- ① 病傷事故の範囲及び通常必要とされる診療行為に対してのみ給付の対象としているか。
- ② 結果的に健康検査、妊娠鑑定、通常分娩の助産等にすぎなかったものが共済金請求されていないか。
- ③ 一般に獣医技術を必要としないと認められる病傷に対する治療を損害の額に算入されていないか。
- ④ 効果の期待できない治療を損害の額に算入していないか。
- ⑤ 必要を超えて加えられる治療を損害の額に算入していないか。
- ⑥ 治癒の見込みのない病傷の治療を損害の額に算入していないか。
- ⑦ 試験・研究を目的とする診療を損害の額に算入していないか。
- ⑧ 他の安価な治療で治癒し得ることが明らかな場合に行われる高価な治療を損害の額に算入していないか。
- ⑨ 生命に関係がなく、また機能障害となるおそれのない病傷に対する治療を損害の額に算入していないか。
- ⑩ いわゆる二等乳症（酸高乳症、低酸度二等乳症等）、リピート・ブリーダー、潜在性乳房炎、潜在性ケトン症等は共済事故に該当せず、これらの症状に対する治療を損害の額に算入していないか。
- ⑪ 損害防止事業で対象とした診療を損害の額として算入していないか。

イ 検査内容の審査

- ① 普遍的に診断意義が認められていない検査の応用がなされた場合及び病態からみて必要性が認められていない検査はないか。
- ② 確定診断後、病態の経過からみて通常必要とされる範囲を超えて行われた検査はないか。
- ③ 臨床病理検査の給付回数が、一病傷事故期間（初診から転帰まで）を通して、3回を超えるものがないか。
- ④ 乳汁簡易検査、乳汁ケトン体検査及び尿検査について、検査間隔が3日（診療当日を含む）以内に検査が行われていないか。

ウ 家畜共済の病傷事故給付基準中の病名別給付基準に従った診療内容の審査

- ① 対症療法他に有効な治療方法がない場合を除き、対症療法のみにも頼るような診療が行われていないか。
- ② 臨床症状、検査結果、治療結果等からみて、治療効果が認められないにも関わらず、同様な治療が継続して行われていないか。
- ③ ケトシス、消化器病、尿石症、長期在胎、胎盤停滯、卵巣疾患、子宮内膜炎、乳房炎、関節炎、関節周囲炎、蹄病、栄養失調及び過労について、基準に基づく給付が行われているか。

エ 家畜共済の病傷事故給付基準中の医薬品の給付基準に従った医薬品使用の審

査

- ① 医薬品を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条の規定に基づき承認された効能・効果又は用法以外に使用した場合には給付外としているか。
- ② 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条の規定に基づき承認された用量を基準として損害額を算定しているか。
- ③ 医薬品を併用した場合、併用によって著しい治療効果が期待できることが明らかな場合及び 1 種ではその目的が達成することが困難な場合を除き、併用した医薬品のうち最も安価なもの以外について給付していないか。
- ④ 医薬品が所期の薬効を現さなかった場合は、無効であることがあきらかになってから引き続き使用した医薬品について給付対象としていないか。
- ⑤ 局方医薬品及び一般名で薬価基準表に収載されている医薬品については、いずれかの製造（輸入販売）会社の医薬品が収載されている場合は、当該製造（輸入販売）会社の当該医薬品以外の医薬品について給付対象としていないか。
- ⑥ 繁殖用薬や抗生物質等が、薬効別基準に従って使用した医薬品のみを給付対象としているか。

オ 不正請求防止のための審査

- ① 加入前にその原因が生じた病傷に対して実施された診療ではないか。
- ② 発病、初診、終診又は転帰の年月日に不整合はないか。
- ③ 同一獣医師から不自然かつ大量に病傷診断書等が提出されていないか。
- ④ 「病傷名」を確定するに当たって「稟告・発病の原因」、「現症・経過」、「治療内容」等にはその根拠となった畜主による聴取内容、獣医学的検査の実施・結果等が記述されているか。

（3）内容審査後の病傷事故診断書等の区分

ア 支払共済金を支払うもの

内容審査上問題がない場合や問題の内容が軽微な場合は、組合等が返戻前に組合員等又は獣医師に問い合わせを行い問題の解消に努める。

その上で、内容審査を踏まえ 3 の規定により認定した損害の額に基づき、4 の規定により家畜共済病傷事故記録（様式 16）を作成し共済金の残額等の内容を整理した上で、組合等は、本診断書等に係る支払共済金の支払を速やかに行う。ただし、獣医学的に適当と認められないものや告示・通知に合致しないものについては、減額査定して支払う。

イ 返戻するもの

内容審査上疑義があり審査できない病傷事故診断書等については、その理由を付した返戻理由書を添えて、組合等が組合員等（本共済金請求を行った者）に返戻する。

なお、返戻した病傷事故診断書等について、修正の上、再提出があった時は、形式審査及び内容審査を行う。

(4) 保険金請求書との突き合わせ

集合（又は巡回）審査の終了後、適正と認められた病傷事故の件数及び保険金の額の総計を記録し、家畜共済保険金請求書（病傷事故）（様式 20）の提出があったときにその病傷事故の件数及び請求保険金の額の総計と突き合わせる。

3 損害の額の認定

組合等及び都道府県連合会は、審査に基づき損害の額を認定する。

4 家畜共済病傷事故記録の作成及び支払共済金等の決定

- (1) 組合等は、損害の額を認定したときは、病傷事故診断書等の内容を家畜共済病傷事故記録（様式 16）に記入する。
- (2) 組合等は、家畜共済病傷事故記録において、B 総点数等を整理した上で、支払共済金及び請求保険金の額を決定し、その額を家畜共済病傷事故記録に記入する。

第 3 款 審査及び損害認定（2 段階制）

1 形式審査

特定組合等は、共済金請求のために提出された病傷事故診断書等について、(1)の方法により形式審査を行い、(2)の区分に分ける。

- (1) 形式審査の方法
第 2 款 1 (1) と同じ。
- (2) 形式審査後の病傷事故診断書等の区分
第 2 款 1 (2) と同じ。

2 内容審査

特定組合等は、毎月 1 回病傷事故関係書類（病傷事故診断書等）について、その内容を(1)の方法により審査し、(2)の区分に分ける。その上で、支払共済金を支払うものと区分したものについてのみ支払共済金を支払う。

- (1) 内容審査
第 2 款 2 (2) と同じ。
- (2) 内容審査後の取扱い
第 2 款 2 (3) と同じ。

3 損害の額の認定

特定組合等は、審査に基づき損害の額を認定する。

4 家畜共済病傷事故記録の作成及び支払共済金の決定

- (1) 特定組合等は、損害の額を認定したときは、病傷事故診断書等の内容を家畜共済病傷事故記録（様式 16）に記入する。
- (2) 特定組合等は、家畜共済病傷事故記録において、B 総点数等を整理した上で、支払共済金の額を決定し、その額を家畜共済病傷事故記録に記入する。

第 4 款 共済金の再審査請求

内容審査において、減額査定された病傷事故については、以下により組合員等から共済金の再審査請求を行うことができるものとする。なお、代理受領を指定獣医師へ委任する場合は、指定獣医師から共済金の再審査請求を行うことができるものとする。

ア 再審査請求の方法

減額査定を受けた病傷事故について、共済金の再審査請求を行う場合は、減額査定を受けた診療に対して、支払対象となる理由及び根拠を記載した文書及び資料等を添えて、組合等へ提出させるものとする。

イ 再審査請求に係る期限及び回数

再審査請求はできる限り早期に行い、共済金が支払われた月から 6 か月以内を遵守するように努めさせるものとする。

また、再審査請求は当該病傷事故に限り原則として 1 回に限るものとする。

第 5 款 現地確認調査

組合等は、病傷事故診断書等に記載された診療が実際に行われたことを確認するために、以下により現地確認調査を実施すること。また、組合等（特定組合等を除く。）にあっては、調査の実施状況についてとりまとめ、直後の集合（又は巡回）審査へ報告すること。

〔調査計画〕

- (ア) 調査は、内容審査を受けた病傷事故診断書等（家畜診療所の診療に係る診療簿を除く。）の原則として 10% 以上となるように計画する。
- (イ) 1 年間で、原則として当該期間に家畜共済に係る診療を行った全ての獣医師に係る病傷事故診断書等が確認対象となるように留意する。
- (ウ) また、以下に示す獣医師に対しては、1 年間で複数回実施する等、重点的な調査となるよう留意する。
 - ① 過去に共済金の不正請求を行ったことがある獣医師
 - ② 以下に該当する獣医師
 - a 共済目的の種類別に病傷事故診断書等 1 件当たりの平均点数が、前年度の当該都道府県の平均点数に比し相当程度高い（例：3 倍以上高い等）病傷事故診断書等を作成した獣医師

- b 内容審査で返戻（査定を含む。）が多い又は継続している病傷事故診断書等を作成した獣医師
 - c 同家畜について、3 か月連続して共済金の請求のため提出された病傷事故診断書等を作成した獣医師
- ③ その他都道府県連合会が特に必要と認めた獣医師

〔調査実施〕

- (エ) 内容審査終了後概ね 1 か月以内に実施する。
- (オ) 調査は、組合員等の備える加入証、診療種別等通知書、病傷事故診断書等、組合員等が保有する帳簿及び組合員等からの聞き取り等により診療の事実を確認する。
- (カ) (ウ) のいずれにも該当しない獣医師に対しては、隔年で現地確認調査を行うこと等事務の簡素化を図ることができる。

第3節 家畜共済事故病類別表

家畜共済の共済事故の分類は、次の病類別表によるものとする。なお、各病名の同義語、同類語及び当該病名に係る特記事項（（法）は法定伝染病、（届）は届出伝染病とする。）は、備考欄に括弧書きで示した。また、病傷名に付した番号は、統計処理上必要なコード番号である。

01 循環器病

中分類	小分類	備考
(心臓疾患)		
01 心のう炎		(心膜炎)
02 創傷性心のう炎		(外傷性心筋炎を含む)
03 心臓肥大		
04 心筋症	01 肥大型 02 拡張型（うっ血型） 03 その他	
05 心筋炎	01 感染性 02 その他	
06 心臓破裂		
07 心内膜炎	01 感染性 02 その他	
08 心臓弁膜病		
09 不整脈	01 心房細動 02 その他	
10 心不全	01 左心性 02 右心性 03 両心性 04 その他	(肺性心)
(血管疾患)		
11 動脈瘤		(動脈瘤破裂を含む)
12 動脈炎	01 ウイルス性 02 細菌性 03 寄生虫性 04 その他	
13 動脈破裂		
14 動脈血栓症		(腸間膜血管閉塞症（「04消化器病」69）を除く)
15 後大静脈血栓症		
16 静脈炎		
17 リンパ管炎		
(循環器の腫瘍)		
18 心臓腫瘍		
19 血管腫瘍		
20 その他の循環器疾患		

02 血液及び造血器病

中分類	小分類	備考
(血液疾患)		
01 血液凝固不全	01 血友病	

02 血色素尿（血）症	02 壊血病	
03 産褥性血色素尿（血）症	03 その他	(低リン血症を伴う)
04 馬麻痺性筋色素尿（血）症		
05 ポルフィリン尿症		
<貧血>		
06 出血性貧血		
07 溶血性貧血	01 水中毒	
	02 免疫性	
	03 遺伝性	
	04 その他	
08 再生不良性貧血		
09 その他の貧血		
(造血器疾患)		
10 リンパ節炎		
11 脾炎		(外(創)傷性脾炎を含む)
12 白血病		(牛白血病(「16ウイルス病」70)を除く)
(造血器の腫瘍)		
13 リンパ節腫瘍		
14 脾臓腫瘍		
15 骨髓腫瘍		
16 その他の血液及び造血器疾患		

03 呼吸器病

中分類	小分類	備考	
(鼻腔疾患)			
01 鼻炎	01 感染性 02 寄生虫性 03 アレルギー性 04 その他	(蓄膿症)	
02 鼻出血			
03 化膿性鼻洞炎			
04 前頭洞炎			
05 喉嚢炎			
06 喉頭炎	01 感染性 02 その他		
07 喘鳴症	01 喉頭麻痺 02 軟口蓋異常 03 その他		
(気管疾患)			
08 気管狭窄			
09 気管炎			
10 気管支炎			
(肺疾患)			
11 肺充血			
12 肺水腫			

13 肺気腫		
14 肺炎	01 ウイルス性 02 クラミジア性 03 マイコプラズマ性 04 細菌性 05 真菌性 06 寄生虫性 07 吸引性 08 霧熱 09 その他	(誤嚥性) (フォグフィーバー)
15 肺膿瘍		
16 水胸		
17 血胸		
18 気胸		
19 膿胸		
20 胸膜炎	01 外傷性 02 結核性 03 その他	(真珠病) (横隔膜破裂)
21 横隔膜ヘルニア (呼吸器の腫瘍)		
22 鼻腔腫瘍		
23 喉頭腫瘍		
24 気管（支）腫瘍		
25 肺腫瘍		
26 その他の呼吸器腫瘍		
27 その他の呼吸器疾患		(息癆を含む)

04 消化器病

中分類	小分類	備考
(口腔・咽頭疾患)		
01 歯牙磨滅異常	01 斜歯 02 剪状歯 03 階状歯 04 その他	
02 裂歯		
03 齲歯		
04 歯槽骨膜炎		
05 歯肉炎		
06 舌炎		
07 舌損傷		
08 口内炎	01 感染性 02 異物・薬物性 03 ビタミン欠乏性 04 その他	(口炎) (馬のガマ腫を含む)
09 唾液腺炎		
10 唾管閉塞		(ガマ腫（馬のガマ腫は除く）)

11 咽頭炎	01 感染性	(アンギナ)
12 咽頭閉塞	02 異物性	
13 咽頭麻痺	01 感染性	
	02 異物性	
	03 その他	
	01 感染性	
	02 中毒性	
	03 異物性	
	04 腫瘍性	
	05 その他	
14 扁桃炎		
15 その他の口腔・咽頭疾患 (食道疾患)		
16 食道炎	01 感染性	
	02 寄生虫性	
	03 異物性	
	04 その他	
17 食道梗塞	01 異物性	
	02 その他	
18 食道狭窄		
19 食道拡張		
20 食道憩室		
21 食道破裂		
22 食道麻痺		(アカラシア)
23 食道痙攣		
24 その他の食道疾患 (複胃疾患)		
25 第一胃食滞		(第一胃拡張)
26 第一胃破裂		
27 ルーメンパラケラトーシス		(第一胃角化不全症)
28 ルーメンアシドーシス		
29 ルーメンアルカローシス		(第一胃腐敗症を含む)
30 急性鼓脹症		
31 慢性鼓脹症		(習慣性鼓脹症を含む)
32 外（創）傷性第二胃炎		
33 外（創）傷性胃横隔膜炎		
34 迷走神経性消化不良		(前胃及び第四胃弛緩症を含む)
35 第三胃食滞		(第三胃梗塞)
36 第四胃食滞		(第四胃拡張)
	01 異物性	(泥、砂、石等による)
	02 その他	
37 第四胃潰瘍	01 感染性	
	02 食餌性	
	03 その他	
38 第四胃炎	01 感染性	
	02 寄生虫性	
	03 異物性	

＜第四胃変位＞ 39 第四胃左方変位 40 第四胃右方変位 41 その他の複胃疾患 (単胃疾患) 42 急性胃拡張 43 慢性胃拡張 44 胃潰瘍 45 胃捻転 46 胃破裂 47 急性胃炎 48 慢性胃炎 49 幽門狭窄 50 その他の単胃疾患 (腸疾患) 51 腸閉塞 ＜腸変位＞ 52 腸狭窄 53 腸捻転 54 腸重積 55 腸炎 56 腸潰瘍 57 盲腸拡張 58 盲腸捻転 59 腸鼓脹 60 便秘症 61 腸破裂 62 直腸脱 63 消化吸収不良症候群 64 その他の腸疾患 65 胃腸炎	04 その他 01 感染性 02 食餌性 03 その他 01 感染性 02 寄生虫性 03 中毒性 04 異物性 05 その他 01 感染性 02 寄生虫性 03 食餌性 04 中毒性 05 出血性腸症候群 06 その他 01 感染性 02 その他 01 盲腸 02 結腸 01 大腸 02 小腸	(第四胃捻転) (過食疝) (角化を含む) (胃穿孔) (イレウス) (腸嵌頓) (腸纏絡) (腸重畳) (白痢を含む) (十二指腸潰瘍) (盲腸弛緩及び盲腸内容排出不全を含む) (風気疝) (気腸) (便秘疝) (脱肛) (痙攣疝及び直腸腔瘻を含む)
--	---	--

66 毛球症		
67 腹膜炎	01 感染性 02 外傷性 03 その他	
68 脂肪壊死症		(腸間膜脂肪壊死)
69 腸間膜血管閉塞症 (肝臓疾患)		(寄生疝)
70 黄疸	01 肝細胞性 02 閉塞性 03 溶血性 04 その他	
71 肝炎	01 中毒性 02 食餌性 03 感染性 04 寄生虫性 05 血清 (性) 06 その他	(ソーダストリバーを含む)
72 肝硬変	01 壊死後性 02 門脈性 03 胆汁性 04 寄生虫性 05 その他	
73 肝破裂		
74 脂肪肝		(肥満牛症候群及び妊娠中毒症を含む)
75 肝不全		
76 肝膿瘍		(フソバクテリウム・ネクロフォー ルムによるもの (「17細菌・真菌 病」54) を除く)
77 その他の肝臓疾患 (脾臓疾患)		
78 脾炎		
79 その他の脾臓疾患 (消化器の腫瘍)		
80 口腔・咽頭腫瘍		
81 食道腫瘍		
82 胃腫瘍		
83 腸腫瘍		
84 肝臓腫瘍		
85 脾臓腫瘍		
86 その他の消化器腫瘍 〈ヘルニア〉		
87 鼠径ヘルニア		
88 腹壁ヘルニア		(子宮ヘルニアを含む)
89 その他の消化器疾患		

05 泌尿器病

中分類	小分類	備考
(腎臓疾患)		
01 ネフローゼ症候群		
02 急性腎不全		
03 慢性腎不全		
04 腎炎	01 化膿性 02 非化膿性 03 その他	(牛の腎盂腎炎を含む)
05 その他の腎疾患		
(尿管疾患)		
06 尿管炎		
(膀胱疾患)		
07 膀胱炎		
08 膀胱麻痺		
09 膀胱脱		
10 膀胱破裂		
(尿道疾患)		
11 尿道狭窄		
12 尿道炎		
(泌尿器の腫瘍)		
13 腎臓腫瘍		
14 尿管腫瘍		
15 膀胱腫瘍		
16 尿道腫瘍		
17 尿毒症		
18 尿石症	01 腎結石 02 膀胱結石 03 尿道結石 04 尿管結石 05 その他	
19 血尿症	01 腫瘍性 02 中毒性 03 その他	
20 その他の泌尿器疾患		

06 生殖器病

中分類	小分類	備考
(雄生殖器疾患)		
(前立腺疾患)		
01 前立腺炎		
(精巣疾患)		
02 精巣機能減退症		(夏季不妊症を含む)
03 精巣炎		
04 精索炎		
05 潜在精巣	01 片側性	
	02 両側性	

06 精子異常症		
07 精嚢炎		
08 陰嚢炎		
09 陰嚢水腫		
10 陰嚢ヘルニア		
(陰茎疾患)		
11 陰茎麻痺		
12 包皮炎		
(雄生殖器の腫瘍)		
13 前立腺腫瘍		
14 精巣腫瘍		
15 陰茎腫瘍		
16 その他の雄生殖器疾患		
(雌生殖器疾患)		
(卵巣疾患)		
17 卵胞嚢腫		(豚の単胞性嚢腫、多胞性小型嚢腫及び多胞性大型嚢腫を含む)
18 黄体嚢腫		
19 卵巣發育不全		
20 卵巣静止		
21 卵巣萎縮		
22 排卵遅延		
23 無排卵		
24 鈍性発情		
25 發育不全黄体		
26 嚢腫様黄体		
27 黄体遺残		(永久黄体)
28 卵巣炎		
(卵管疾患)		
29 卵管炎		(卵管閉塞を含む)
30 卵管水腫		
31 卵管蓄膿症		
(子宮疾患)		
32 子宮内膜炎	01 急性カタル性	
	02 急性化膿性	
	03 慢性カタル性	
	04 慢性化膿性	
	05 慢性肥厚性	
	06 慢性萎縮性	
	07 潜在性	
	08 その他	
33 子宮蓄膿症		
34 子宮粘液症		(粘液子宮)
35 子宮萎縮		
36 子宮（筋）炎		(子宮膿瘍を含む)
37 子宮外膜炎		(子宮癒着を含む)
38 子宮頸管炎		(子宮腔部炎)

39 子宮頸管狭窄		
40 子宮頸管閉鎖症 (腔疾患)		(顆粒性腔炎 (「06生殖器病」47)を除く)
41 腔炎		
42 尿腔		
43 腔脱		
44 腔狭窄		
45 腔囊腫		(ゲルトネル管囊腫)
46 陰門狭窄		
47 顆粒性腔炎		
48 会陰ヘルニア (雌生殖器の腫瘍)		
49 卵巣腫瘍		(顆粒膜細胞腫を含む)
50 卵管腫瘍		
51 子宮 (頸管) 腫瘍		(子宮筋腫を含む)
52 腔腫瘍		
53 その他の雌生殖器疾患		

07 泌乳器病

中分類	小分類	備考
01 乳頭管狭窄		
02 乳頭損傷		
03 乳房損傷 (乳房炎)		
04 甚急性乳房炎	01 黄色ブドウ球菌	(壊疽性乳房炎を含む)
	02 レンサ球菌	
05 急性乳房炎	03 大腸菌	(クレブシエラ属を含む)
	04 緑膿菌	
06 慢性乳房炎	05 トウルエペレラ (アルカノバクテリウム) ・ピオゲネス	(小分類01～11は、中分類04～09までのそれぞれに該当する)
07 潜在性乳房炎	06 コアグラージェ陰性ブドウ球菌	
08 乾乳期乳房炎	07 その他の細菌	
	08 真菌	
09 未経産牛乳房炎	09 マイコプラズマ	
	10 ウイルス	(潰瘍性乳頭炎を含む)
	11 その他の微生物	(夏季乳房炎を含む)
10 乳房水腫		(乳房浮腫、乳房中隔水腫) (乳房堤靱帯断裂を含む)
11 黒痘疹		
12 乳房膿皮症		
13 血乳症		
14 無乳症		
15 惜乳症		

16 盲乳 (泌乳器の腫瘍)		
17 乳腺腫瘍		
18 その他の泌乳器腫瘍		
19 その他の泌乳器疾患		

08 妊娠・分娩期及び産後の疾患

中分類	小分類	備考
01 妊娠浮腫		
02 妊娠中毒症		
03 乳熱		(低カルシウム血症)
04 ダウナー症候群		(産前・産後起立不能症、圧挫損傷)
	01 中毒性	
	02 分娩時損傷	
	03 その他	
05 流産	01 感染性	
	02 寄生虫性	
	03 習慣性	
	04 外因性	
	05 その他	
06 難産	01 胎子失位	
	02 胎子過大	
	03 胎子多胎	
	04 胎子奇形	
	05 産道異常	
	06 陣痛異常	
	07 その他	
〈胎子異常〉		
07 ミイラ変性		
08 胎子浸漬		
09 胎膜水腫		
10 気腫胎		
11 その他の胎子異常		
12 長期在胎		
13 子宮捻転		
14 子宮脱		
〈産道損傷〉		
15 子宮破裂		(子宮動脈破裂を含む)
16 子宮頸管裂創		
17 膣裂創		
18 会陰・陰門裂創		
19 胎盤停滞		(後産停滞)
20 悪露停滞		
21 産褥熱		(産褥性創傷感染症)
22 その他の妊娠・分娩期及び産後の疾患		

09 新生子異常

中分類	小分類	備考
(胎子異常)		
01 ミイラ変性		
02 胎子浸漬		
03 胎膜水腫		
04 気腫胎		
05 その他の胎子異常		(原因不明の胎子の死亡を含む)
37 胎子死		(母牛の死産事故に伴う胎子の死亡)
(奇形)		
06 脳水腫		(水頭症)
07 脳欠損		
08 小脳形成不全		
09 全盲		
10 両眼欠損		
11 口蓋裂		
12 歯牙発生異常		
13 斜頸		
14 脊椎彎曲		
15 関節彎曲		(新生子の屈腱短縮症 (突球) を含む)
16 反転性裂体		
17 心臓奇形		
18 心臓転位		
19 重複 (体) 奇形		
20 無形無心体		
21 鎖肛		
22 その他の奇形	01 腸管形成不全 02 その他	
(新生子疾患)		
23 新生子免疫不全症		
24 新生子呼吸障害		
25 新生子体温調節障害		
26 新生子内分泌代謝障害		
27 新生子血液障害		
28 新生子栄養失調		
29 新生子感染症		
30 変形赤血球症		
31 臍帯炎		
32 臍ヘルニア		
33 胎便停滞		
34 子牛虚弱症候群		
35 尿膜管遺残		
36 その他の新生子疾患		

10 神經系病

中分類	小分類	備考
(中枢神経異常)		
01 外傷性脳脊髄損傷		
02 頸髄症		(馬の腰痠、ウオブラー症候群)
03 変形性脊椎症		
04 脳炎	01 化膿性 02 非化膿性 03 その他	
05 脳脊髄炎		
06 髄膜炎		
07 大脳皮質壊死症		(ビタミンB1欠乏症を含む)
08 脳軟化症		
09 癲癇		
10 旋回病		(共尾囊虫症を含む)
(末梢神経異常)		
11 顔面神経麻痺		
12 三叉神経麻痺		
13 肩甲上神経麻痺		
14 橈骨神経麻痺		
15 閉鎖神経麻痺		
16 大腿神経麻痺		
17 坐骨神経麻痺		
18 腓骨神経麻痺		
19 脛骨神経麻痺		
20 その他の末梢神経麻痺		(馬尾症候群を含む)
(神経系の腫瘍)		
21 脳腫瘍		
22 脊髄腫瘍		
23 末梢神経系腫瘍		
24 その他の神経系疾患		

11 感觉器（眼、耳）病

中分類	小分類	備考
(眼疾患)		
01 眼瞼炎		
02 眼瞼内反症		
03 涙管炎		
04 涙管狭窄		
05 結膜炎		
06 角膜炎	01 表層性 02 深層性 03 潰瘍性 04 その他	
07 ブドウ膜炎		(虹彩炎)
08 緑内障		
09 白内障		

10 網膜剥離		
11 黒内障		
12 キャンサーアイ		
13 眼腫瘍		
14 その他の眼疾患 (耳疾患)		(類皮腫を含む)
15 外耳炎		
16 中耳炎		
17 内耳炎		
18 耳腫瘍		
19 その他の耳疾患		

12 内分泌及び代謝疾患

中分類	小分類	備考
(内分泌腺疾患)		
01 下垂体疾患		
02 甲状腺疾患	01 機能亢進症 02 機能低下症 03 甲状腺炎 04 その他	
03 上皮小体（副甲状腺）疾患		
04 副腎疾患	01 皮質機能亢進症 02 皮質機能低下症 03 その他	（クッシング症候群）
(内分泌腺の腫瘍)		
05 下垂体腫瘍		
06 甲状腺腫瘍		
07 上皮小体腫瘍		
08 副腎腫瘍		
09 その他の内分泌腺疾患		
(代謝疾患)		
10 ケトーシス	01 原発性 02 継発性	（低栄養性、食餌性、特発性）
11 アミロイドーシス		
12 糖尿病		
13 白筋症		
14 骨軟症		
15 くる病		
16 ハイエナ病		（ビタミンA及びD過剰症）
17 ビタミンA欠乏症		
18 ビタミンE欠乏症		
19 低カルシウム血症		（周産期のもの（「08妊娠・分娩期及び産後の疾患」03）を除く）
20 マグネシウム欠乏症		（グラステタニー）
21 コバルト欠乏症		（くわず病）
22 セレン欠乏症		

23 鉄欠乏症		
24 銅欠乏症		
25 低リン血症		
26 その他の代謝疾患		

13 運動器病

中分類	小分類	備考
(骨疾患)		
<骨折>		
01 頭部骨折	01 頭蓋骨骨折 02 顔面骨骨折 03 下顎骨骨折	
02 脊椎骨折	01 頸椎骨折 02 胸椎骨折 03 腰椎骨折 04 仙椎骨折 05 尾骨骨折	
03 前肢骨骨折	01 肩甲骨骨折 02 上腕骨骨折 03 橈骨骨折 04 尺骨骨折 05 手根骨骨折 06 中手骨骨折 07 指骨骨折	(基節骨骨折、中節骨骨折、末節骨骨折)
04 後肢骨骨折	01 大腿骨骨折 02 脛骨骨折 03 腓骨骨折 04 足根骨骨折 05 中足骨骨折 06 趾骨骨折	(基節骨骨折、中節骨骨折、末節骨骨折)
05 その他の骨折	01 肋骨骨折 02 胸骨骨折 03 骨盤骨折	
06 骨膜炎		
07 骨髓炎		
08 管骨瘤		
09 趾骨瘤		
10 その他の骨疾患		
(関節疾患)		
<脱臼>		
11 股関節脱臼		
12 膝蓋骨外方脱臼		
13 膝蓋骨内方脱臼		
14 膝蓋骨上方固定		
15 球節脱臼		
16 その他の脱臼		

17 前十字靱帯断裂		
18 その他の靱帯断裂		
19 捻挫		
20 関節炎	01 感染性	
	02 非感染性	(関節リウマチを含む)
	03 その他	
21 関節周囲炎	01 感染性	
	02 非感染性	
	03 その他	
22 滑液嚢（粘液嚢）炎		(膝瘤及び飛端腫を含む)
23 変形性関節症		(骨関節症（炎）)
24 骨軟骨症（炎）	01 離断性骨軟骨症（炎）	
	02 骨端症（炎）	
	03 その他	
25 飛節内（外）腫		
26 その他の関節疾患 （筋・腱疾患）		
27 筋断裂	01 腓腹筋	
	02 内転筋	
	03 第三腓骨筋	
	04 その他	
28 筋炎	01 感染性	
	02 非感染性	(好酸球性・免疫介在性筋肉リウマチを含む)
	03 その他	
29 腱断裂	01 アキレス腱断裂	
	02 その他	
30 腱炎		
31 腱鞘炎		
32 屈腱短縮症（突球）		(新生子の屈腱短縮症（突球）は含まない)
33 その他の筋・腱疾患 （蹄疾患）		
34 趾間皮膚炎		
35 趾間フレグモーネ		(趾間腐爛、趾間壊死桿菌症、またぐされ)
36 趾皮膚炎		(疣状皮膚炎)
37 趾間過形成		(趾間結節、趾間隆起、趾間肉芽腫、胼胝)
38 蹄叉腐爛		
39 蹄葉炎		(び慢性非感染性蹄皮炎)
40 裂蹄 ＜蹄底腐爛＞		(爪われ)
41 蹄球び爛（腐爛）		(蹄踵糜爛、蹄球炎、慢性腐蹄病等)
42 挫跖		(蹄血斑、蹄底出血、非化膿性蹄真皮炎等)

43 化膿性蹄皮炎		(創傷性蹄皮炎、化膿性蹄真皮炎)
44 白帯病		(白線病及び馬の蟻洞を含む)
45 蹄底潰瘍		(限局性蹄皮炎、ルステルホルツ蹄底潰瘍)
46 その他の蹄疾患 (運動器の腫瘍)		
47 骨腫瘍		
48 関節腫瘍		
49 筋・腱腫瘍		
50 蹄腫瘍		
51 腰痠		(馬を除く畜種で、原因不明により後躯の運動機能障害を呈する疾患)
52 肩跛行		
53 寛跛行		
54 その他の運動器疾患		

14 皮膚病

中分類	小分類	備考
(皮膚の疾患)		
01 粧糠疹		
02 湿疹		
03 硬皮症		
04 蕁麻疹		
05 膿皮症		
06 皮膚炎	01 感染性	(真菌性及び寄生虫性を含む)
	02 栄養性	
	03 アレルギー性	
	04 光線過敏症	
	05 その他	
07 角化異常	01 角化亢進症	
	02 錯角化症	(豚のセレン及び亜鉛欠乏症を含む)
08 乳頭腫		(パポバウイルスによるもの(「16ウイルス病」22)を除く)
09 皮膚腫瘍		
10 脱毛症		
11 瘡瘡		
12 その他の皮膚疾患		
(皮下組織の疾患)		
13 膿瘍		
14 皮下気腫		
15 皮下出血		
16 象皮病		
17 フレグモーネ		(蜂窩織炎)
18 褥創		
19 項腫		
20 その他の皮下組織疾患		

15 中毒

中分類	小分類	備考
(植物中毒)		
01 ワラビ中毒		
02 アセビ中毒		
03 ドクゼリ中毒		
04 キョウチクトウ中毒		
05 タマネギ中毒		
06 その他の植物中毒		(傷害サツマイモ中毒を含む)
(薬物中毒)		(医薬品等による副作用(「19外傷不慮その他」29)を除く)
07 農薬中毒		
08 除草剤中毒		
09 殺鼠剤中毒		
10 防腐剤中毒		
11 飼料添加剤中毒		
12 石油・石油製品による中毒		
13 消毒薬中毒		
14 その他の薬物中毒		
(その他の中毒)		(医薬品等による副作用(「19外傷不慮その他」29)を除く)
15 鉛中毒		
16 銅中毒		
17 リン中毒		
18 塩化ナトリウム中毒		
19 尿素中毒		
20 硝酸塩中毒		
21 青酸中毒		
22 カビ毒中毒	01 アフラトキシン	
	02 その他	
23 蛇毒中毒		
24 ガス中毒		
25 その他の中毒		

16 ウイルス病

中分類	小分類	備考
(ボックスウイルス感染症)		
01 牛痘		
02 馬痘		(届)
03 牛丘疹性口炎		(届)
04 偽牛痘		(仮性牛痘)
05 ランピースキン病		(届)
06 豚痘		
09 その他のボックスウイルス感染症		
(ヘルペスウイルス感染症)		
10 悪性カタル熱		(届)
11 オーエスキー病		(届)

12 牛伝染性鼻気管炎		(届) (IBR)
13 馬鼻肺炎	01 死流産型	(届)
	02 その他	
14 馬皰疹		
15 豚サイトメガロウイルス病		(封入体鼻炎)
19 その他のヘルペスウイルス感染症 (アデノウイルス感染症)		
20 牛アデノウイルス病 (パポバウイルス感染症)		
22 牛乳頭腫 (パルボウイルス感染症)		
24 牛パルボウイルス病		
25 豚パルボウイルス病 (レオウイルス感染症)		
27 イバラキ病		(届)
28 チュウザン病		(届)
29 ブルータング		(届)
30 アフリカ馬疫		(法)
31 馬脳症		
32 牛ロタウイルス病		
33 馬ロタウイルス病		
34 豚ロタウイルス病		
37 その他のレオウイルス感染症 (トガウイルス感染症)		
39 ゲタウイルス病		
43 トガウイルス性流行性脳炎		(法) (流行性脳炎) (東部・西部・ベネズエラ馬脳炎)
(フラビウイルス感染症)		
38 牛ウイルス性下痢・粘膜病		(届) (BVD・MD)
40 豚コレラ		(法)
46 日本脳炎		(法) (流行性脳炎)
(アルテリウイルス感染症)		
41 馬ウイルス性動脈炎		(届) (EVA)
42 豚繁殖・呼吸障害症候群 (コロナウイルス感染症)		(届) (PRRS)
49 伝染性胃腸炎		(届) (TGE)
50 豚伝染性脳脊髄炎		(豚血球凝集性脳脊髄炎)
51 豚流行性下痢		(届) (PED)
53 その他のコロナウイルス感染症 (オルソミクソウイルス感染症)		
54 馬インフルエンザ		(届)
55 豚インフルエンザ (パラミクソウイルス感染症)		
58 牛疫		(法)
59 牛のパラインフルエンザ		
60 牛のRSウイルス病		
61 馬モルビリウイルス肺炎		(届)

62 ニパウイルス感染症 (ラブドウイルス感染症)		(届)
63 水胞性口炎		(法)
64 牛流行熱		(届)
65 狂犬病 (ブニヤウイルス感染症)		(法)
67 リフトバレー熱		(法)
68 アカバネ病		(届)
69 アイノウイルス感染症 (レトロウイルス感染症)		(届)
70 牛白血病	01 成牛型(地方病型)	(届)
	02 子牛型	
	03 皮膚型	
	04 胸腺型	
	05 と畜後廃用事故	
71 馬伝染性貧血 (ピコルナウイルス感染症)		(法)
74 口蹄疫		(法)
75 豚エンテロウイルス性脳脊髄炎		(届) (テッセン病)
76 豚水胞病		(法)
77 豚の脳心筋炎 (ライノウイルス感染症)		
80 牛ライノウイルス病		
81 馬ライノウイルス病 (カリキウイルス感染症)		
83 豚水疱疹 (リケッチア感染症)		(届)
85 ポトマック熱		(急性馬下痢症候群)
86 Q熱		
87 アナプラズマ病		(法) (アナプラズマ・マージナリーによるものに限る)
88 その他のアナプラズマ病		
89 エペリスロゾーン病 (クラミジア感染症)		
92 クラミジア病	01 流産型	
	02 脳脊髄炎型	
	03 その他	
(その他)		
95 アフリカ豚コレラ		(法)
98 その他のウイルス感染症		
99 伝達性海綿状脳症	01 通常の死廃事故	(法) (BSE)
	02 と畜後廃用事故	

17 細菌・真菌病

中分類	小分類	備考
(細菌感染症)		

(マイコプラズマ感染症)		
01 牛肺疫		(法)
02 豚マイコプラズマ肺炎		(MP S、豚流行性肺炎：SE P)
03 牛マイコプラズマ肺炎		
04 その他のマイコプラズマ感染症	01 関節炎型 02 その他	
05 ウレアプラズマ感染症		
(スピロヘータ感染症)		
09 豚赤痢		(届)
10 ボレリア症		
11 レプトスピラ症		(届) (レプトスピラ・ボモナ、レプトスピラ・カニコラ、レプトスピラ・イクテロヘモリジア、レプトスピラ・グリボティフォーサ、レプトスピラ・ハージョ、レプトスピラ・オータムナリス及びレプトスピラ・オーストラリスによるものに限る)
(ラセン菌感染症)		
15 増殖性出血性腸炎		
16 牛カンピロバクター		(届) (ビブリオ病)
20 その他のカンピロバクター症	01 不妊型 02 流産型 03 胃腸炎型 04 その他	
(グラム陰性好気性桿菌・球菌感染症)		
21 類鼻疽		(届)
22 鼻疽		(法)
23 緑膿菌症	01 創傷感染型 02 敗血症型 03 その他	
24 牛伝染性角結膜炎		(ピンクアイ)
25 ブルセラ病	01 無症状型 02 不妊型 03 流産型 04 精巣炎型 05 その他	(法)
26 馬伝染性子宮炎	01 無症状型 02 子宮、頸管炎型	(届)
27 豚萎縮性鼻炎		(届) (AR)
28 野兔病		(届)
(グラム陰性通性嫌気性桿菌感染症)		
31 大腸菌性下痢		
32 浮腫病		
35 その他の大腸菌症	01 敗血症型 02 その他	
36 馬パラチフス	01 流産型 02 精巣炎型	(届)

	03 関節炎型	
	04 臍帯炎型	
	05 胃腸炎型	
	06 その他	
37 サルモネラ・ダブリン感染症	01 敗血症型	(届)
	02 下痢症型	
	03 流産型	
	04 関節炎型	
	05 その他	
38 サルモネラ・ティフィムリウム感染症	01 敗血症型	(届)
	02 下痢症型	
	03 流産型	
	04 関節炎型	
	05 その他	
39 サルモネラ・コレラエスリス感染症	01 敗血症型	(届)
	02 下痢症型	
	03 その他	
40 サルモネラ・エンテリティディス感染症	01 敗血症型	(届)
	02 下痢症型	
	03 その他	
41 その他のサルモネラ感染症	01 敗血症型	
	02 下痢症型	
	03 流産型	
	04 関節炎型	
	05 その他	
42 出血性敗血症		(法)
45 その他のパスツレラ感染症	01 敗血症型	
	02 肺炎型	
	03 その他	
46 豚アクチノバチルス症		(豚胸膜肺炎)
47 子馬病		
49 その他のアクチノバチルス感染症	01 敗血症型	
	02 肉芽腫形成型	
	03 心内膜炎型	
	04 肺炎型	
	05 その他	
50 ヘモフィルス・ソムナス感染症		(脳脊髄膜炎)
51 ヘモフィルス・パラスイス感染症 (グラム陰性嫌気性無芽胞桿菌感染症)		(グレーサー病)
54 肝膿瘍		(フソバクテリウム・ネクロフォー ルムによるもの、壊死桿菌症)
(グラム陽性球菌感染症)		
57 滲出性表皮炎		(すす病)
58 化膿性多発性関節炎		
60 その他のブドウ球菌症	01 敗血症型	
	02 化膿型	
	03 その他	

61 腺疫		
63 その他のレンサ球菌症	01 敗血症型	
	02 髄膜炎型	
	03 関節炎型	
	04 心内膜炎型	
	05 その他	
(グラム陽性芽胞形成桿菌感染症)		
64 炭疽		(法)
65 壊死性腸炎		(腸内毒血症、エンテロトキセミア)
66 気腫疽		(届)
67 壊死性肝炎		
68 悪性水腫		
69 破傷風		(届)
(グラム陽性無芽胞桿菌感染症)		
72 リステリア症	01 敗血症型	
	02 脳脊髄炎型	
	03 その他	
73 豚丹毒	01 敗血症型	(届)
	02 蕁麻疹型	
	03 関節炎型	
	04 心内膜炎型	
	05 その他	
74 牛腎盂腎炎		(コリネバクテリウム・レナーレによるもの)
75 腎膿瘍		(コリネバクテリウムによるもの)
76 潰瘍性リンパ管炎		(カナダ馬痘)
77 放線菌症		
78 アクチノミセス・ピオゲネス感染症		
79 結核病	01 無症状型	(法)
	02 肺結核型	
	03 漿膜結核型	
	04 腸結核型	
	05 混合型	
80 ヨーネ病	01 慢性下痢症	(法)
	02 無症状型	
81 豚抗酸菌症		(非定型抗酸菌症)
82 ノカルジア症		(牛皮疽)
83 デルマトフィルス症		
84 ロドコッカス感染症		
85 ティザー病		
89 その他の細菌感染症		
(真菌感染症)		
90 カンジダ症	01 消化器型	
	02 皮膚型	
	03 呼吸器型	
	04 流産型	
	05 その他	

91 ムコール症	01 皮膚型 02 消化器型 03 呼吸器型 04 その他	(届)
92 クリプトコッカス症	01 皮膚型 02 呼吸器型 03 その他	
93 仮性皮疽		
94 ヒストプラズマ症	01 皮膚型 02 呼吸器型 03 脳脊髄炎型 04 リンパ節型 05 その他	
95 皮膚糸状菌症		(白癬菌症、小孢子菌症)
96 アスペルギルス症	01 皮膚型 02 呼吸器型 03 消化器型 04 流産型 05 全身型 06 その他	
99 その他の真菌感染症		

18 原虫・寄生虫病

中分類	小分類	備考
(原虫感染症)		
01 バベシア病		(バベシア・ビゲミナ、バベシア・ボビス、バベシア・ベルベラ、バベシア・エクイ及びバベシア・カバリによるものに限る) (法) (ピロプラズマ病)
02 タイレリア病		(タイレリア・パルバ及びタイレリア・アヌラタによるものに限る) (法) (ピロプラズマ病)
03 その他のバベシア病		
04 その他のタイレリア病		
05 トリパノソーマ病	01 瘧疾 02 その他	(届)
06 トリコモナス病		(届)
07 トキソプラズマ病		(届)
08 住肉胞子虫病		
09 コクシジウム病		
10 クリプトスポリジウム病		
11 ネオスポラ症		(届)
12 バランチジウム病		
13 バクストネラ病		
17 その他の原虫感染症		
(線虫感染症)		

18 牛鞭虫症		
19 豚鞭虫症		
20 旋毛虫症		(トリヒナ症)
21 毛細線虫症		(キャピラリア症)
22 乳頭糞線虫症		
23 馬糞線虫症		
24 豚糞線虫症		
25 牛回虫症		
26 豚回虫症		
27 馬回虫症		
28 ドロレス顎口虫症		
29 豚胃虫症		
30 馬胃虫症		
31 沖縄糸状虫症		(鼻鏡白斑症)
32 咽頭糸状虫症		(ワヒ、コセ)
33 馬糸状虫症		
34 頸部糸状虫症		
35 パラフィラリア症		
36 脳脊髄糸状虫症		
37 溷睛虫症		
38 牛腸結節虫症		
39 豚腸結節虫症		
40 牛鉤虫症		
41 豚腎虫症		
42 ロデシア眼虫症		
43 東洋眼虫症		
44 馬蟻虫症		
45 馬円虫症		(寄生疝 (「04消化器病」69) を除く)
46 牛肺虫症		
47 豚肺虫症		
48 馬肺虫症		
49 オステルターグ胃虫症		
50 捻転胃虫症		
51 牛捻転胃虫症		
52 クーペリア症		
53 ネマトジルス症		
56 その他の線虫感染症		
(条虫感染症)		
57 葉状条虫症		
58 大条虫症		
59 乳頭条虫症		
60 拡張条虫症		
61 ベネデン条虫症		
62 裸頭条虫症		
63 牛囊虫症		(無鉤囊虫症)
64 豚囊虫症		(有鉤囊虫症)

65 共尾虫症		
66 細頸囊虫症		
67 包虫症		(エキノコックス症)
71 その他の条虫感染症 (吸虫感染症)		
72 日本住血吸虫症		
73 双口吸虫症		
74 肝蛭症		
75 肝吸虫症		
76 槍形吸虫症		
77 膝蛭症		
78 肺吸虫症		
82 その他の吸虫感染症 (鉤頭虫感染症)		
83 大鉤頭虫症		(アカンソセファラ感染症)
87 その他の鉤頭虫感染症 (節足動物寄生)		
88 マダニ寄生		
89 牛疥癬症		
90 馬疥癬症		
91 豚疥癬症		(豚ヒゼンダニ症)
92 毛包虫症		
93 シラミ寄生		
94 ハジラミ寄生		
95 豚ジラミ寄生		
96 牛バエ幼虫症		(届)
97 馬バエ幼虫症		
99 その他の節足動物寄生		

19 外傷不慮その他

中分類	小分類	備考
01 切創		
02 刺創		(角突傷を含む)
03 踏創		
04 挫創	01 開放性	
	02 非開放性	(挫傷)
05 裂創		
06 咬創		
07 縛創		
08 銃創		
09 鞍傷		
10 火傷		
11 凍傷		
12 角損傷		
13 電撃		(落雷を除く。)
14 熱射病		
15 日射病		

16 失血死		
17 焼死		
18 凍死		
19 墜死		
20 溺死		
21 縊死		
22 窒息死		(縊死以外)
23 轢死		
24 圧死		
25 闘争死		
26 放牧死		
27 老衰死		
28 鳥獣害	01 カラス	
	02 キツネ	
	03 クマ	
	04 イノシシ	
	05 その他	
29 医薬品等による副作用	01 抗菌性物質	
	02 ホルモン類	
	03 駆虫薬	
	04 ワクチン類	
	05 消毒薬	
	06 その他	
30 盗難		
31 行方不明		
32 風水害によるもの		
33 落雷によるもの		
34 その他気象上の災害によるもの		
35 地震によるもの		
36 噴火によるもの		
37 地すべりによるもの		
38 火災によるもの		
39 その他	01 画像診断	
	02 その他	